

令和5年12月定例会

長和町議会会議録

令和5年 12月 1日 開 会

令和5年 12月14日 閉 会

長 和 町 議 会

令和5年12月 議会関係日程表

令和5年12月1日招集

月	日	曜日	区 分	摘 要
11	17	金		12:00 一般質問締切日
	18	土		
	19	日		
	20	月		9:30 議会運営委員会
	21	火		
	22	水		
	23	木		
	24	金		
	25	土		
	26	日		
	27	月		
	28	火		
	29	水		
	30	木		
12	1	金	本 会 議	9:30 12月定例会開会（議案の上程）
	2	土	休 日	
	3	日	休 日	
	4	月	休 会	
	5	火	本 会 議	9:00 一般質問
	6	水	本 会 議	9:00 一般質問
	7	木	委 員 会	9:30 総務経済常任委員会
	8	金	委 員 会	9:30 社会文教常任委員会
	9	土	休 日	
	10	日	休 日	
	11	月	休 会	
	12	火	休 会	
	13	水	休 会	
	14	木	本 会 議	9:30 議会再開（委員長報告・質疑・討論・採決・閉会）

会期14日間

第 1 号

(1 2 月 1 日)

議 事 日 程

令和5年12月 1日
午前 9時30分 開会
長和町議会 議長

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第24号 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 報告第25号 指定管理委託監査報告
- 日程第 5 報告第26号 議員派遣結果報告
- 日程第 6 発委第 5号 長和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
(委員会提出)
- 日程第 7 議案第67号 長和町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 8 議案第68号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 9 議案第69号 長和町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第10 議案第70号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第11 議案第71号 令和5年度長和町一般会計補正予算(第8号)について
(町長提出)
- 日程第12 議案第72号 令和5年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)について
(町長提出)
- 日程第13 議案第73号 令和5年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
(町長提出)
- 日程第14 議案第74号 令和5年度長和町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

て

(町長提出)

日程第 1 5 議案第 7 5 号 令和 5 年度長和町観光施設事業特別会計補正予算 (第 3 号) に
ついて

(町長提出)

日程第 1 6 議案第 7 6 号 長和町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについ
て

(町長提出)

日程第 1 7 委員会付託について

追 加 議 事 日 程 (第 1 号の追加 1)

令和 5 年 1 2 月 1 日

長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 議案第 7 7 号 長和町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

散 会

令和5年長和町議会12月定例会（第1号）

令和5年12月1日 午前 9時30分開会

出席議員（10名）

1番	阿部由紀子	議員	2番	龍野一幸	議員
3番	荻野友一	議員	4番	佐藤恵一	議員
5番	田福光規	議員	6番	羽田公夫	議員
7番	原田恵召	議員	8番	小川純夫	議員
9番	渡辺久人	議員	10番	森田公明	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田健一郎	君	副町長	高見沢高明	君
教育長	藤田仁史	君	総務課長	藤田健司	君
企画財政課長	宮阪和幸	君	建設水道課長	龍野正広	君
こども・健康推進課長	小林義明	君	町民福祉課長	藤田孝	君
情報広報課長兼会計管理者	上野公一	君	産業振興課長	中原良雄	君
教育課長	笹井佳彦	君	地球温暖化・景観対策担当課長	西田裕康	君
総務課長補佐	遠藤剛	君	代表監査委員	丸山淳子	君

議会事務局出席者

事務局長	米沢正	君	議会事務局書記	齊藤照恵	君
------	-----	---	---------	------	---

◎開会の宣告

○議長（森田公明君） おはようございます。

定数、定刻ともに至りましたので、令和5年12月長和町議会第4回定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森田公明君） 日程第1 会議録署名議員の指名について、会議規則第127条の規定に基づき、議長において、4番、佐藤恵一議員、6番、羽田公夫議員の両議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（森田公明君） 続いて、日程第2 会期の決定についてお諮りいたします。

会期につきましては、11月20日開催の議会運営委員会において決定しておりますので、議会議務局長より報告いたします。

米沢議会議務局長。

○事務局長（米沢 正君） おはようございます。

それでは、議会の日程を申し上げます。

お手元の議案書2ページを御覧ください。

11月20日に開催されました議会運営委員会におきまして会期が決定いたしました。

本日、12月定例会の開会となります。

一般質問についてでございますが、12月5日、6名の議員の方からございます。

翌日、12月6日でございますが、2名の議員の方から一般質問がございます。

12月7日、総務経済常任委員会を、12月8日、社会文教常任委員会をそれぞれ開催いたします。

12月14日、議会再開となりまして、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会という運びになっております。

会期は14日間となりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（森田公明君） 報告が終わりました。ただいまの報告のとおり、本定例会の会期を本日12月1日から14日までの14日間とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、本定例会の会期は本日12月1日から14日までの14

日間と決定いたしました。

○議長（森田公明君）　ここで報告いたします。

本定例会に提出された案件は、報告第24号から第26号までの報告3件、発委第5号　長和町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例案1件、議案第67号から議案第70号までの条例案4件、議案第71号から議案第75号までの補正予算案5件、議案第76号　長和町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて1件、計14件であります。

これより会議に入ります。

◎日程第3　報告第24号　例月出納検査結果報告

◎日程第4　報告第25号　指定管理委託監査報告

○議長（森田公明君）　日程第3　報告第24号　例月出納検査結果報告及び日程第4　報告第25号　指定管理委託監査報告を、一括して代表監査委員から報告を求めます。

丸山淳子代表監査委員。

○代表監査委員（丸山淳子君）　議案書5ページになりますが、よろしく願いいたします。

報告第24号

令和5年12月1日

長和町長　羽田健一郎様

長和町議会議長　森田公明様

長和町監査委員　丸山淳子

〃　小川純夫

例月出納検査結果報告（令和5年度10月分）

例月出納検査結果、令和5年度10月分でございます。

令和5年11月28日、10月分の例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告するものでございます。

詳細につきましては、次のページ以降を御参照いただければと思います。

続きまして、報告第25号　指定管理委託監査結果の報告をさせていただきます。

議案書12ページになりますが、よろしく願いいたします。

報告第25号

令和5年12月1日

長和町長　羽田健一郎様

長和町議会議長　森田公明様

長和町監査委員　丸山淳子

〃　小川純夫

指定管理委託監査報告

令和5年10月26日に、地方自治法第199条第7項の規定により指定管理委託監査を実施いたしました。

その結果について、地方自治法第199条第9項の規定により報告するものでございます。

監査結果及び検査意見を申し上げます。

指定管理業務については、基本協定並びに年度協定等に基づき適切に管理しているか、指定管理委託料・利用料金・管理経費は適切か、施設利用促進のため努力をされているか等について監査を行いました。

監査の結果、適正に執行されているものと認められました。

指定管理制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としていることから、担当課においては、受託者に全て任せるのではなく、管理委託業務内容等については全体を十分把握し、引き続き適正な指導に努めていただきたいと思います。

詳細につきましては、指定管理委託監査報告書13ページ以降を御参照いただければと思います。

以上でございます。

○議長（森田公明君） 報告を終わります。

◎日程第5 報告第26号 議員派遣結果報告

○議長（森田公明君） 次に、日程第5 報告第26号 議員派遣結果について報告を行います。

議員派遣については、私から報告いたします。

お手元の議案書21ページに記載してありますとおり、9月22日に開催された、令和5年度下諏訪町・長和町議会議員研修会に各議員が出席しております。

内容につきましては、ここに記載のとおりです。御参加いただき、大変御苦勞さまでした。

◎日程第6 発委第5号 長和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

（委員会提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第6 発委第5号 長和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを上程いたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

原田恵召議会運営委員長。

○議会運営委員長（原田恵召君） それでは、議案書の22ページを御覧ください。

発委第5号 長和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により

提出するものであります。

改正の内容であります。当町議会議員におきましても、国の法律に準拠し議会議員の期末手当を改正するものであります。

議案書23ページを御覧ください。

第1条では、12月に支給する期末手当を100分の165から100分の175に改正するものであります。

第2条では、6月に支給する期末手当を100分の165から100分の170に改正するものであります。

なお、施行日につきましては、第1条は公布の日から、第2条については、令和6年4月1日からとするものです。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（森田公明君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。発委第5号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本日審議し、即決といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、発委第5号は、本日審議することに決定いたしました。

発委第5号 長和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより発委第5号を採決いたします。発委第5号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第67号 長和町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第 8 議案第68号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第 9 議案第 69 号 長和町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

◎日程第 10 議案第 70 号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

◎日程第 11 議案第 71 号 令和 5 年度長和町一般会計補正予算 (第 8 号) について

(町長提出)

◎日程第 12 議案第 72 号 令和 5 年度長和町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 3 号) について

(町長提出)

◎日程第 13 議案第 73 号 令和 5 年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について

(町長提出)

◎日程第 14 議案第 74 号 令和 5 年度長和町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について

(町長提出)

◎日程第 15 議案第 75 号 令和 5 年度長和町観光施設事業特別会計補正予算 (第 3 号) について

(町長提出)

◎日程第 16 議案第 76 号 長和町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

(町長提出)

○議長 (森田公明君) 次に、日程第 7 議案第 67 号 長和町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第 16 議案第 76 号 長和町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてまでを一括して上程いたします。

全議案について、町長より提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長 (羽田健一郎君) 皆さん、おはようございます。

本年も、師走の風に追われて慌ただしく過ぎようとしておりますが、本日、ここに議会 12 月定例会を招集いたしましたところ、議員全員の御出席を賜り、開催できますことに、厚く御礼を申し上げます。

さて、私も 5 期目の任期のうち 2 年が過ぎたところでございます。公約としてお約束をいたしました、各般にわたります 8 つの宣言、101 の約束、それぞれの各種事業をしっかりと結果や進捗

状況などを検証しお示しするとともに、それぞれの事業を充実したものとすよう努めるとともに、至誠通天のごとく、全てのまちづくりの原点は、心を込め尽くすことであると考えておりますので、引き続き、町民の皆様、誰一人取り残すことなく「しあわせ感」を実感できるよう、「しあわせ長和町」の実現に向けて、これからも全身全霊で町政の運営に取り組んでまいり所存でございます。

気候変動に伴う、洪水や豪雨などの激甚化する自然災害や「持続可能な開発目標」を合い言葉に、積極的に取り組むこととされているSDGs、食料問題や貧困問題、少子高齢化への対応、エネルギー問題や長時間労働問題、さらにはロシアによるウクライナ侵攻、そして、これに起因する物価の上昇と急激な円安や多くの犠牲者を出しているパレスチナ・イスラエル戦争など、国内、世界の情勢は刻一刻と大きな流動化を深め、世界の分断が進み、歴史の転換点と申しますか、変革期を迎えているように思います。

日本におきましても、少子高齢化社会の中での財政の再建、経済成長の実現、脱炭素社会への転換などの課題が山積しております。

当町においても、これらの状況をしっかりと認識するとともに、適切な対応をしておりますので、議員の皆様のご理解、御協力、そして御支援を賜りますよう、改めてよろしくお願いを申し上げます。

さて、世界規模でパンデミック化いたしました、新型コロナウイルス感染症につきましては、この5月より5類感染症へと移行となり、報告も変更となりました。

その間、町民の皆様をはじめとする、関係する皆様のご理解と御協力、御支援によりましてワクチン接種が進んだこともあり、一旦落ち着いたかに思われましたが、長野県の最近の定点当たりの報告では、4.97から6.39と、全国平均である1.95から3.25に比べると高い推移となっておりますが、油断することなく引き続き関係する機関などと連携し、インフルエンザの拡大防止とともに、その対応につきましては万全を期してまいりたいと存じます。

令和5年秋開始接種につきましては、生後6か月以上の全ての住民を対象にオミクロン株XBB対応ワクチンの接種を行い、65歳以上の68%の方が接種をいただいております。

来年度、令和6年4月からは、インフルエンザワクチンと同様のB類定期接種となり、自己負担または自費での接種となる予定ですので、重症化予防を目的とした接種を御検討いただき、接種を希望する方は、こども・健康推進課まで御連絡をお願いします。

今後におきましても、県とともに感染防止の呼びかけを強化しつつ、町民の皆様のご生活を支え、経済の再生を図ることに努めてまいります。

それでは、今議会に提案させていただきました条例案4件、補正予算案5件、人事案件1件につきまして、順次御説明を申し上げます。

初めに、条例に係る案件であります。議案第67号 長和町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例については、特別職は人事院勧告の対象外ですが、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が可決されたことに伴い、県においても条例改正を

する予定であり、当町の給与条例も同様に改正するものであります。

次に、議案第68号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第69号 長和町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これらにつきましては、本年度の人事院勧告及び長野県人事委員会勧告を受け、県においても条例改正をする予定であり、当町の給与条例についても県に準拠していることから改正をお願いするものであります。

次に、議案第70号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、国民健康保険法の改正に伴う条例改正をお願いするものであります。

続きまして、補正予算について説明させていただきます。

最初に、議案第71号 令和5年度長和町一般会計補正予算（第8号）について説明をさせていただきます。

歳出の関係では、歳出全般に係る補正予算としまして、給与改定に伴う一般職及び会計年度任用職員の人件資に係る補正予算につきまして、関係する科目において計上をさせていただいております。

総務費の関係につきましては、令和6年4月からのデマンドバスの実証運行開始に向けた運行システムや地域公共交通計画策定に係る補正予算を計上をさせていただきました。

民生費の関係につきましては、各種給付金の実績見込みに伴う補正予算、補助事業の令和4年度分清算に伴う返還金に係る補正予算等を計上をさせていただきました。

衛生費の関係につきましては、令和5年度の普通交付税の額の決定に伴う依田窪病院への交付税配分金に係る補正予算、特定空家の認定に伴う特定空家解体補助金に係る補正予算を計上をさせていただきました。

このほか、不足が見込まれる住宅用太陽光発電システムや住宅用蓄電池システム設置補助金に係る補正予算も計上をさせていただきました。

農林水産業の関係につきましては、国庫補助事業として実施する獣害防止柵購入に係る補正予算、事業費の確定に伴う松くい虫防除対策事業に係る補正予算や、捕獲頭数の見込みによる有害鳥獣駆除対策協議会補助金等に係る補正予算を計上をさせていただきました。

商工費の関係につきましては、住宅・建築物耐震改修事業に係る補正予算、和田宿ステーションが道の駅になったことに伴う観光案内看板の改修等に係る補正予算を計上をさせていただきました。

土木費の関係につきましては、道路修繕工事や道路メンテナンス事業に係る補正予算を、消防費につきましては、個別避難計画策定に係る補正予算を、災害復旧費につきましては、令和元年台風19号豪雨災害に係る災害復旧工事に係る補正予算を計上をさせていただきました。

また、歳入につきましては、歳出で計上させていただいた事業の財源に係る補正予算が主なものになっておりますが、今回の補正予算に伴う一般財源への充当分として、財政調整基金を取り崩す

補正予算も計上させていただきました。

以上、一般会計で7,860万7,000円の増額補正をお願いするものであり、補正後の予算総額は59億3,407万8,000円でございます。

続きまして、議案第72号 令和5年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）から、議案第75号 令和5年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第3号）の主なものについて説明をさせていただきます。

国民健康保険特別会計につきましては、給与改定に伴う人件費、特別調整交付金及びこれに係る直営診療施設繰入金に係る補正が主なものとなっております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、保険基盤安定繰入金及びこれに伴う後期高齢者医療広域連合負担金の補正が主なものとなっております。

介護保険特別会計につきましては、給与改定に伴う人件費の補正、介護報酬改定等に伴うシステム改修に係る補正が主なものとなっております。

観光施設事業特別会計につきましては、給与改定に伴う人件費の補正、学者村関係施設（山の家広場）整備に係る財産区繰入金に係る補正、直営別荘地管理に係る法律相談に係る補正予算等を計上をさせていただきました。

次に、議案第76号 長和町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

教育委員の任期は4年ですが、この12月2日に4年間の任期が満了となります教育委員の任命につきまして、議会の同意をお願いするものであります。

以上、提案理由の概要を申し上げましたが、詳細につきましては審議の際、担当者より説明をいたしますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（森田公明君） 提案理由の説明が終わりました。

ただいま9時57分です。10時10分まで休憩いたします。

休 憩 午前 9時57分

再 開 午前10時10分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第7 議案第67号 長和町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第9 議案第69号 長和町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括して議題といたします。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） それでは、議案書の26ページを御覧ください。

議案第67号 長和町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議会の議決をお願いするものでございます。

改正条文につきましては27ページになります。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が可決されたことに伴いまして当町の条例の改正をするもので、こちらにつきましても、県の条例改正の動向も踏まえ、当町の特別職給与条例についても県に準拠していることから改正をお願いするものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からでございますが、第2条の規定につきましては令和6年4月1日から適用いたします。また、第1条の規定につきましては令和5年12月1日より適用いたします。

次に、議案書の30ページをお願いいたします。

議案第68号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議会の議決をお願いするものでございます。

改正条文につきましては31ページから61ページとなります。新旧対照表につきましては62ページからとなります。

内容でございますが、人事院勧告及び長野県人事委員会の勧告を受けまして、県においてもこの11月定例会において条例改正をする予定でございます。当町の給与条例につきましても県に準拠していることから改正をお願いするものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からでございますが、第2条の規定につきましては、令和6年4月1日から適用いたします。また、第1条の規定によります改正後の給与条例の規定につきましては、令和5年12月1日から適用いたします。

続きまして、議案書の125ページをお願いいたします。

議案第69号 長和町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、議会の議決をお願いするものでございます。

改正条文につきましては126ページからとなります。

本年度の人事院勧告及び長野県人事委員会の勧告に伴いまして町の給与条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、県に準拠した給与表を使用しておるため県準拠の給与表に改正を行うものと、期末手当につきましても同様に勧告により支給割合をそれぞれ改正するものでございます。

実施時期でございますが、給与表につきましては令和5年4月1日から適用し、差額を支給するものでございます。

期末手当につきましては、令和5年12月1日から適用するものでございます。

説明につきましては、以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（森田公明君） 議案の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。議案第67号から議案第69号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への負託を省略し、本日審議し即決といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認め、議案第67号から議案第69号は、本日審議することに決定いたしました。

日程第7 議案第67号 長和町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第67号を採決いたします。議案第67号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第68号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第68号を採決いたします。議案第68号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第69号 長和町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第69号を採決いたします。議案第69号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10 議案第70号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） それでは、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案書の131ページをお願いいたします。

議案第70号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議会の議決をお願いするものでございます。

改正条文につきましては132ページからとなります。

改正理由でございますが、国民健康保険法が改正されまして、子育て世帯の負担軽減や次世代世帯育成支援等の観点から、産前産後期間に関わる所得割額の減額措置が実施されることに伴っての条例改正となります。

対象者でございますが、国民健康保険の被保険者で令和5年1月1日以降に出産予定の方が対象となります。

減額対象期間でございますが、出産予定日または出産日の属する月の前月から4か月となります。減免額につきましては、出産する被保険者に関わる令和6年1月以降の対象となる期間の所得割額と均等割額となるところでございます。

施行期日につきましては、令和6年1月1日からの施行となります。

説明につきましては、以上です。よろしくお願い申し上げます。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

なお、今定例会に上程された議案のうち、議案第70号から議案第75号までは委員会への付託を予定しておりますので、詳細な質疑につきましては、後刻、所属する担当委員に委ねいただき、総括的、大綱的なものについての質疑をお願いいたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 質疑を終結いたします。

次に、日程第11 議案第71号 令和5年度長和町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） それでは、議案書の140ページをお願いいたします。

議案第71号 令和5年度長和町一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

第1条の関係でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,860万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ59億3,407万8,000円とするものでございます。

次に、第2条の地方債補正の関係につきましては144ページの第2表地方債補正を御覧いただきたいと思っております。

今回の補正予算につきましては、過疎対策事業債に係る補正となっております。2次分の過疎対策事業債に係る申請に合わせた補正予算をお願いするもので、借入れに関わる限度額を1億2,990万円から1億3,890万円に変更する補正となっております。

次に、歳入歳出の関係ですが、詳細は148ページからになります。

最初に、歳入の主なものについて説明させていただきます。

款12の分担金及び負担金、項2 負担金、目3 衛生費負担金の関係では、汚泥再生処理施設運営に係る青木村の負担金につきまして実績に基づき20万5,000円を増額する補正予算を計上させていただきました。

次に、款14 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金では、社会福祉費負担金におきまして実績見込みにより児童福祉給付費に係る相談支援サービス費、通所支援費を増額する補正予算を計上させていただきました。

同じ国庫支出金の項2 国庫補助金におきましては、目1の総務費国庫補助金の関係でマイナンバーカード、振り仮名、ローマ字等システム、振り仮名対応に係る戸籍附票システム、コンビニ交付システム改修に対するシステム整備費補助金として638万円を増額する補正予算を計上させていただきました。

149ページをお願いいたします。

目4の農林水産業費国庫補助金の関係では、交付対象面積が確定したことから、多面的機能支払交付金を60万4,000円の増、推進交付金を124万円減額する補正予算を計上させていただいております。

目6の土木費補助金の関係では、橋梁修繕工事に係る道路メンテナンス事業補助金を699万6,000円増額する補正予算を計上させていただきました。

次に、款15の県支出金、項2 県補助金、目3 農林水産業費補助金の関係では、農業費補助金の鳥獣被害防止総合対策整備交付金につきまして、鳥獣被害防止施設設置の関係で獣害防止策に係る補正予算として1,212万5,000円を計上させていただきました。

また、林業費補助金の関係では松くい防除事業、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業につきまして補助金額が確定したことから、それぞれ130万4,000円、168万7,000円を減額する補正予算を計上させていただきました。

150ページをお願いいたします。

款16の財産収入の関係では、生産物売払収入として200万円を減額する補正予算を計上させ

ていただきました。これは、森林施業計画の見直しにより町有林の間伐が来年度に見送られたことに伴うものでございます。

款18 繰入金、項2 基金繰入金の関係では、今回の補正予算編成に伴う一般財源の不足分として3,512万7,000円を取り崩す補正予算を計上させていただいております。

款20 諸収入、項6 雑入、目1 過年度収入につきましては、令和4年度の自立支援給付費国庫負担金及び障害者医療費国庫負担金の精算に伴う補正予算としまして676万8,000円を計上させていただきました。

151ページをお願いいたします。

款20の町債につきましては、過疎対策事業債の2次分の申請に伴う補正予算を計上させていただいております。

長門老人福祉センター改修工事につきましては400万円、やすらぎの湯空調設備更新工事につきましては460万円、給食費無償化事業につきましては40万円となっております。

次に、歳出について説明させていただきます。

まず、歳出全般に係る補正予算としまして、給与改定に伴う一般職及び会計年度任用職員に係る人件費の補正予算などにつきまして、関係する科目において計上させていただいております。

詳細につきましては180ページ以降の附属明細書で御確認いただければと思いますのでよろしくをお願いいたします。

では、153ページをお願いいたします。

説明欄の一番上の行になりますが、款2の総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費の巡回バス運行委託料の関係につきましては、令和6年4月からのデマンドバス運行開始に向けた運行システムに係る補正予算として148万5,000円を計上させていただきました。

また、154ページの説明欄上部の地域公共交通計画策定委託料817万3,000円につきましては、デマンドバス導入のための補助金の確保に当たり、国が定めている補助要件の中で必須となっております地域公共交通計画、これを策定するための補正予算でございます。

目4 財産管理費の中の長久保支所管理費の施設修繕費については、落雷に伴う修繕工事とガス漏れ関係の修繕工事としまして55万5,000円の増額補正予算を計上させていただいております。

155ページをお願いいたします。

目5の企画費の関係でございますが、地域おこし協力隊関係経費につきまして、委託型地域おこし協力隊事業として今までの会計年度任用職員での任用に加え、委託型の地域おこし協力隊に係る制度を新たに創設させていただきましたので、これに係る補正予算として58万6,000円を計上させていただきました。

156ページをお願いいたします。

項2 徴税费、目1 税務総務費の関係でございますが、税務総務経費の町税過年度還付金につ

きまして予算の不足が見込まれることから100万円を増額する補正予算を計上させていただきました。

157ページをお願いいたします。

項3 戸籍住民基本台帳費の関係でございますが、歳入の国庫支出金に関係でも触れさせていただきましたが、マイナンバーカードへの氏名の振り仮名、ローマ字、性別、生年月日表記への対応、その他、もろもろの関係のシステム改修委託料としまして731万4,000円の補正予算を計上させていただきました。

158ページをお願いいたします。

項7 情報管理費の関係でございますが、情報管理一般経費のシステム保守委託料146万9,000円につきましては勤怠管理システムの導入、LGWAN機器関係経費の使用料への科目変更、役場内ネットワークの切替えの次年度への変更などに伴う補正予算を計上させていただいております。

160ページをお願いいたします。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費の関係の福祉医療費給付事業につきましては、それぞれの給付事業の実績見込みによる補正予算を計上させていただきました。

161ページにかけての目2の障がい福祉費につきましても障害者自立支援給付費、地域生活支援事業費、児童福祉給付費のそれぞれの実績に伴う補正予算を計上させていただいております。

また、児童福祉給付費の返還金229万4,000円につきましては令和4年度の国庫支出金の精算に伴う返還金でございます。

目3 老人福祉費につきましては、負担金額の確定に伴う長野県後期高齢者医療広域連合負担金47万5,000円の減額補正や、後期高齢者医療給付費負担金257万3,000円の減額に係る補正予算を計上させていただきました。

163ページをお願いいたします。

民生費の項3 児童福祉費、目1 児童福祉総務費の関係でございますが、児童福祉一般経費におきまして国庫補助事業であります子ども・子育て支援事業交付金や、子育て世帯生活支援特別給付金の令和4年度精算に伴う返還金として120万3,000円に係る補正予算を計上させていただきました。

次に、166ページをお願いいたします。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目2 健康づくり費の関係でございますが、保健総務一般経費におきまして令和5年度の普通交付税の額の決定に伴う依田窪病院分の交付税配分金に係る増額補正予算としまして326万8,000円を計上させていただいております。

また、予防費の委託料に関わります175万2,000円の減額につきましては、妊婦・乳児一般健診、定期予防接種委託の実績見込みに伴う減額補正でございます。

168ページをお願いいたします。

目3 環境衛生費の関係でございますが、環境衛生総務一般経費におきまして、特定空家の認定に伴い特定空家等解体補助金の50万円の増額補正予算を計上させていただきました。

また、再生可能エネルギー普及推進事業におきまして、住宅用太陽光発電システム設置補助金及び住宅用蓄電池システム設置補助金に不足が見込まれることから、それぞれ60万円、40万円を増額する補正予算を計上させていただいております。

169ページをお願いいたします。

款5の農林水産業費、項1 農業費、目3 農業振興費の関係では、獣害防止柵資材購入に係る補正予算1,212万6,000円を計上させていただきました。国の令和5年度追加要望に係る補正予算で、財源は全額国庫補助金となります。

目5 農地費の関係では、多面的機能支払事業におきまして交付対象面積が確定したことから80万5,000円を増額する補正予算を計上させていただきました。

171ページをお願いいたします。

項2の林業費の関係では目2の林業振興費におきまして、松くい虫防除対策事業費が確定したことから県森林税活用事業分も含めて148万3,000円を減額する補正予算を計上させていただきました。

また、有害鳥獣駆除対策協議会補助金につきましては、捕獲頭数の見込みにより217万8,000円を増額する補正予算を計上させていただいております。

172ページをお願いいたします。

款6 商工費、項1 商工費、目2 商工振興費の関係では、耐震改修事業の住宅改修に係る予算につきまして当初予算では委託料に計上しておりましたが、補助金として個人へ助成するため負担金補助及び交付金への支出科目の変更に伴う補正予算を計上させていただいております。

目3の観光費の関係では、観光振興事業におきまして和田宿ステーションが道の駅となり、関係する観光案内看板の修正が必要になったことから、道の駅マルメロの駅ながと、和紙の里、和田宿ステーション、これらの観光案内看板の修正と和田宿ステーションの中にあります和田宿案内看板の修繕を行うために91万1,000円の補正予算を計上させていただいております。

174ページをお願いいたします。

款7 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費の関係でございますが、土木管理経費におきまして町道拡幅工事に伴う土地の交換登記に関する補正予算としまして150万円を計上させていただいております。

目2の土木維持費の関係につきましては、道路橋梁維持管理経費におきまして3か所の道路修繕工事に係る282万5,000円の増額補正予算を計上させていただいております。

また、道路メンテナンス事業につきましては、事業費の増額に伴い設計・管理委託料などの55万円と工事請負費700万円の増額補正をお願いするものでございます。

175ページをお願いいたします。

款8の消防費の関係でございますが、防災対策の関係で個別避難計画を策定するための業務委託に係る補正予算として35万円を計上させていただきました。

款9の教育費の関係につきましては、人件費に関する補正予算が主なものとなっております。

次に、179ページをお願いいたします。

款10 災害復旧費、項1 農林水産施設復旧費、目1 農業用施設災害復旧費につきましては、令和元年台風19号災害に係る災害復旧工事費としまして2か所349万4,000円の補正予算を計上させていただいております。

以上、令和5年度長和町一般会計補正予算（第8号）の説明とさせていただきますと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結いたします。

次に、日程第12 議案第72号 令和5年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）についてから、日程第14 議案第74号 令和5年度長和町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてまでを一括して議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは説明をさせていただきます。

議案書の183ページをお開きいただきまして、次ページ184ページを御覧ください。

議案第72号 令和5年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）について御説明をさせていただきます。

既定の歳入歳出にそれぞれ377万9,000円を追加をいたしまして、歳入歳出の総額を7億9,863万2,000円とするものでございます。

190ページをお開きください。

190ページの歳入といたしまして、款5 項2 目4 国民健康保険制度関係事業補助金につきましては5,000円の増額補正となります。これにつきましては、出産育児一時金が令和5年度より42万円から50万円となり8万円の増額になったことに対し、保険者の増額分に対する補助として国が出産育児一時金1件当たり5,000円の補助をするものであります。

当町においては、年度内に出産育児一時金を支給する予定となっております補正をお願いするものでございます。

款6 項1 目1 保険給付費等交付金につきましては、歳出で御説明をさせていただきますが、保険者努力支援分として22万円の増額、特別調整交付金分として国保依田窪病院医療機器購入の補助分として274万9,000円を増額補正とさせていただきます。

款10 項1 目1 一般会計繰入金につきましては、節1 職員人件費等繰入金につきましては、給与改定に伴う国保職員人件費で11万6,000円の増額、保険基盤安定繰入金につきましては実績及び今後の見込みにより、被保険者の保険税軽減分に対する繰入分として75万2,000円の増額、保険税軽減対象者の割合に応じた支援をする保険者支援分として2万1,000円の減額補正となっております。

節3 未就学児均等割保険料繰入金につきましては、令和4年度より実施の未就学児に関わる均等割保険料軽減分について、実績及びこちらも今後の見込みにより4万2,000円の減額となります。

続きまして191ページをお開きください。

歳出について御説明をさせていただきます。

款1 項1 目1 一般管理費につきましては、国保職員人件費の給与改定に伴います11万6,000円の増額、内訳については説明欄を御覧ください。

国保会計年度任用職員人件費については、保険事業に関わる職員人件費が国民健康保険の保険者努力支援制度の対象となることから、保険事業に関わる職員人件費を款6の保健事業費へ実績と今後の見込みを勘案し、必要額を繰り替えるものでございます。

同じく191ページの款2 保険給付費から193ページの款3 国民健康保険事業費納付金につきましては、財源内訳の変更となっております。

同じく193ページの款6 項1 目1 保健衛生普及費につきましては、一般会計より支出予定であったデータヘルス計画策定支援業務委託料のうち、分析に要する経費については保険者努力支援制度の対象となることから、一般会計支出予定分のうちデータ処理に要する経費22万円について特別会計で計上するものでございます。

国保会計年度任用職員人件費につきましては、先ほども説明させていただいたとおり、国保会計年度任用職員人件費の実績と今後の見込みを勘案しまして必要額を組み替えるものでございます。

款9 項1 償還金及び還付加算金では、令和4年度の保険給付費等交付金償還金として実績確定に伴いまして57万9,000円の増額。

項2 繰出金につきましては、歳入でも少し触れさせていただきましたが、令和5年度の直営診療施設整備事業として国保依田窪病院における医療機器の整備――骨密度測定装置の導入をする予定となっておりますが、整備の実績によりまして歳入で款6 県支出金で国保依田窪病院医療機器購入の補助分の特別交付金275万円を繰出金として支出する予定のための増額補正をするものでございます。

予備費については、御覧のとおりでございます。

続きまして、議案書198ページをお開きいただきまして、199ページ目をお開きください。

議案第73号 令和5年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明をさせていただきます。

既定の歳入歳出から41万5,000円を減額し、歳入歳出の総額を9,173万4,000円とするものでございます。

205ページをお開きください。

歳入では、款4項1目1事務費繰入金につきましては、後期高齢者医療の電算処理システム機器リース料につきましては、当初、広域連合において令和6年2月にクラウド化を含めた標準システムへの機器更改について準備を進めておりましたが、開発の遅延等から機器更改のスケジュールの再調整によりまして、機器更改を来年度の令和6年10月から12月を目途に、その後、令和7年1月に標準システム運用切替え予定となったことから、現在の電算処理システムの機器のリースの契約が令和6年2月であることから再契約によりまして、今年度については3月分の1か月分のシステムリース代2,000円を増額するもので、一般会計から繰り入れるものでございます。

同じく目2保険基盤安定繰入金につきましては、保険料軽減に伴う軽減分を県町の繰入金の保険基盤安定繰入金の決定により41万7,000円の減額となっております。

206ページをお開きください。

歳出につきましては、款1項1目1一般管理費につきましては、歳入で御説明したとおり、現在の電算処理システムの再契約に伴いますリース料として2,000円を増額をお願いするものでございます。

款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険基盤安定負担金の決定によりまして納付金を41万7,000円減額するものでございます。よろしく願いをいたします。

続きまして207ページをお開きください。次のページ、208ページをお願いをいたします。

議案第74号 令和5年度長和町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明をさせていただきます。

歳入歳出にそれぞれ4万5,000円を追加をいたしまして、歳入歳出の総額11億3,219万3,000円とするものでございます。

214ページをお開きください。

歳入といたしましては、款8項1目4その他一般会計繰入金といたしまして、節1職員給与費等繰入金として職員人件費の給与改定に伴います介護保険担当職員人件費を23万円増額。

節4介護保険事業繰入金につきましては、令和6年4月の制度改正に伴います介護保険システムの改修費として83万円の増額となっております。

同じく目5低所得者保険料軽減繰入金といたしまして、交付決定によりまして101万5,000円の減額補正となります。

215ページをお開きください。

歳出ですが、款1項1目1一般管理費につきましては、介護保険担当職員人件費の給与改

定に伴う補正内容等につきましては説明欄を御覧ください。

一般管理費につきましては、令和6年4月制度改正に伴います介護保険システムの改修費として83万円1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

款2 保険給付費につきましては、低所得者保険料軽減の減額による財源内訳の変更となっております。

216ページをお開きください。

款4 項4 目1 包括的支援事業として、包括的支援事業職員人件費として、一般管理費同様に地域包括センターの職員人件費の給与改定に伴います増額補正をお願いするものでございます。

予備費については補正に伴います総額調整の補正となっております。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結いたします。

次に、日程第15 議案第75号 令和5年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） それでは、議案書の220ページからになります。1枚おめくりいただきたいと思います。

議案第75号 令和5年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ261万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億495万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては227ページの歳入からで、主立った項目を説明させていただきます。

款3 繰入金、項3 財産区繰入金、目1 財産区繰入金、節1 財産区繰入金で263万2,000円の増額補正をさせていただきました。

学者村別荘地景観整備繰入金の単価が2,000円から1,400円としたことによる減額分と合わせ、学者村別荘地山の家前広場に建設されました一時避難所施設も兼ねたコミュニティースペース「風の庭」の建設負担金として、古町財産区様より200万円、長久保財産区様より100万円の繰入れをお願いするものでございます。長久保財産区様につきましては、来年度に残りの100万円を御負担する予定でございます。

続いて、歳出でございますが228ページをお開きください。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は、職員の手当に関わる補正として8万5,

000円を計上させていただきました。

目2 別荘地総務管理費では、弁護士及び税理士への法律や消費税等に関わる相談料としまして110万円を計上させていただきました。

また、来年の2月以降におきまして4年間実施できなかった関東方面への中心として滞納整理を実施するべく旅費及び駐車場使用料、有料道路使用料を増額させていただくものでございます。

節22 償還金利子及び還付加算金では、学者村別荘地において過年度過誤納付金としまして12万4,000円を増額補正させていただきました。

目3 学者村別荘地管理費では、夏イベントの精算により21万円の減額、またテニスコートのフェンス等の施設修繕費としまして24万2,000円を増額補正をするものでございます。

229ページの目5 ふれあいの郷別荘地管理費では、令和5年4月の突発的な大雪に対応するため、重機等借上料6万1,000円を増額補正するものでございます。

最後になりますが、款3 予備費、項1 予備費、目1 予備費で114万4,000円を増額し調整するものでございます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。休憩中、議場において議会全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いたします。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前11時00分

○議長（森田公明君） 日程第16 議案第76号 長和町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） それでは、議案書の232ページを御覧いただきたいと思います。

議案第76号 長和町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

次の者を長和町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名は平山大祐。生年月日、住所につきましては、議案書に記載のとおりでございます。なお、任期につきましては、令和5年12月3日から令和9年12月2日までの4年間になります。

よろしくお願いたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案につきましては、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、これより議案第76号を採決いたします。議案第76号長和町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は同意されました。

◎日程第17 委員会付託について

○議長（森田公明君） 次に、日程第17 委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に提出されました、議案第70号の条例案1件、議案第71号から第76号までの補正予算案5件は、委員会付託表のとおり、それぞれの委員会に付託したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、委員会付託表のとおり各委員会へ付託することに決定いたしました。

各委員会は、本会期中に審査の上、結果報告願います。

ここで暫時休憩いたします、そのままお待ちください。

休 憩 午前11時04分

再 開 午前11時06分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここでお諮りいたします。お手元に配付のとおり、町長より追加議案が提出されております。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎日程第1 議案第77号 長和町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

○議長（森田公明君） 追加議事日程第1 議案第77号 長和町会計年度任用職員の給与及び費

用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを上程いたします。

上程した議案について、町長から提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） それでは、本議会に追加議案として提案させていただきました、条例案1件について説明を申し上げます。

議案第77号 長和町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、本年度の人事院勧告及び長野県人事委員会により一般職の職員の給与表及び期末手当支給率の引上げが勧告されたことを受け、会計年度任用職員につきましての給与表及び期末手当支給率を翌年4月から適用するための所要の改正をお願いするものでございます。

以上、追加議案として提案させていただきました議案について概要のみ説明させていただきましたが、詳細につきましては、御審議の際、担当課長より説明を申し上げますので、原案を御承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（森田公明君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第77号 長和町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） それでは、よろしくお願いたします。

追加議案書の2ページをお願いいたします。

議案第77号 長和町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、人事院勧告及び長野県人事委員会勧告を受けまして、条例改正をお願いをするものでございます。追加議案ということで審議をお願いするものでございます。

改正条文につきましては3ページから、新旧対象表につきましては4ページとなっております。

改正の内容でございますが、一般職の職員の給与表及び期末手当支給率の引上げが、人事院並びに長野県人事委員会から勧告されたわけでございますが、会計年度任用職員につきましては、給与表は翌年の4月から適用することとなっております。この期末手当支給率につきましても、同様に翌年の4月から適用するように改正するものでございます。

なお、令和3年度に期末手当支給率の引下げが実施されていましては、条例本文を改正いたしまして、年度当初の支給率にて支給した経過がございますが、今後につきましては、勧告の都度本文を改正しなくてもいいように、給与表同様に附則に明記して対応することとしたいものでございます。

施行期日は交布の日からでございますが、令和5年12月1日から適用ということといたしたいと思っておりますが、よろしくお願いたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

お諮りします。議案第77号は会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本日審議し即決といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認め、議案第77号は本日審議することに決定いたしました。

議案第77号 長和町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第77号を採決いたします。議案第77号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、12月5日及び6日に一般質問を予定しておりますが、開議時刻を午前9時からといたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認め、一般質問につきましては、午前9時から開会いたします。

◎散会の宣告

○議長(森田公明君) 以上をもちまして、本日予定していた会議は終了いたしました。

会議を閉じ、散会といたします。

散 会 午前11時11分

第 2 号

(1 2 月 5 日)

議 事 日 程

令和5年12月 5日
午前 9時00分 開議
長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 一 般 質 問
散 会

令和5年長和町議会12月定例会（第2号）

令和5年12月5日 午前 9時00分開議

出席議員（10名）

1番	阿部由紀子	議員	2番	龍野一幸	議員
3番	荻野友一	議員	4番	佐藤恵一	議員
5番	田福光規	議員	6番	羽田公夫	議員
7番	原田恵召	議員	8番	小川純夫	議員
9番	渡辺久人	議員	10番	森田公明	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田健一郎	君	副町長	高見沢高明	君
教育長	藤田仁史	君	総務課長	藤田健司	君
企画財政課長	宮阪和幸	君	建設水道課長	龍野正広	君
こども・健康推進課長	小林義明	君	町民福祉課長	藤田孝	君
情報広報課長兼会計管理者	上野公一	君	産業振興課長	中原良雄	君
教育課長	笹井佳彦	君	地球温暖化・景観対策担当課長	西田裕康	君
総務課長補佐	遠藤剛	君			

議会事務局出席者

事務局長	米沢正	君	議会事務局書記	齊藤照恵	君
------	-----	---	---------	------	---

◎開議の宣告

- 議長（森田公明君） おはようございます。
長和町議会第4回定例会を再開いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
-

◎日程第1 一般質問

- 議長（森田公明君） 日程第1 一般質問を行います。

通告順により、本日6名の一般質問を行います。

5番、田福光規議員の一般質問を許します。

田福光規議員。

- 5番（田福光規君） 議長の許可を頂きましたので、一般質問を行わせていただきます。

私は、第1に、当町の奨学金貸付の現状と課題、第2に、当町の国民健康保険の現状と課題、第3に、当町の介護保険の現状と課題、以上の3点について質問を行います。

なお、通告いたしました質問事項が多かったために、制限時間内に収まるのが厳しい状況であります。途中で割愛等調整を行ってまいりますので、よろしくお願いをいたします。

第1に、当町の奨学金貸付けの現状と課題、給付型奨学金の新設等の提案についてであります。

日本の大学の授業料はこの30年間で、国立大学は1.4倍になり、年間53万5,800円、私立大学では1.5倍となり、文科系で年間94万4,320円、理科系で年間129万4,121円にも上昇しています。

親の収入は、1996年をピークに46万円減少し、大学生の約半数が奨学金を借りている状況です。

日本学生支援機構の奨学金を受けると、ほとんどの人が金利を付けて返済するようになり、平均の借入額は324万円、毎月の返済額は1万6,880円で、返済までに平均15年かかっています。社会人になると同時に300万円のローンを背負い、返済が終わるのは40歳近くになるという事です。

日本学生支援機構の貸与型奨学金の総貸与残高は2021年度末で9.5兆円、国の予算の10分の1にまで膨れ上がっているという深刻な事態です。

本日、私は、以上の現状を踏まえて、当町の奨学金がさらに利用しやすく、教育の深い均等に役立つよう、奨学金の改善充実を求めて質問を行います。

最初に、当町の奨学金の運用状況をお聞きします。当町の奨学金の基金総額、令和4年度末の貸付中の金額、現金額をお聞きします。

- 議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 皆さん、おはようございます。最初の、田福議員の御質問に答弁をさせていただきます。

奨学金に関する御質問でございます。

私の公約長和ネクストビジョンVで「心満たされる学びの環境づくりをすすめます」の一つとして奨学金返還支援制度の創設の検討を掲げさせていただいております。

近年、急激に進む物価高騰は家計に大きな影響を与えておりますが、子供の教育資金の確保に苦勞している家庭は、お話があったように多く、そうした場合、奨学金制度の利用が選択肢となります。

奨学金には貸与型と給付型がございますが、給付型は制度が充実しつつありますが、依然としてハードルの高いのが現状でございます。

県内の給付型奨学金を行っている状況を見ますと、地元出身者による育英基金などによるものが多く、自治体で取り入れている場合は、非課税世帯、所得制限基準が厳しいのが現状でございます。

日本学生支援機構の調査によりますと、何らかの奨学金を利用している学生の割合は、大学（昼間部）で49.6%、そしてまた、短大、これも昼間部でございますけれども56.9%と、こういうことになっております。

約半数の学生が、奨学金を利用している状況になりますが、当町においては現在、貸与型の奨学金制度となっております。このような学生を取り巻く環境を考えれば、当然、給付型の奨学金制度が望ましいわけでございますが、私どもの町は、高校等通学費補助とか、給食費無料化など実施している自治体が少ない事業を行っていることなど財政的な問題もございまして、給付型の導入は大変厳しいのが現状でございます。

そこで、私といたしましては、給付ではなく償還の部分で支援制度を創設できないか検討をしているところでございます。

例えば、卒業後地元に戻った場合、地元企業に就職した場合などは、償還金の減額、免除を行えないかというものでございます。

ただし、長和町に居住した場合、途中で転出したらどうするか、地元企業に就職した場合、途中で町外に転職した場合などの経過措置の基準設定、そして、地元企業の範囲など検討しなければならない課題が多くございます。

このことにつきましては、長和町奨学金貸付運用委員会にも協議に加わっていただきまして、奨学金の返還支援制度の創設を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、奨学金の詳細につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 奨学金の基金総額、令和4年度末の貸付中の金額、令和4年度末の現金額についての御質問でございます。

まず、基金総額でございますが1億1,928万円でございます。次に、令和4年度末の貸付中

の金額でございますが6,771万5,000円。次に、令和4年度末の現金額についてでございますが5,156万5,000円になります。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 令和4年度末現在の償還継続件数、据置期間中の件数、貸付継続件数、償還滞納件数をお聞きします。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 奨学金の件数に関する御質問です。

まず、令和4年度末現在の償還継続件数は39件、次に、据置期間中件数が17件、次に、貸付継続件数が15件、償還滞納件数3件という状況になります。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 令和4年度現在での貸付額別の利用者数をお聞きします。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 貸付継続の件数についてでございますけども、74件の貸付けを行っております。

内訳につきましては、大学、短期大学及び専修学校の学生に対する月額4万円の件数が65件、高校、高等学校及び高等専門学校の学生に対する月額2万5,000円が8件、そのほか合併前の旧制度による、月額1万5,000円が1件となっている状況でございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 過去5年間の新規の利用者数をお聞きします。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 過去5年間の新規利用者数につきましては、令和5年度が3件、令和4年度が7件、令和3年度が4件、令和2年度が10件、令和元年度が7件という状況でございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 次に、長和町奨学金の貸与に関する規則についての質問を行います。

長和町奨学金の貸与に関する規則は、平成17年の合併により長和町が発足した際に制定されています。その後、支給される奨学金額や支給基準についての見直しは行われていません。この間、国立大学の授業料は据え置かれていますが、私立大学の授業料は、平均で約10万円値上げされています。また、昨今の急激な物価上昇が、学生を抱えた家庭と学生の生活を直撃しています。

今年7月の奨学金貸付運営委員会でも、委員の方から規則の見直しが必要との意見が出されましたが、支給される奨学金額や支給基準等、規則の見直しを行う考えがあるのか、お聞きします。

○議長（森田公明君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） 奨学金額や支給基準等、規則の見直しについての御質問でございます。

奨学金の見直しにつきましては、町長の答弁にありました奨学金返還支援制度の創設と併せて行

う必要があると考えております。議員御指摘のとおり、奨学金貸付運営委員会から、現在の物価に合わせ、奨学金貸付額、所得基準、控除額等の規則の見直しの御意見を頂きました。

教育委員会としては前述のほか、償還の据置期間や償還年数などについても規則見直しの際に検討してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 次の質問ですけど、規則の見直しの具体的なお願いを一つ行う予定でしたが、時間の関係で割愛いたします。

述べたことは、一応見直しの際の参考をお願いしたいと思います。

次に、（3）として、給付型奨学金の新設等の提案を行います。

この提案を行う理由は第1に、この間の新規奨学生の伸び悩みでございます。

この間の新規の奨学生は、2019年度が7名、2020年度が10名、2021年度が4名、2022年度7名、2023年度3名です。コロナ禍や経済背景を踏まえると、もっと多くの奨学生希望があると思いますが伸びていません。その理由は、奨学金の返済の問題にあると考えられます。当町の奨学金は、利子はつかないため、有利子の奨学金より有利な奨学金だと思えますが、それでも返済することは必要なため将来の返済を考えて、申請されないのではないかと思います。

第2に、年度末の奨学金の現金額です。

令和4年度現金額は5,156万5,000円であり、基金総額1億2,000万円の43%となっています。令和4年度の運用では、貸付額より回収額が273万円上回っており、基金の運用が効率的にできなくなりつつあります。現在の基金の効率的な運用のために、新たな奨学金の新設を提案いたします。

第1の提案は、給付型奨学金の新設の提案です。

下諏訪町では、真に支援が必要な低所得者世帯の方に対して、給付型の奨学金の支給を行っています。対象は、高等学校以上の学生で、条件は、第1に、高等教育で得た知識や技術を、将来的に下諏訪町に戻り、その能力を発揮したい強い意志を持つなど向上心を有する者、第2に、下諏訪町に1年以上居住し、現に生活の本拠を下諏訪町に有していること、第3に、住民税非課税世帯であること（原則としますが、まずは御相談ください）とされています。

奨学金の金額は、高等学校、専修学校（中卒）が月額1万円、高等専門学校、専修学校（高卒）から短期大学、大学が月額2万5,000円でございます。住民税非課税世帯の条件をつけていない自治体もあります。

以上を参考に給付型奨学金実施の検討を要望いたします。

答弁をお願いいたします。

○議長（森田公明君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） 給付型奨学金の創設には財政面において課題がございますので、現段階では考えていないというところでございます。まずは、町長の答弁にありました、償還の部分で支

援制度を創設できないか検討をしてみたいと思っております。

また、長野県では親権者等が長野県内に居住をされていて、自宅外で修学している大学生等で、修学の意欲と長野県へ様々な形で貢献しようとする意志を持つ方で、学術活動、文化芸術活動、スポーツ活動などで実績があり、さらなる挑戦をしようとする方及び将来様々な分野で挑戦しようとする意志を持つ方などを対象として、給付型の奨学金制度を設けてございます。例年10月頃に募集をしているようでございますので、御希望をされる方は長野県社会福祉協議会にお問合わせをしていただければというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 第2の提案は、奨学金の返還の支援助成金の提案でございます。

この制度は、立科町が行っている制度で、移住・定住の促進を図るため、立科町に転入して奨学金を返還している人、または立科町出身者で町に住民登録されていて奨学金の返還をする人に対して、奨学金返還額の一部を補助する制度です。補助額は、申請年度内に返還した奨学金の額の3分の2で、補助額の上限は年額12万円とされています。今年7月の奨学金貸付運営委員会でも、委員の方から、この制度の実施検討の意見が出されていまして。ぜひとも、実施に向けての検討を要望いたします。

○議長（森田公明君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） 先ほどの町長の答弁とも重なりますが、奨学金償還支援制度として、卒業後地元に戻った場合、地元企業に就職した場合などは、償還金の減額、免除を行えないかというものでございます。ただし、長和町に居住した場合、途中で転出したらどうするのか、地元の企業に就職した場合、途中で転職したような場合にはどうするかなど経過措置の基準設定、地元企業の範囲など検討しなければならない課題が多くございます。このことにつきましては、議員御提案の実施している他の自治体の制度も参考にしながら、町の財政部局などとも協議をしながら検討してみたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） ぜひとも、早急な検討と実施の具体化をお願いしたいと思います。

次に、質問の2つ目に入ります。

当町の国民健康保険の現状と課題、保険税の引下げの提案についてであります。

国民健康保険の平均保険料（1人当たり）は、政府の試算でも、中小企業の労働者が加入する協会けんぽの1.3倍、大企業の労働者が加入する組合健保の1.7倍でございます。

高い保険料、保険税ですが、2018年度に管轄が都道府県化されて以降、毎年のように値上げされています。11月9日の赤旗新聞の調査報道によりますと、2023年度の改定で、全国1,736自治体の約3割の506自治体で値上げ、これはモデル世帯換算でございますが、となっております。これは、都道府県化された2018年度の値上げ自治体559自治体以降、2番目の多さ

となっています。

値上げのトップは大阪府で、2018年以降、各市町村の国保料（税）は年々値上げされ、5年間で実に15%から18%も引き上げられました。大阪社保協の計算によりますと、給与所得200万円（年収297万円の給与年収の方）の御夫婦2人、就学児童2人の4人世帯のモデル保険料で、2018年度の39万2,707円から2023年度は49万4,998円と、何と6万2,290円の値上げとなっています。同様に、所得200万円の65歳以上の年金生活夫婦2人世帯では4万5,000円、所得200万円の未成年の子ども2人のシングルマザー世帯では6万1600円の値上げとなっています。

高過ぎる保険料（税）問題を解決することは、住民の暮らしと健康を守る上にも、国保制度の持続可能性にとっても、社会の公平・公正を確保する上でも、重要な政治課題でございます。

私は、町民の暮らしと健康を守るために、昨今の物価の急上昇も踏まえ、当町が国保税の値上げを行わないこと、さらに引下げの可能性を求めて、町政をただしてまいります。

第1に、2018年以降の、国民健康保険の会計収支の結果をお聞きします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 国民健康保険は、他の公的医療保険制度、いわゆる被用者保険あるいは後期高齢者医療制度に加入をしていない全ての方を対象とした医療保険制度であり、制度創設以来、国民の全てが、いつ、どこでも安心して医療が受けられる国民皆保険制度の中核を担い、地域医療の確保や地域住民の健康の維持増進を図ってまいりました。

しかしながら、国民健康保険は、被用者保険に比べ年齢構成が高いことから医療費水準が高い、一方、保険税負担能力が弱い方々の加入率が高く、保険税の負担率が高いという、こういう構造的な問題を抱えております。

このような状況の中で、国民皆保険制度の、最後のとりで（セーフティーネット）である国民健康保険の運営を安定化させていくことは、我が国の社会保障制度上、非常に重要であり、国は平成30年度から、都道府県が県内の市町村とともに国民健康保険の運営を担い、そして、財政運営の責任主体と、こういうふうになりました。

当町におきましても、県とともに共通認識をもって安定的な財政運営や効率的な事業運営を図っているところでございます。

御質問の2018年以降の国民健康保険特別会計の収支につきましては、担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、私から、2018（平成30）年度以降の国民健康保険特別会計の収支状況について答弁をさせていただきます。

2018（平成30）年度の歳入合計8億1,977万9,000円、歳出合計7億6,732万6,000円、差引残額5,245万3,000円でございます。

2019（令和元）年度の歳入の合計でございますが7億7,547万2,000円、歳出合計7億4,859万8,000円、差引残額でございますが2,687万4,000円でございます。

同じく、続きまして、2020（令和2）年度の歳入合計でございますが7億6,352万8,000円、歳出合計でございますが7億3,667万9,000円、差引残額2,684万9,000円。

2021（令和3）年度の歳入合計でございますが8億347万7,000円、歳出合計7億8,977万4,000円、差引残額1,370万3,000円。

2022（令和4）年度の歳入でございますが7億5,149万8,000円、歳出合計ですが7億3,933万2,000円、差引残額1,216万6,000円となっております。

2019（令和元）年度でございますと、2022（令和4）年度には一部基金の取り崩しを行いましたが、適正に運営ができているものと思っております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 今年度の国民健康保険の会計収支の見通しについてお聞きします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 今年度の国民健康保険特別会計の収支の見通しについての御質問ですが、保険給付費につきましては、昨年度と比較してほぼ横ばいの推移となる見込みでございます。

保険税収入につきましては、被保険者数の減少等によりまして、昨年度より5%から10%減少する見込みでございます。

基金の繰入れにつきましては、昨年と同様の1,500万円を予定しております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 2018年以降の、国保基金額の推移とその評価、今後の目標等をお聞きします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 国民健康保険事業基金についての御質問ですが、2018（平成30）年度以降の各年度末の基金保有額は、2018（平成30）年度末は1億1,108万3,000円、2019（令和元）年度末につきましては1億1,808万3,000円、2020（令和2）年度末現在では1億3,208万3,000円、2021（令和3）年度末におきましては1億4,608万3,000円、2022（令和4）年度末におきましては1億3,808万3,000円となっております。

国民健康保険事業基金の目的は、国民健康保険事業の健全な運営を図ることで、使途としましては、国民健康保険保健事業費に不足を生じた場合の補填、国保の円滑な運営に必要な経費への充当となっております。また、適切な保有額につきましては、平成30年の国保制度改正前は、過去3年間の保険給付費の平均額の約5%、これを計算してみますと、令和2から令和4年度の給付費の

平均が約5億5,611万円で、その5%が2,700万円程度となっております。

制度改正後は、基金保有額の目安は示されていない中、国保事業納付金や想定外の事態に備えるために、どのくらいの基金を保有するかは市町村の判断に委ねられております。

現在は、長野県が財政運営の主体になっていることから、基金を備えておく必要は以前より低くなってはいるとは思いますが、当町においては現在、県の保険税統一に向け毎年度国保税率の改定を行う中、急激な保険税の増加とならないよう、また、国保事業納付金の変動等に対応するため、ある程度の基金を保有することが必要がある中、現在の基金は1億4,428万3,624円と、ある程度の基金を保有することができており、安定した国保運営ができているものと思っております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） それでは、2018年以降の国保税、世帯当たりから1人当たりの推移をお聞きします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 各年度の保険税調定額についての御質問ですが、2018（平成30）年度は、1世帯当たり11万7,967円、1人当たり7万4,071円、2019（令和元）度は、1世帯当たり11万6,632円、1人当たり7万4,176円、2020（令和2）年度は、1世帯当たり11万6,250円、1人当たり7万4,779円、2021（令和3）年度は、1世帯当たり11万7,092円、1人当たり7万5,295円、2022（令和4）年度は、1世帯当たり11万5,250円、1人当たり7万5,580円となっており、2022（令和4）年度を見ますと1世帯当たり、1人当たりの金額は、市町村の平均値より低い状況となっております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 県内の市町村の保険税水準の統一に向けて、当町が現在取り組んでいます資産割額の段階的廃止についてお聞きします。

最初に、資産割の段階的廃止の進め方の説明をお願いします。

第2番目に、資産割の段階的廃止で、国保税が増えた世帯の割合と、その中で最も増えた世帯の年間金額は幾らですか。

3番目に、今後、資産割の段階的廃止を進める上で、国保税の増額にならないための費用の金額をお聞きします。

また、その実施に向けての検討をお願いします。

答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 保険税水準の統一に向けての資産割の段階的廃止についての御質問で、1つ目の資産割の段階的廃止の進め方については、平成30年度から県が市町村と協働で国

民健康保険の運営を担い、県が財政運営の主体になった現在、同じ県内で同じ家族構成で同じ所得であれば、同じ保険料があるべき姿と考えられる中、保険料算定方式において令和9年度までに資産割を除く3方式に統一する方針が県より示されております。

資産割につきましては、株などの金融資産や他市町村で所有する資産は含まれないこと、固定資産税との重複感などの不公平感があることより、全国的に廃止する流れとなっております。

当町におきましては、資産割の廃止による保険税減額分を、所得割、均等割及び平等割に割り振りますが、毎年度、税率改定を行い、段階的に資産割を廃止していくことで、国保加入者の負担が急激に増加しないよう配慮をしております。

2つ目の資産割の段階的廃止で、国保税が増えた世帯の割合と、その中で、最も増えた世帯の年間金額についての御質問ですが、単年度ごとの比較になりますが、令和3年度から令和4年度では1,027世帯中302世帯が増額、最も増えた世帯の年間金額は82万8,500円ですが、これは所得が大幅に増えたことによるものです。

同様に、令和4年度から令和5年度では1,024世帯中438世帯が増額、最も増えた世帯の年間金額は49万5,900円ですが、こちらは世帯構成の異動によるものです。

今、申し上げたように、この比較につきましては各年度の賦課期日時点の保険税調定額の単純な比較であり、年度途中の被保険者の異動や、それぞれの世帯の申告の有無を含めた所得申告状況は加味はしておりません。

最後、3つ目の資産割の段階的廃止を進める上で国保税の増額にならないための検討についての御質問ですが、令和4年度の実績から申し上げますと、歳入として、保険税収納額が1億2,530万7,000円、基金安定負担金、これにつきましては、低所得者等に対する保険税の法定軽減額相当額を公費で補填するものですが、これが3,820万8,000円で、歳入合計が1億6,351万5,000円となり、歳出の国保事業費納付金は1億7,569万4,000円となっており、保険税で集めるべき納付額の不足額は1,217万9,000円となります。

この不足額が、本来、保険税から徴収をしなければならない金額で、徴収した場合は、個々の状況にもよりますが、保険税増額の要因となることから、令和4年度は、基金から1,500万円を繰入対応しております。

令和5年度につきましては、歳入として、保険税収納額は1億2,395万3,000円、基金安定負担金が3,904万4,000円で、歳入合計が1億6,299万7,000円となり、歳出の国保事業費納付金は1億7,745万9,000円で、差引きが1,446万2,000円の不足額を見込んでおります。今年度においても、基金から1,500万円の繰入れを予定しております。

今後も、令和9年度の賦課方式の統一化に向け、基金からの繰入を継続し、急激な変化を緩和した税率改定を行いたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 2018年以降の保険給付費、それから1人当たりの医療費（金額と県内の順位）の推移をお聞きしたいと思います。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 各年度の保険給付及び1人当たりの医療費（県内順位）についての御質問ですが、2018（平成30）年度は、保険給付費5億6,773万円、1人当たり医療費39万6,234円で7位、2019（令和元）年度は、保険給付費5億2,714万5,000円、1人当たり医療費38万8,370円で21位、2020（令和2）年度は、保険給付費5億5,328万9,000円、1人当たり医療費41万5400円で9位、2021（令和3）年度は、保険給付費5億9,113万1,000円、1人当たり医療費44万3,133円で8位、2022（令和4）年度は、保険給付費5億2,390万7,000円、1人当たり医療費40万4,911円で26位という状況になっております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 政府は国保の都道府県化に当たり、厚生省の国保運営方針策定要領ガイドラインを参考に、都道府県が国保の運営方針を定めることを義務付けています。長野県の国保の運営方針では、保険料水準の統一をどのように進めていくのか、また、その達成目標や達成年度をどのように定めているのかをお聞きします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 長野県の国保運営方針における、保険料水準の統一の進め方についての御質問ですが、令和3年度から令和5年度までを対象期間とする国民健康保険運営方針におきましては、保険料水準の統一について市町村の平準化を進め、被保険者間の公平な負担による制度の継続性を図る方針が掲げられています。

具体的な達成目標及び達成年度につきましては「長野県における国民健康保険運営の中期的な改革方針（保険料水準等の統一に向けたロードマップ）」に記載がありまして、令和9年度までに資産割を廃止すること、県が示す二次医療圏における標準保険料率に保険料を近づけるという方針が示されています。

また、県が現在策定を進めている、令和6年度からの「長野県国民健康保険運営方針」これは現段階では案でございますが、案の中で、県統一目標年度を令和12年度とする予定でございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 「長野県の国保料（税）の統一に向けたロードマップ」の案では、令和9年度に向けた医療費の水準の統一方針の中で、医療費水準が高い二次医療圏・市町村に対して、保険事業への取組の強化、二次医療圏の医療費分析・予防対策の関係者間の共有と、県民運動化の実現に取り組むとしています。

県平均に対し、医療費水準が高い二次医療圏は、松本、上田、長野の3医療圏であります。我が町も医療圏が高い、医療費水準が高い、医療費が高いということですが、この方針に基づく取組

を行いましたか、お聞きします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） こども・健康推進課と町民福祉課で連携して実施をしております医療費適正化事業について答弁をさせていただきます。

医療費水準が高い、上田医療圏における保険事業への取組等につきましては、最初に、診療報酬明細書の資格及び内容点検として、資格に過誤のある請求については、不当利得等の請求を行っています。

また、診療内容に疑義のあるレセプトは、再審査への請求を実施しております。

医療費通知の発行といたしまして、診療を受けた被保険者に対し、医療機関や費用額等を記載した通知を発行し、送付をしております。

後発医薬品利用差額通知の発行といたしまして、調剤を受けた被保険者に対し、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減見込額の御案内をさせていただいております。

第三者行為の返還請求として、第三者行為による傷病で受診した被保険者に対し、保険給付の損害賠償請求を実施しております。

適正服薬指導、これは県事業と連携をしておりますが、令和4年度より上小薬剤師会と連携し、重複薬等対象者に対し、薬剤師による薬学指導を実施しております。

生活習慣病関連被保険者等への積極的介入といたしまして、健診の受診勧奨、健診時の丁寧な個別保健指導、糖尿病性腎症重症化予防、精密検査となった方への受診勧奨などを行っております。

以上の内容につきまして、県と連携しながら保険事業を強化することによりまして、医療費水準を抑える取組を行っております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 当町の1人当たりの医療費が、県内順位が、2020年の9位、2021年の8位から2022年26位に低下した理由は、何だと考えていますか。また、今後の医療費の引下げに向けての取組についてお聞きします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 1人当たり医療費についての御質問ですが、2020（令和2）年度及び2021（令和3）年度において、1件当たり500万円を超える高額請求を複数件確認しており、いずれも生活習慣病によるものです。2022（令和4）年度においては、さきのような高額レセプトがなく、結果として、1人当たりの医療費が下がったものと思われま。当町を含む小規模町村におきましては、人工透析等の高額医療費の発生により、1人当たり換算の医療費が大幅に変動するための結果と見られます。

今後の医療費の引下げに向けた取組につきましては、先ほど答弁をさせていただいたとおり、医療費適正化事業を確実に実施していくことが、医療費の抑制につながるものと思っております。

その中でも、健診受診者に比べ、未受診者の方が医療費が高い傾向にあります。健診を受診する

ことで、生活習慣の見直しや疾病の早期発見・早期治療につながり、医療費の抑制となることから、さらなる健診の受診勧奨に力を入れてまいりたいというふうを考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 「長野県の国保料（税）の統一に向けたロードマップ（案）」では、二次医療圏の統一・応益割の水準の平準化の達成を令和9年度としています。上田二次医療圏で、二次医療圏の統一・応益割の水準の平準化の達成に向けての当町の課題についてお聞きします。

特に、保険税の引上げにつながる危険はないでしょうか。あれば、その対応策についてお聞きします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 二次医療圏の統一につきましては、当町が属する上田地域が県平均以上の医療費水準であることから、各市町村の医療費指数を反映する国保事業費納付金が算定されています。これにより、当町の医療費が上がることで、国保事業費納付金も上がることに直結するため、保健事業の取組強化が課題となっております。医療費の平準化が図られ、医療費指数を二次医療圏で統一できれば、国保事業費納付金の算定額の安定が図られるものと思っております。

応益割水準の平準化につきましては、令和9年度までに、市町村の応益割保険料を、県が示す標準保険料率に近づける方針が打ち出されております。中・長期的な国保の財政運営の安定化の観点より、県内いずれの市町村においても、応益割保険料の低い市町村は、一定程度の引上げが必要になるものと思われまます。

当町におきましても、県の示す標準保険料率及び二次医療圏の他の自治体と比較して、応益割は、低い状況から一定程度の引上げを検討しなければならない状況にありますが、急激な負担増とならないよう検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 急激な負担増にならないように、一般財源の基金への繰入等計画的に実施をお願いしたいと思います。

国保の最後の問題です。

高い国保税が家計を圧迫している中、さらに、昨今の急激な物価高が家計を直撃しています。

松本市では、昨年、国保税の引下げを実施しました。具体的には、所得割を9.1%から8.1%に、平等割を2万2,700円から2万1,700円に、それぞれ引き下げました。市民の強い要望に応えたものとお聞きしています。同様に、上田市でも国保税の引下げを実施いたしました。

当町でも、町民の厳しい生活状況を踏まえて、引下げの検討を要望いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 国民健康保険税の引下げについての御質問でございますが、当町の国民健康保険税につきましては、今後も少子高齢化や過疎化の進行による被保険者の減少が見込まれる中、国民健康保険制度の維持、可能性を図ることから、現在、長野県における国民健康保険運営の

中期的改革方針に従いまして、令和9年度までに、原則、二次医療圏での医療費指数の統一と、応益割額の標準化を目指すことから、令和3年度の国民健康保険税分より、段階的に資産割額を廃止をしまして、資産割額分を所得割額、そしてまた均等割額、平等割額に振り分けるための税率改定を行っております。

税率改定につきましては、基金からの繰入金も検討しながら、急激な負担増とならないよう、今後も国民健康保険運営協議会へ諮りながら対応していきたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） くれぐれも町民に対する負担が急激に増えないように計画的な対応をよろしくお願いいたします。

質問の大きな3つ目です。

当町の介護保険の現状と課題、保険料の引下げの提案についてであります。

介護保険制度は、2000年4月に開始され、来年の4月で24年を迎えます。

国会で介護保険法が可決された1997年、介護の社会化によって解消するという理念に、多くの国民が期待を寄せており、世論調査で国民の8割が介護保険制度の導入を支持していました。

しかし、介護保険の20余年は、自公政権による社会保障費の削減路線により、この制度が抱えていた矛盾が一層拡大しています。

それは上昇する保険料や利用者負担によって思うようにサービスが利用できなくなっていること、サービス選択・利用に地域格差があること、介護老人保健施設は原則、要介護度3以上からの入所というように、どこで生活したいのか、施設か在宅かを選べない状況であること、さらに深刻な問題は、介護サービス提供を行う介護労働者が不足していることなどが指摘されています。

私は、多くの問題と課題を抱えた介護保険について、当町の現状と今後の課題についてただしてまいります。

最初に、第8期の介護保険事業計画、2021年度から2023年度までの計画と実績についてお聞きします。

当町の要介護・要支援の認定者数と認定率の推移について、計画での予想と実績についてお聞きします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 介護保険制度は、高齢化や核家族化の進行、そしてまた、介護離職問題などを背景に、議員がおっしゃるとおり、介護を社会全体で支えることを目的として2000年に創設をされました。

そして、今では、介護を必要とする高齢者やその家族を支える制度として、日本において重要な社会保障の一つとして定着をしております。

また、介護保険制度では、各市町村が介護保険事業計画を、介護保険法の基本理念を踏まえまして、地域の要介護者等が、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、介

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を計画的に実現するために定めたものであり、3年に一度、策定がされてございます。

当町においても現在、「住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指して」と基本理念を掲げた第8期の介護保険事業計画の評価を行いまして、第9期の介護保険事業計画の策定を進めているところでございます。

議員の御質問の要介護・要支援の認定者数と認定率の推移につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、私より、要介護・要支援の認定者数と認定率、認定率につきましては65歳以上の人口に対するもので、認定率の推移について答弁をさせていただきます。

第8期の計画における予想と実績についてですが、令和3年度の認定者数の予想は518人、実績は507人で認定率20.34%、令和4年度の認定者数の予想は517人で、実績は492人で認定率19.95%、令和5年度におきましては、10月末現在の実績になりますが、認定者数の予想は502人、実績は472人で認定率は19.12%で、以上のことから、第8期においては、認定者数、認定率は減少をしております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 時間の関係で、次の②の質問は割愛させていただきます、③の質問に飛ばさせていただきます。

③ですね。介護保険給付費全体の計画と実績、その特徴についてお聞きします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 介護保険給付費全体の計画と実績についてですが、第8期の令和3年度の計画では、9億2,976万8,000円に対し、実績では9億5,547万3,000円で、2,570万5,000円の増加、令和4年度の計画では9億3,279万円に対して、実績は9億1,384万9,000円で、1,894万1,000円の減少、令和5年度については、今のところ、令和4年度同様に減少傾向になっております。

計画に対する実績についての特徴としましては、在宅サービス——通所、訪問系サービスでございますが、在宅サービスの増減が影響をしており、施設サービスについては、ほぼ計画どおりの実績となっております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 第7期に比べ、第8期の2021年度、2022年度の介護保険給付費が減少していますが、その理由は何だと考えていますか。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 第7期に比べ、第8期の2021（令和3）年度、2022（令

和4)年度の介護給付費についてですが、7期の最終年度の2020(令和2)年度の介護給付費は9億5,831万8,000円で、第8期の2021(令和3)年度の介護保険給付費は9億5,547万3,000円で、2020年(令和2)年度と比較して284万4,000円の減少となっております。

第8期の2022(令和4)年度の介護保険給付費は9億1,384万9,000円で、2020(令和2)年度と比較して4,446万9,000円減少しており、2023(令和5)年度においても、10月現在ではありますが、減少傾向が続いております。

介護給付費が減少している理由ですが、第1号被保険者の減少、認定率の低下が主な要因と思われます。第8期介護保険事業計画では、先ほども述べましたが、介護予防・重度化予防を重点に置き、事業を実施しており、その成果が現れたものと考えております。

なお、担当係では、医療や介護サービスを利用していない高齢者の実態把握のための訪問事業や関係機関との定期的な情報共有を行い、サービスが必要な方には必要なサービスが提供される体制の整備も併せて行っております。

○議長(森田公明君) 田福議員。

○5番(田福光規君) 令和4年度の財政白書に介護保険の収納率が低下していると記載されていますが、その原因と対応策についてお聞きします。

○議長(森田公明君) 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長(藤田 孝君) 介護保険料収納率が低下していることについての御質問ですが、令和4年度の収納率が98.7%で、令和3年度の収納率が98.9%となっており、0.2%の減少となっております。

令和4年度は、24名の方が滞納しております。内訳としましては、過年のみが5名、過年と現年のみが7名、現年新規が12名となっております。その原因につきましては、介護保険制度についての理解が得られず、過年度滞納者が固定化されてきておりますことが主な原因と考えられます。

対策につきましては、未納通知に、介護サービスを受ける必要が生じた場合に自己負担額が増えることや、高額介護サービス費が受けられないことを記載したり、当町は、独居高齢者高齢者のみの世帯が他市町村と比較して多いことから、大型連休等――5月、お盆、年末年始等を含めて、大型連休等の前に未納通知を送り、帰省する御家族にも目に留まるように、タイミングも考え未納通知等をお送りをしているところでございます。

○議長(森田公明君) 田福議員。

○5番(田福光規君) 時間の関係で最後の質問に飛ばさせていただきます。

最後に介護保険料の引下げを提案させていただきます。

当町の介護保険料の基準額は――月額ですが、2000年から2003年の第1期の2,328円から、第7期を除いて毎回引き上げられ、第8期も300円引き上げ、現在6,000円となっております。

これは、第1期の2.6倍にもなります。第8期の県の平均は5,623円。近隣の自治体は、上田市が5,902円、東郷市5,550円、青木村6,000円、坂城町5,000円であり、当町は、高い自治体となっています。

令和4年度の財政白書でも、第1号被保険者の大半は年金収入のみであり、収納未収額が増加、不納欠損額があると、記載されているように、大きな問題になっています。

介護保険料の引上げが町民の暮らしに大きな影響を与えています。

このような状況に鑑みて、町民の暮らしを守るために、来年度から開始する第9期介護保険事業計画での介護保険料の引下げの検討を要望いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 第9期における介護保険料の引下げについての御質問でございますが、今までも、計画策定に当たりまして、年金収入のみの高齢者の皆様に配慮し、給付費を抑えつつ、基金を繰り入れ、介護保険料を抑える計画、対応を実施をしております。

現在、認定者及び給付費を減少しつつございますが、基金からの繰入れをしても、介護保険料を引き下げることは大変厳しい状況でございます。

しかし、第9期介護保険事業計画の策定を進める中で、介護保険料につきましては、低所得者への配慮として保険料の所得段階の現状の10段階から13段階まで設けるなど、今後、介護保険事業計画策定委員会、また、介護保険運営協議会におきまして、低所得者への配慮等について、委員さんの御意見をお聞きしながら介護保険料を決定をしてみたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 以上で、5番、田福光規議員の一般質問を終結いたします。

ここで10時10分まで休憩いたします。

休 憩 午前10時02分

再 開 午後10時10分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

9番、渡辺久人議員の一般質問を許します。

渡辺久人議員。

○9番（渡辺久人君） 本日、私は、東京農業大学について、依田窪病院の医師の働き方改革について、デマンド交通について、以上3点質問を行います。

最初に、「東京農業大学山村再生プロジェクト」の検証についてです。

羽田町長は、5期目も、2年目は経過しました。町長は、この2年間を評価し、後半の2年に挑んでいることと思います。

2年前の12月の一般質問で、私は、町長の公約について具体的な施策をお聞きしました。

公約の8番目の宣言で、心通う官学連携に取り組みますと宣言し、産官学連携による町づくり、未来を担う子供たちの道しるべとなる活動を進めると公約しています。

そこで、具体的に、どこの企業、大学とどのような内容で連携し、子供たちの道しるべを創造していくのか、お伺いしました。

町長の答弁では、明治大学、東京農業大学、信州大学、長野大学、女子美術大学など、長い歴史の中で官学連携によるまちづくりを進めてきました。

具体的には、鷹山黒耀石原産地等に係る明治大学、地域再生・担い手育成教育、伝統文化維持・発展、地域特産物の増産などを目的とした東京農業大学山村再生プロジェクト事業、アートによる長和町活性化事業として女子美術大学との連携を挙げられ、今後は町と大学とのシナジー効果を検証し、より確かな連携強化を進めることにより、未来を担う子供たちの道しるべとすべく、さらに進化した取組に努めてまいりたいと考えておりますと答弁しております。

そこで今回、私は東京農業大学との官民学連携に言及して、事業の効果や課題について質問をいたします。

最初に、東京農業大学、食料環境経済学科との交流の始まりから山村再生プロジェクト事業に至るまでの交流の内容と、山村再生プロジェクト事業とはどのようなものか、また包括教育連携協定を締結していますが、その協定の内容はどのようなものか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 東京農業大学のつながりは、長和町合併の平成5年から交流が始まったものでございます。

当初は、ゼミ研究室と旧長門町の林業後継者グループとの森林体験交流、また大学祭での特産品の販売交流が行われたことが始まりでございました。

当時のゼミ担当教授が旧長門町出身の立岩氏でありまして、大学と長和町との交流が続いてまいりました。

その後、山村再生プロジェクトがスタートし、さらに包括教育連携協定を締結して、現在まで事業に取り組んでいるところでございます。

山村再生プロジェクトまた包括教育連携協定の内容等につきましては、担当課長より答弁をいたしますのでよろしくお願いたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 先ほど、町長からの答弁にもありましたとおり、東京農業大学とは森林体験交流、また大学祭での特産品販売から交流が始まったものでございますが、その後、東京農業大学、国際食料情報学部、食料環境経済学科におきましては、平成20年度に文部科学省の支援事業である質の高い大学教育推進プログラムに応募し、事業が採択されたことから、山村再生プロジェクトとして取組が行われてまいりました。

事業実施期間は平成20年11月から平成23年3月までで、平成22年度で文部科学省の補助事業は終了となりましたが、大学の教育として2年半という期間では十分な成果を実現し、また定着させるには期間が短過ぎる感もあったことや、さらなる躍進を目指して、平成23年度からは東

京農業大学と長和町の共同プロジェクトとして再スタートをし、現在に至っているところでございます。

包括教育連携協定につきましては、町といたしましても、東京農大の取組に対し、包括的な連携が必要と考えまして、平成20年11月25日付で、東京農業大学と長野県長和町との連携協力に関する協定書を結んだものでございます。

協定書の内容としましては、地域再生・活性化の担い手育成教育の実現のため、伝統文化の維持・発展、地域再生、地域農業の振興等、様々な分野において相互に協力することを目的としております。

次に、協力事項としまして、地域再生・活性化の担い手育成教育のための連携事業、伝統文化の維持・発展のための連携事業、遊休荒廃地再生のための連携事業、地域特産品増産のための連携事業、そのほか両者が協議して必要と認める連携事業に両者は協力するとなっております。

有効期限につきましては、当初は協定締結の日から平成23年3月までとなっておりますが、いずれからも改廃の申入れがない場合はさらに1年間更新するものとの記載によりまして、これまで特段の申入れもなく今日に至っており、現在も協定書の効力は有している状況でございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 次の質問です。

平成20年に東京農大山村再生プロジェクトが文科省の質の高い大学教育推進プログラムに指定され、農大生が長和町を訪れ、農地再生や伝統文化交流、町民との交流を開始しました。

質の高い大学教育推進プログラムの平成20年度文部科学省の予算総額は86億円で、農大でも2年間大学予算を長和町で消費しています、その金額を御存じでしょうか。また、コロナ前まで滞在した延べ学生等の人数は何人か、また事業の目的である農地再生や伝統文化交流、町民との交流は具体的にどのようなことを行われたのか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） まず、質の高い大学教育プログラムの実施に係る金額につきましては、実施主体が東京農大であるため、東京農大に確認をさせていただきまして、分かる範囲で回答を頂くことができました。

現在、把握できるのは3か年の補助金交付額のみとのことでありまして、そのうち、どれだけ長和町で使用した経費に限った集計はできないとのことでありますが、平成20年（2008年）は1,441万2,000円、平成21年（2009年）は1,898万6,000円、平成22年（2010年）は1,800万円、合計で5,139万8,000円であるとのことです。

次に、コロナ前まで滞在した延べ学生等の人数につきましては、質の高い大学教育プログラムとして実施しました平成20年度から平成22年度までが531名、山村再生プロジェクトに移行後からコロナ前の令和元年度までが2,264名となっております、合計で2,795名となっております。

このほかにも、東京農大で実施した国際交流活動、フィールド研修、都市農村交流、卒業生交流、丸子修学館との連携等で、大勢の皆様に来町していただいているところでありまして、数値的な集約はできておりませんが、実績として数えられるところでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 次に、平成23年から大学独自の取組として山村再生プロジェクト事業が展開され、長和町の予算も支出されています。予算の内訳と今年度までの総額はどれほどか、この予算には特産品の開発費も含まれているのでしょうか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 交通費と宿泊代、特産品開発に係る支出も含めまして、東京農業大学に係る事業費の支出の合計でございますが、町においては学生の往来等に要する費用補助として、参加人数の2泊分、単価5,000円を算出基礎として、東京農業大学活動支援補助金を交付してございます。

この活動支援補助金は平成23年度より交付してございますが、令和5年度までの見込みで、約2,099万円でございます。

そのほか、山村再生プロジェクトに係る支出、域学連携地域づくり支援事業に係る支出、また山村再生プロジェクト拠点施設の整備等に係る支出を合わせますと、平成20年から令和5年の見込みまで含めまして約7,000万円を超える支出をさせていただいております。

経費としてカウントはしてございませんが、この事業費のほかに、農大生の研修時には町の産業振興課農政係を中心に、毎回2名から3名の職員がサポートをしております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 長和町の特産品を開発する企画に、長和町は地方創生事業で令和元年まで実施してきました。特産品として、これまで開発・生産、販売された物品はどのようなものか。物品ごとの開発経緯、販売経路、売上額等お分かりでしょうか。また、特産品開発の現在の状況はどうなっているのか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 特産品につきましては、東京農大で「旧長門のトマト」を復活させ、「長和のトマト」としまして、年間800本程度製造してございます。

農大収穫祭、都内百貨店で複数回開催される出張農大フェアでの販売、マルイ中野店が主催するイベントへの出店により、長和町の情報発信を含めて販売活動を行っており、令和4年度においては約35万円の販売実績があった状況でございます。

特産品といたしましては「長和のトマト」のみの状況でございますが、令和5年度は8月及び9月の実習に併せて、活性化施設「蔵」におきまして、町内産の加工トマトを用いて、150グラム瓶800個を製造しており、11月以降に販売することを計画しているとのことでございます。

販売方法につきましては、製造・販売量が限られているため、東京など他の都市での販売を展開

し、大学生の手づくりによる「長和のトマト」の販売を行い、販売の際には消費者へのパンフレット配布も同時に行うなど、長和町の情報発信を行う計画であるとのこと。

また、これまでに「こうじいらず味噌」と池田さんが栽培する南蛮を用いて「池田南蛮味噌」を試作し、平成28年からは商品化を目指す取組や、東京農大で乳酸菌研究を行っている教授を中心に長和町で採取した乳酸菌を培養し、地域野菜や山菜を活用しながら、木曾地方のすんき漬けのような漬物を開発・試作する取組も実施いたしました。

しかし、町内事業者の事情や生産コスト等から、現状において商品化には至っていない状況でございます。

町といたしましては、長年支援をしてまいったわけですが、何か一つでも地域の産業振興につながる特産品として成果が現れるよう期待してきましたので、商品化に至っていない状況は、非常に残念に思うところでございます。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、特産品開発を含めて、東京農大に係る事業に7,000万円を超える支出を行ってまいりました。

東京農業大学との連携に予算を充てることはよいことであると考えておりますが、主立った成果がないことにつきましては、しっかりと反省をしてまいりたいと考えております。

また、連携事業に取り組むに当たり、東京農業大学が目指す方向と町が考える方向が、必ずしも同じではなかったのではないかと考えられます。

こうした点をしっかり検証し、また、現在の先生方としっかり意思疎通を図りながら、今後、取り組んでまいりたいと考えております。

なお、このほかにも、東京農大と長和雑穀研究会が連携し、アマランサス、エゴマ油、キヌアの機能性、健康食品の試験栽培や機械化試験を行って、事業を推進してきた経過や長和のよいところのPRに役立てようと、長和のかきたを作成し、販売しているほか、学生が町内のペンションを実際に訪れて取材を行い、学生視点で企画、発行をいたしました長和町のペンションマップが完成し、今年度、農大収穫祭等で配布を行ってございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 7,000万円かけたということなんですけれども、その効果が出ていないという答弁だったと思います。

次の質問です。

耕作放棄地と伝統文化の再生を学生による地域活性プロジェクトの一環として、町内で実習を行っていますが、その圃場についての質問です。

実習圃場の所在地と面積、所有者と管理区分、現在の圃場の状況、何を生産しているのか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 現在、東京農業大学と山村再生プロジェクトの実習圃場の所在地

でございますが、長久保13区の南側に位置する大石地積の農地、合計で21筆2万4,638平米を長久保芹沢圃場として利用しております。

農地の所有者は全て個人所有でありまして、東京農大が借受けをして管理が行われてきた状況です。

圃場の状況であります。東京農大が獣害防止柵を面的に設置して管理している農地が8,709平米あり、そのうち、2,476平米に立岩和紙の原料となる楮が植えられております。夏場の実習で除草や葉かき作業を行い、2月実習で刈取り作業を実施しておりますが、それ以外は棚田の湧水による湿害の影響などにより管理ができていない状況でございます。

このほかに、質の高い大学教育推進プログラムの実施に当たって、圃場の中段から下段に位置します農大生が遊休荒廃地を再生してクルミの苗の定植を行った農地や、水稻栽培を行って管理してきた農地がございますが、こちらも管理ができていない状況でございます。

このことは、東京農大の現地指導員と状況を共有し、実習時の対策を実施、また検討している経過がございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 管理できていないとの答弁で、長年、私も見た感じ実習されていないのかなと思ったわけですが、主の目的である農地再生ができていない状況だと思います。

当初、この工事については、農業委員さんが一帯の所有者に承諾いただき、町が借入れ実習が開始されたと聞いております。町が管理すべき圃場と思いますが、管理者は町か大学か、どちらでしょうか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 先ほど答弁させていただきましたが、東京農大が個人の所有者から借受けをして実習、また管理が行われてきた経過がございますので、農大が借り受けている以上、適正な管理をしなければならないことは当然であると考えますので、適正な管理を行っていただくよう東京農大に申入れを行っているところでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 私も自分の耕作地が近くにあるので時々通ってみるんですけども、最近、確認のために圃場の上の上段まで行ってみました。上段のほうは管理されているかなという状態でしたけれども、下段のほうが葎が生い茂って、大分農地再生はできていないのかなと、そんなふうに思います。

元の圃場に戻すにはかなりの時間と労力が必要ですが、この圃場で実習を再開する予定はあるのでしょうか、またできるのでしょうか、大学と話し合いはできているのか、結論はいつ出すのでしょうか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 先月11月上旬に東京農業大学を訪問いたしまして、担当教授と

次年度に向けた意見交換を実施してまいりました。

大学との話し合いでは、現状の課題や今後の取組などの話し合いをさせていただきましたが、実習圃場である芹沢圃場については、地元から農地管理について適正な管理の要望を受けていることをお伝えするとともに、令和元年の災害による実習圃場の耕作条件の悪化や、新型コロナウイルス感染症による中断の影響もあり、圃場の除草作業については、町の支援だけでは管理が追いつかず苦慮している状況にあることを説明させていただいたところでございます。

芹沢圃場の活用につきましては、東京農大といたしましても立岩和紙の原料となる楮の栽培面積の拡大を図りたいとの意向もでございますので、山村再生プロジェクトの取組の目的との整合性等も検証しながら、活用の在り方について検討を進めていただくよう働きかけていきたいと考えてございます。

結論をいつ出すのかとのことでございますが、東京農大が圃場を借り受け、実習を行っておりますので、管理できず荒れた状態であることは山村再生プロジェクトの意義、目標に逸脱しているとも考えられますので、できるだけ早い段階で方向性が示せるよう、働きかけを行ってまいります。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） もし実習ができなくなった場合、町はこの圃場をどうするのか、所有者にどう説明をするのか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 東京農業大学が実習できないとなった場合は、借受者が圃場に戻してお返ししていくことが当然ではないかと思われまので、協定を結んでいる町として指導、依頼をしてまいります。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） ちょっと質問が執拗になるかと思いますが、結論が出るまで、町あるいは大学でしっかり管理していただけるのでしょうか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 圃場につきまして、東京農業大学がしっかり管理していくことは先ほど申し上げたとおりでございますので、町としましても引き続き優良農地となるようしっかり協議を行い、努力してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 農地の管理のことに、執拗にちょっと質問をしてきましたけども、大学と協議と答えているだけで実行されていないような気がします。来年の春からは、ぜひ農地再生を町の責任で行っていただきたいと思っています。

次に、平成4年から交流が始まって以来30年余りが経過しました。官民学交流として経済面、文化面など、町はこの東京農大山村再生プロジェクトの効果をどのように評価しているか、町と大学とのシナジー効果は検証できたのか、コロナ禍によって停滞してしまっている感がありますが、

今後、より確かな連携強化をどう進めるのか、町長にお伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 東京農業大学におかれましては、長和町全体を実習のフィールドとして活用していただき、学生、住民、地域の団体、また行政等との協働により、遊休荒廃地の再生、そして、また自然資源保護・活用、歴史資源の活用、伝統文化活用、食文化活用、地域再生プランニング等の様々な実習を展開をしていただいております。

この山村再生プロジェクトにつきましては、お話ございましたように約15年近く取り組んで行ってきましたが、町内宿泊施設の利用、そして、また町内の団体や地域住民との交流、地域活動への参加など、この人的な貢献や交流人口の創出におきましては一定の成果があったと考えられますが、町内農業者や事業者の事業化や所得向上、あるいは地域課題解決の新たな担い手の発掘や育成面においては、実現できていない状況であるというふうに考えております。

山村再生プロジェクトの根幹といたしましては、東京農業大学ブランドにて長和町の特産品を開発するとともに販売経路を確立し、売れる特産品としての地域の皆さんが生産できる体制ができることを目的とした経過でございます。

町は大きく期待と希望を持って対応してまいりましたが、目立った成果がないことは課長から申し上げたとおりでございます。

町といたしましても、地域活性化のため、東京農業大学教育支援協議会の皆様から支援、協力を頂いてきたところでございますが、提案やアイデアが具体性や現実性が乏しいこと、また実習も決まった内容になってしまっており、課題解決の時間が取れないことなどにより、事業化に至っていない状況でございます。

また、山村再生プロジェクトの活動の一環として、単に学生を労働力として圃場作業に従事させている事例もあり、事業の趣旨とは少しかけ離れた状況も見受けられたところでございます。

こうした実習の現状、また地域の課題解決の面で主立った成果がないことにつきましては、私としても町民の皆様におわびを申し上げますとともに、しっかりと反省をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

今後の東京農業大学との連携につきましては、こうした反省を踏まえ、今までの連携の在り方を見直すとともに、東京農業大学、また町にとってもメリットにつながるような取組としてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

今後、東京農業大学ともしっかりと協議をし、連携協定に基づいた事業に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますが、シナジーとは共同作用、相乗作用を意味し、2つ以上の要素が協力することで、単独で行うより大きな効果や価値が生まれる現象のことでございますので、その効果が発揮されてきたのかを検証し、今後の東京農業大学との連携を考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 山村再生プロジェクトについて、その内容、効果、今後について町の考えを伺いました。地域連携活動では関係人口となり得る、長和町と関わりを持ち続ける学生を育てることも視野にあります。これまで農大では、町の運動会、地域のお祭り、伝統行事に参加、また、ふるさとCM大賞NAGANOに応募するなど、地元との交流、長和町の先導もしていただいております。

最後に町長の答弁にありましたように、シナジー効果をはっきりと出ますよう事業を展開していただくことを期待しまして、次の質問です。

2番目の質問です。依田窪病院の医師の働き方改革の状況についてです。

前の質問と同じく、羽田町政第5期目の公約3番目として、「安心の源である 病院があるまちづくり、心安らかな地域医療を促進します。将来にわたり頼りにされる依田窪病院を目指します。内科医師の充足により地域医療を促進します。」と述べておられます。

本年9月21日に開会された依田窪医療福祉事務組合の決算資料を見ますと、依田窪病院の入院患者、外来患者とも内科は増加しています。町長の公約が実行できたと評価されます。

2024年、来年4月から実施される医師の働き方改革は、診療時間外や休日にも業務を行う医師が多い現状を変えるために、また長時間労働に陥りがちな医師の健康の確保や仕事と家庭の両立を実現するため、労働基準法に基づき、時間外労働の上限規制が罰則付で適用されるものです。

また、令和3年から行われている、長和町民を対象にしたウイルス性肺炎などの調査が、今年度終了します。これに伴い、信州大学病院からの内科医師の派遣が終了することも予測されます。

そこで、私は医師の働き方改革に関連し、町長の公約にあります将来にわたり頼れる依田窪病院の体制について、依田窪医療福祉事務組合議会議員として聞き取りを行いましたので、その内容を申し上げます。

最初の質問として、働き方改革を行う上で重要なことは医師の労働時間を掌握することで、勤務医師あるいは派遣医師など個々の労働時間の掌握はできているのかと伺いました。

病院の回答では、医師の労働時間の把握については常勤医師や派遣医師を含め全病院職員の出退勤管理を行い、1か月ごとに集計し、勤怠管理をしているとの回答でした。

次の質問では、依田窪病院の医師は働き方改革の分類では一般的なA水準に分類され、年間960時間以下、月100時間未満に該当すると思われませんが、昨年度、この勤務時間を超えた医師はいたのかと質問しました。

病院の回答では、昨年度、A水準を超える時間外勤務を行った医師はいないとの回答でした。

この回答は私とすれば予想外で、医師の勤務は過酷で、日中、外来で診察したり、病院で診察、当直、当直から日勤を連続して行ったり、担当患者が急変して呼び出されたりので超えてしまうかと思われましたが、公立の二次医療病院ではそれほどの過酷勤務はなく、月100時間、年950時間、960時間という数字はかなりレベルの高い数字だと思いました。

次の質問で、医師の勤務時間の管理は病院管理者の病院長が行うものと理解するが、どなたが行

っているのかと伺いました。

病院の回答では、医師含め全病院職員の勤務管理は、病院管理者である病院長が行っているとの回答でした。病院長の職務は、医療以外にも多期にわたり、重責であると認識しました。

また令和4年、依田窪病院事業会計決算説明では、3億3,200万円ほどの委託料に、働き方改革に対しての調査業務を委託したとの報告がありました。

次の質問で、依田窪病院で医師の働き方改革を行った場合、医師は不足するのか、また診療及び救急受入体制に影響は出るのかと伺いました。

病院の回答は、現在の医師体制が確保できれば不足とはならず、診療体制への影響もないが、町と病院が協力しながら引き続き医師の確保に努めてまいりますとの回答でした。

次の質問では、当直・日直に対して、労働基準監督署の許可を受ければ労働基準法の労働規制が適用除外になるが、依田窪病院はどのように扱ったかと伺いました。

病院の回答では医師の宿日直許可については、上田医療圏では休日・夜間など休診日に救急車を受け入れる輪番当番日及び休日の日直を除き、医師の宿直許可を受けているとの回答でした。

ここまでの病院の回答を勘案しますと、現状では医師数は確保されているので、あえて働き方改革を履行しなくてもよい状況と判断できます。しかし、現状より医師数が減少した場合は、診療の待ち時間など診療体制に影響して、以前のように患者が減少し、医療収益が減少することも懸念されます。

また、上田広域連合では医師の働き方改革でこれまで以上に上田圏域の医師不足が進み、病院群輪番体制をはじめ、救急医療体制を根本的に見直す時期を迎えていると捉えています。

単に依田窪病院の問題だけでなく、長野県、市町村、医師会、医療機関など関係機関が一丸となって取り組む必要があります。

今年の救急件数は――昨年が過去最高の件数でありました。今年は昨年の同時期を上回る件数となり、救急医療体制もさらに厳しくなると予測されます。昨年の依田窪病院では、829件の救急収容依頼に対しての収容人員は592人、収容不能が237件と収容率は71.4%で、3.5人に1人は収容を断られている状況になります。

最後の質問で、長和町は企業、工場など多くの方が就労できる事業所などは少なく、強いて言えば、役場や病院、農協などで働く場所は限定されています。

依田窪病院は、200人以上が就労する、長和町唯一の職場です。病院ですから当然、医師をはじめ、看護師など医療従事者がほとんどを占めますが、現在の病院職員総数と職種ごとの人数及び住所地を伺いました。

回答は、病院職員は正規職員211名、会計年度任用職員45名の計256名、職種ごとの職員数は医師が16名、看護師と医療職員が198名、事務職員42名、正規職員に係る住所地については、上田市が121名で全職員の57%、長和町が35名、16.6%、佐久市が19名、0.9%、東御市が10名で0.5%。立科町が8名で0.4%、その他市町村で18名、0.8%と

いう回答でした。

それでは、改めて質問いたします。

長和町に住所を有する職員は僅か35人で、正規職員に占める割合は16.6%です。病院所在地としてこの数字は少ないと私は思います。私は、一人でも多くの町民に依田窪病院で働いていただきたいと考えています。依田窪病院で働くためには医大や専門学校を出て、必要な資格を取得する必要があります。長和町は病院就労を前提に奨学金や基金を活用するなどできないか、また一人でも多くの町民に依田窪病院で就労できるための施策は行っているか、町長にお伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 依田窪病院の御質問でございますが、ただいま様々な問題点の依田窪病院の議員としてお調べを頂いて、お話を頂きました。大変ありがとうございました。

平成29年は3名であった依田窪病院の常勤内科医師は、医師確保への御尽力や関係機関の御協力によりまして現在は8名となりまして、全常勤医師は16名と充実をしております。診療体制が強化したことによりまして、救急車や時間外診療等多くの救急患者を受け入れるなど、住民の皆さんの安心となる地域医療を行っていただいております。

また、昨年度は新型コロナウイルス感染症の入院患者を上小圏域で最も多く受け入れ、公立病院としての役割を積極的に担っていただいております。

このような病院の経営努力によりまして、令和4年度決算はコロナ診療に係る補助金等も含めて3億2,960万円余りの黒字決算とすることができました。

ただいまお話しいただきました修学資金等の状況等につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 小林こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（小林義明君） 長野県におきまして、医大生と看護職員の修学資金制度を行っており、上田市医師会が運営する上小地域唯一の看護学校である上田看護専門学校にも修学資金制度がございます。

また、依田窪病院独自の制度といたしましても、看護師、保健師及び薬剤師への修学資金制度及び入職準備金制度があります。

依田窪病院の修学資金制度、入職準備金制度は、学校卒業後、依田窪病院に規定の年数を勤務することで、修学資金の全額または一部返還が免除となりますので、地域医療を目指し、依田窪病院に勤務をいただけますようお願いいたします。

なお、病院駐車場の誘導や患者さんのサポート、医局の清掃はシルバー人材にお願いをしているところでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 就労につながる一つの手段としまして、中学生や高校生や専門学校生などのインターンシップを行っていただくとか、町民を対象とした修学説明会、また病院職員用の住宅

の増設など移住につながるような施策も要望いたしまして、次の質問にいたします。

最後の質問ですが、デマンド交通の進捗状況についてです。

私は、本年6月の一般質問で、長和町の巡回バスの検証について質問しました。

社会福祉協議会で行っている福祉的な「なっちゃん便」の継続性困難と非効率な巡回バスに替わり、利用者のニーズに応えるには、さらに利便性を高めた「ドア・ツー・ドア型」のデマンド交通体制について検討できないかと質問しました。

羽田町長の答弁では、「デマンドバスの導入に向け、JRバス関東株式会社小諸支店と協議を進めております。早ければ、実証実験も含め令和6年4月1日から運行を考えています。デマンド形式につきましては、利便性の高いドア・ツー・ドアのフルデマンド方式を検討しながら、利用者のニーズに応えられるよう検討してまいります。」との答弁を頂き、非常に期待をいたしました。

質問です。11月の下旬に長和町公共交通審議会が開催されました。開催に当たっては、おおむね素案が出来上がっていたと思われませんが、審議会開催に当たっての事前調査、検討内容についてお伺いします。

町民または利用者の意向調査は行ったのでしょうか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） デマンドバス導入に向けた町民または利用者の意向調査は行ったのかという質問でございます。

長和町が誕生しまして、旧町村ごとに運行してまいりました巡回バスにつきまして、平成19年4月からバス料金の統一を図り、長和町巡回バスとして町内路線を構築し運行を開始をしました。令和2年10月には新公共交通体制としてワゴン車を新たに購入しまして、今まで運行していなかった支線路線まで乗り入れ、利用者の皆様の利便性の向上を図ってまいりました。

その間、ダイヤの改正や運行体制の見直しなど、町内の各種代表の皆様により構成される長和町地域公共交通審議会をその都度開催をしまして、御意見や御提案を頂戴してまいりましたが、会議において平成19年4月の運行開始以降、デマンドバスへの意向についてその都度検討を行っており、委員の皆様から御意見を頂いております。また、令和3年には巡回バスの運行を委託しているJRバス関東株式会社小諸支店による利用者アンケートも実施をし、デマンドバスへの意向に当たり、御利用方法などの実態についてお聞かせをいただいたところでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 次の質問です。

長和町公共交通審議会の委員構成は「なっちゃん便」を考慮したものか、長和町社会福祉協議会は委員となっているのか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 長和町社会福祉協議会が取り組んでおります「なっちゃん便」につきましては、承知しておるところでございます。この事業の中でも問題や課題もあることも聞いてお

ります。

今後、フルデマンド方式を導入すれば、運行時間内であれば指定エリア内を御自身の都合に合わせた時間に指定場所まで行けるようになりますので、公共交通審議会におきましても確認させていただきましたが、長和町社会福祉協議会とも十分に協議を進め、誰もが安心・安全、そして快適に、行きたいところへ行くことができる公共交通の構築を目指してまいりたいと考えております。

また、長和町公共交通審議会設置要綱では、長和町社会福祉協議会は委員にはなってございませんのが実情でございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 再確認をさせていただきます。ドア・ツー・ドアのフルデマンド方式なのでしょうか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 今回、計画しておりますデマンドバスにつきましては、利便性が高いとされておりますドア・ツー・ドアのフルデマンド方式を導入する予定で考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 目的地でありますけれども、上田方面、佐久方面、松本・諏訪方面、医療機関への運行は可能なのでしょうか。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 当初につきましては、現在、「ながわごん」が運行しておりますエリアをデマンドバスの運行エリアと想定いたしまして、実証実験も兼ねて運行を開始したいと考えております。

したがいまして、上田方面につきましては丸子中央病院まで、佐久方面につきましては立科町まで、松本・諏訪方面については現時点では考えておりません。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 利用料金、運行事業者の選定はどのような計画でしょうか。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 先般開催されました長和町公共交通審議会におきまして、案とではございますけれども、利用料金につきましては、一乗車300円、高校生以下は町内無料、75歳以上、身体障害者手帳1級から3級、精神障害者保健福祉手帳・療育手帳保持の方、運転免許証を返納された方につきましては、一乗車150円を想定しております。

運行事業者でございますが、現在、「ながわごん」など委託しております町内事業者、JRバス関東株式会社、和田バス有限会社に委託するよう考えており、今後につきましても、スピード感を持って協議、調整してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） ドア・ツー・ドア方式で実施するのであれば、運行車両は現在のワゴン車ではなく普通車や軽自動車の方が効率がよいと思われませんが、検討されたのでしょうか。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 今回、計画いたしますデマンドバスは、非常に利便性の高いとされておりましてドア・ツー・ドア型のフルデマンドを検討しておりますところでございます。この方式につきましましては、現在のデマンドバスエリア内におきまして、バス停や運行に伴う時刻表の概念がなく、運行時間内であれば、デマンドバス運行エリア内の希望の場所から希望の場所まで利用可能となるところでございます。

御質問の運行車両につきましてでございますが、かなり狭いような場所まで乗降する可能性もございますので、現在、利用しております10人乗りワゴン車では厳しい箇所もあると思います。したがって、7人乗り程度のワゴン車ですとか、5人乗り程度の乗用車等の導入も検討をしているところでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 来年、令和6年4月から運行と理解しておりますが、特に利用者登録等などは必要ないのでしょうか、JRへはスマートフォンで予約して、AIシステムで配車、運行が行われるようです。スマートフォンの使用方法などをレクチャーしたりとか、ホームページあるいはパンフレット等活用し、町民に周知していただき、スムーズに新システムに移行できますことをお願いしまして、本日、私の質問を終わります。

○議長（森田公明君） 以上で、9番、渡辺久人議員の一般質問を終結いたします。

ここで11時15分まで休憩といたします。

休 憩 午前11時04分

再 開 午前11時15分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

7番、原田恵召議員の一般質問を許します。

原田恵召議員。

○7番（原田恵召君） それでは、議長の許可をいただきましたので、今回、1つ目として下水道加入区域（区域外）と合併浄化槽補助について、2つ目としてイギリス、セトフォードとの国際交流、3つ目としまして旧農協長久保店の建物はどうするのか、4つ目としまして最低賃金は実行されているのかの4点について伺います。

なお、時間の都合がございますので3番と4番、最初に最低賃金を行いまして、4番目に旧農協長久保店の質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それではまず最初に、下水道加入区域（区域外）と合併浄化槽補助について質問をいたします。

下水道区域とは、下水道事業計画区域または下水道事業認可区域のことで、いわゆる個人がつか

ぎ込む公共ますが設置されている区域のことです。区域外とは、この事業計画のエリア外のことです。住宅が建設される見込みがないと判断され、公共ますが設置されていません。

また、合併浄化槽とは、公共下水道事業でエリア外とされた方が、下水の処理をするために、浄化槽を個人の宅地内に設置するもので、設置に対して処理能力によって、町で補助が行われております。

そこでまず、最初の質問ですが、区域を設定していますけれども随時広げていると思うが、町が決めているのかどこが決めているのか、これをまず伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長和町の地形は、山間部が多く、住宅もまばらであり、下水道区域は限られてきております。

下水道区域は、当初計画で、以前からある住宅を基本に下水道の管理者として町が計画をしてつくりました。その後につきましては、そのときの状況に応じて広げてきておるところでございます。

詳細につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 下水道区域は、町長が先ほど述べたように、下水道の管理者である町が決めています。下水道法において、下水道の管理者は、下水道事業計画を策定する必要があり、その計画の中で下水道区域を定めています。下水道事業計画は、おおむね5年から7年程度の期間で、実施可能な範囲について施設の構造、配置、能力等を決めております。市町村で策定後は、都道府県に申請し、認可を受けて決定いたします。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 区域以外だと、公共ますの設置もなく、その下水に加入するには、自分で工事をしてつなぐしかないのか、これについて伺います。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 長和町では、下水道の整備が完了しておりますので、下水道事業認可区域において、下水道本管がない場合における下水道への接続は個人負担で接続していただくこととなります。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 今までこのような例として、区域外で自分で工事をしてつないだ人があるのか、それともつながらないで合併浄化槽にしたのか、これについて伺います。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 過去の事例では、合併浄化槽ではなく、下水道本管敷設工事を個人負担でつないでいただいた方もおります。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 区域外について、①として、区域外流入は個人が工事を行い、その後、町

へ寄附するという形が一般的でありますけれども、区域内なら町が公共ますを設置するので、工事費はその公共ますにつなぐだけで済みますけど、例えば、隣の家が区域外だと、下水道につなげるだけで数百万円の個人負担になるというふうに考えられます。その道路を一本挟んだだけでこの違いが出ますけれども、住民としての公平感が保たれるのか、これについて伺います。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 公共ますの設置基準につきましては、さきの質問で述べたとおりであります。下水道工事完了後に住宅を建設する場合や、人家のある場所から離れた農地を転用して宅地にした場合などでは、御質問のように、下水道加入の際に費用が多くかかってしまうケースが考えられます。このようなケースにおいては、上下水道係に相談いただいた段階で、本管が敷設済みの場所と比較すると費用負担が発生する旨の説明はさせていただいております。

御相談者所有の他の土地で下水道に隣接した土地の有無についての確認や、過去に土地開発公社が造成した上下水道引込済みの土地の御案内等、できる限りの対応はさせていただいております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） ②としまして、将来新たに隣接して区域外に住宅ができたときに、先に新築した人の負担はどうなるのか。

先例と同じように、新たに住宅を建築した個人が下水道工事をしてつなげるのか、もともとの本管まで。それはどこにつなげるのか、もともとの本管が先例で工事をした人の本管か。

それとも、町の施設としていく場合、町が先に工事を行った個人に工事費を返還するのか。もともとの工事、前の人が工事したものを町に寄附しているので、後から工事した人はどこにつなぐのか、その費用はどうするのかという質問です。お願いします。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 将来、新たに隣接する土地に住宅が建設する場合につきましても、下水道本管工事が必要な場合は、新築される方個人の負担で工事をしていただくこととなります。

先に個人で敷設した本管が最寄りにあれば、そちらに接続していただくこととなります。個人による工事完了後の施設は町に帰属することとなりますので、その後の維持管理につきましては町が行っていくこととなります。

また、町は先に工事を行った個人に工事費を返還するのか、という部分につきましては返還することは考えておりません。しかしながら、個人で敷設した本管に別の個人が本管を接続するような場合には、当事者間において話し合いをしていただき、後から接続した方が先に接続した方へ負担金をお支払いする必要があると考えます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） ケース・バイ・ケースなので、今のパターンと町がエリア内に入れてしまえば、町がやるという話になるのでしょうか。またケース・バイ・ケースで伺ってまいりたいというふうに思います。

(3)として、区域外には合併浄化槽を設置するのに補助をしているが、そもそも合併浄化槽を設置している地域・場所はどこなのか、①として具体的に地域名と、設置実績と近年の補助実績はどうか伺います。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 合併浄化槽設置地域でございますが、1件、2件で地域から離れた住宅は合併浄化槽を設置していただいております。

大門地域では、岩井地区の一部、落合地区の一部、小茂谷地区、姫木地区の一部、長久保地域では1区の一部、古町地域では上落合地区の一部、岡森地区、和田地域では野々入地区、唐沢地区、男女倉地区、細尾地区、その他別荘地では、学者村、ふれあいの郷、美し松ハイランド、りんどうの郷、白樺ハイランド、美ヶ原高原郷等でございます。

設置実績・補助実績は、令和元年度からの実績でございますが、令和元年度設置実績5基、うち補助対象5基、令和2年度設置実績7基、うち補助対象7基、令和3年度設置実績14基、うち補助対象11基、令和4年度設置実績10基、うち補助対象8基となっております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 今、話を聞きまして、本当に毎年結構あるんだなという、そんな思いなんですけど、その中でも昨年4年度に10基設置されたけれども補助の対象になったのは8基、2つは違うんだよということ、3年度は14基のうち11基で3か所は対象外という話なんですけども、この理由が分かったら教えてください。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） これにつきましては、補助対象は一般住宅に限ります。そのほかに、例えば営業目的ですとか、令和4年度では姫木平のキャンプ場に設置した、そういうところには補助対象とはなっていませんのでよろしく申し上げます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） この合併浄化槽は、単独で設置しますのでくみ取りが必要になりますけれども、年間どの程度の費用がかかるのか教えてください。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 浄化槽の機種や大きさ、くみ取る汚泥の量にもよりますが、平均的な費用としまして年間2万4,000円ほどかかります。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） ③の質問としまして、合併浄化槽に対しては補助をしているんですけども、その区域外で町の下水道につなげる人にも同程度の補助が必要じゃないかということで質問します。

ちなみに、合併浄化槽については、5人槽がおよそ工事費が90万円というふうに相場がありまして補助金は33万2,000円。6から7人槽ですと工事費が100万円ほどで41万4,000円。8から12人槽ですと工事費が120万円に対して54万8,000円というふうに、4割

ぐらいですかね。結構な補助があるんですけども、この区域外で下水道につなげる人の場合には補助はないが、これができないかということで伺います。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） さきにも御説明しましたが、下水道整備事業が完了していることから、まずは費用の面からも、下水道がある場所において建物の建設を検討いただければと思います。

それを踏まえて、個人で下水道工事を実施される方への補助ということにつきましては、過去に個人で敷設した方へ補助金を出していないことからありますので、すぐに補助をすることは難しいと考えますが、工事金額が高額のため、今後においては、近隣市町村の要綱等を考慮しながら検討していかなければならないと考えております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 土地開発公社では新たな団地造成を考えていないのか。

①として、今回の件は、たまたま空き地があって町の住宅建設の想定から外れた場所だったんですけども、土地開発公社で新たな団地造成を考えて用意すれば、こんなことにならなかったかなとも思うんですが、考えているのか伺います。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 土地開発公社では、新和田トンネルが無料化になったことにより、諏訪方面の方を移住・定住のターゲットとして、和田地域に菜園付の宅地造成を検討しております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 今のままだと新たに住もうとする土地がなくて、新たに家を建てる時には町外に出て行ってしまいうんじゃないかという、そんなことを思いますと、今回の件は、若者が町内に住もうとしたときに、公共ますのない区域外であったということで質問をいたしました。

区域外に住もうとする人が、下水のつなぎ込みに膨大な費用がかかるのは理不尽なことではないか。さらに区域外で合併浄化槽を設置する人に補助金を出して、公共下水道を自費でつなげるには補助なしというのはおかしいのではないかとということで質問いたしました。今後の町の対応をしっかりと見させていただきます。ぜひ要綱をつくっていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。イギリス、セットフォードとの国際交流について。

（1）として、当初の交流にはホームステイなどの計画が上がっていたが、現在はその予定がないのか、ホームステイはどうなったのか伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 国際交流のホームステイに関する御質問でございますが、長和町の国際交流事業では、第2期生が渡航した平成30年度にホームステイが実現をいたしました。

子供たちのホームステイを実施するためには、受け手としての信頼のおけるホストファミリーを得ることが最重要課題となります。一般的には業務委託として仲介者を立て、契約を結んでいるホ

ストファミリーを対象に、経費をかけて行う例が多く見られます。

しかし、長和町のホームステイは交流の窓口となっているエンシェントハウスミュージアムが組織するティーンエイジヒストリークラブのメンバーの御家庭をホストとして実施をされました。活動を共にする子供たちのお家に招かれているという、このホームステイの実現は、交流事業の発足段階から現地を視察し、セットフォードの博物館や議会関係者と協議を重ね協力関係を築いていた、商工会、観光協会の関係者の皆さんと、長和町の議会議員団の皆様のおかげであり、そして平成24年度以降の7回にわたって長和町を訪れた、イギリスの実行委員会関係者とティーンエイジヒストリークラブのメンバーを温かく迎えてくださった町の皆様によって、長和町に対する信頼が高まった結果というふうに思います。

また、子供たちの教育的な活動の責任者である学芸員のほうからは、平成28年度に放映した、長和青少年黒耀石大使1期生の皆さんとの交流活動の様子が、長和町の子供たちのためならばと、ホストを引き受けてくださる決断につながったというふうに伺っております。

第3回目となる大使たちの英国渡航は、コロナ禍により3度の延期となりましたが、今年度に至ってようやく再開されました英国の渡航は、3期生と4期生の合同チームの渡航となりました。幸いにも渡航先における日常の生活は、マスクを利用しながらも、日常の姿に戻りつつありました。

そして、3年の月日を経てティーンエイジヒストリークラブのメンバーも、すっかりですね世代交代を遂げておりましたが、今回の渡航再開では、各家庭からホームメイドのランチの差し入れをはじめ、大きな歓迎をいただき、やや緊張気味であった子供たちの間にも強固な友情が構築できたと確信ができました。私どもといたしましてはこの信頼関係を基盤として、次年度の事業からホームステイの再開について協議をしていく計画でございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） ②としまして、イギリスから日本に来る予定があるのか、日本から行くだけか、について伺います。

○議長（森田公明君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） イギリスからの来日につきましては、平成26年に英国ブラックランドの実行委員会の代表者が、そして、平成27年と平成30年には、ティーンエイジヒストリークラブの子供たちが長和町に訪れ、地元の子供たちや住民の皆さんと交流することができませんでした。

過去7回に及ぶ関係者や子供たちの来日は、事業全体の窓口となっているセインズベリー日本藝術研究所とエンシェントハウスミュージアムが補助金を獲得して実現したものでございます。イギリスは日本の行政組織の仕組みと大きく異なっているため、交流対象地域の行政組織が渡航手続や予算手続の窓口になることはありません。今後も子供たちの来日が実現するとすれば、企業等の助成金を獲得してのこととなりますが、セインズベリー日本藝術研究所の所長であるサイモン・ケイナー氏は、研究所の活動の一環として何度も長和町に訪れ、また、本交流事業の成果を広くアピールし、補助金等の獲得について後方支援をしてくださっております。

当町でも、事業の内容を充実させ、長和町の魅力をアピールするとともに、特色のある本交流事業の成果を広く発信する形で協力をしていきたいと取り組んでおります。

なお、長和町の訪問団が英国で活動する際には、ブレッkland、ノリッジという広域に及ぶ博物館組織や議会が、ティーンエイジヒストリークラブの交流事業参加に伴う経費等について支援をしてくださっており、黒耀石大使の活動についても有料施設の利用料などについて御支援をいただいております。

町といたしましても、来日が実現いたしましたら前回と同様に、物心両面からできる限りの支援をしていきたいと考えておりますので、皆様の御協力をお願いいたします。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 他の市町村を見ますと、数年に1回、または10周年などの記念に合わせて行っているが、当町は毎年行うのか、中高生を対象にするなら数年に1回でもいいのではないかとということで伺います。

○議長（森田公明君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） 国際交流事業の実施状況でございます。

まず、長和町では中学2年生から高校3年生までを公募の対象として、町の魅力を発信する大使としての研修期間を経て、実際の渡航は公募申請の1年後としております。

長和町では、人数に制限があり渡航事業は2年に1度ですが、対象年齢の幅を持たせることによって、中学生のときに参加できなくても、高校生ときに再度申請のチャンスがあり、公募への参加の機会を広くしております。

一方、他の市町村における国際交流の実施状況は、中高生を対象とした海外渡航を毎年の事業にしているところが多く、コロナ禍以前では、東御市が高校生を対象として毎年3月に、小諸市が中学生を対象として毎年夏休みに実施をしております。上田市は旧丸子町時代からの事業を引き継ぐ形で、中学生を対象として1年置きの夏休みに実施をしているという状況でございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） それでは、ここから細かく聞いてまいりますけども、今回のオランダ経由イギリス渡航の費用は幾らかかったのか、同じく長崎にも行っているがその費用は幾らかかったのか、それぞれ個人負担は幾らだったのかということ。

オランダ経由イギリス渡航は何人で行って幾らかかったのか、行った人の詳細と費用及び個人負担金の金額は、また財源は何なのかを伺います。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 本年度は、コロナ禍の影響と、ウクライナ情勢等の課題を乗り越えての渡航事業再開ということもあり、町長自らが団長として、引率支援の研究者2名、役場職員4名、3期・4期の黒耀石大使14名の総勢21名での渡航となりました。

長期計画では大使の派遣経費として引率も含め、1回当たり800万円程度を見込んでおりまし

た。しかし、今回は2回分を併せての渡航となったため、円安の影響をかなり受けましたが、滞在費を含む渡航経費の総額は1,546万1,355円となっております。

経費と財源との関係でございますが、今回は渡航目的に、江戸時代にオランダに渡ったシーボルトコレクションのホシクソの分析調査、そして、世界遺産であるストーンヘンジでの国際交流という学術的なテーマを組み合わせることにより、研究者2名とミュージアム学芸員の渡航費230万650円に対しまして、東芝国際交流財団の助成金175万円が採択され、大使たちの引率体制を強化することができました。

黒耀石大使の渡航費は総額1,015万8,078円でありました。財源といたしましては後に御説明いたしますが、本事業計画が国内では長崎市、海外ではイギリスからオランダへという交流の広がりを持つ事業として大きく評価を受け、自治体国際化協会の助成事業としては異例の4年連続の採択となり、250万円の支援を受けることに成功しました。

そして、イギリスでのワークショップに対しては、グレイトブリテン・ササカワ財団から事業助成20万円が採択され、個人負担金105万円と国際交流基金からの充当135万円を加え、総額510万円の助成金を財源としております。

なお、引率に当たりました町長を含む役場職員計4名の渡航費は、総額300万2,627円で町の一般財源を充当させていただきました。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 確認ですけれども、今、個人の費用ということで話がございましたが、1,000万円かかって1人当たり72万5,000円、また個人負担金は105万円と言いましたが、1人当たり14名の学生から7万5,000円をもらったということよろしいでしょうか。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 議員おっしゃるとおりで、1人7万5,000円ということで、14名の金額でございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 同様に、長崎に行った詳細は幾らなのか、財源は何かを教えてください。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 令和4年度に実施いたしました長崎研修の費用の総額でございますが、218万7,967円で、財源は新町一体感醸成基金からの繰入金で実施をさせていただきました。参加者は大使が16名、引率者が3名、この引率者につきましては、職員が2名、撮影で地域おこし協力隊が1名という内訳でございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 今お話があったように、長崎に行ったのは16名なんだけれども、イギリスに行ったのは14名ということで、学生は2人行かなかったという、そういう内容だそうですが、そもそもで長崎やオランダに行く必要があったのか、国際交流の趣旨からそれていないか、これに

ついて伺います。

○議長（森田公明君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） 長崎研修につきましては、渡航事業の任務とされておりましたシーボルトコレクションの調査の事前研修として行ったものであり、海外に持ち運ばれたコレクションの経緯やその社会背景について、専門の研究者から直にお話をお聞きしました。

また、長崎では第1期生が西東京市で発表したように、自分たちがまとめた縄文と黒耀石文化のメッセージを、英語で伝えるプレゼンテーションを行い、今日の国際情勢の中で、メッセージに込められた平和を祈る思いの大切さについても確認をいたしました。

この長崎での活動とオランダでの調査計画が、国際交流事業のモデル事業として自治体国際化協会に高く評価され、異例の助成金採択に結びついたという経緯がございます。長和青少年黒耀石大使3期生、4期生は、それぞれ令和元年、令和3年に発足をし、その活動期間の大部分がコロナ禍にあり、長期計画にもうたっていた研修そのものが実施できない状況が続きました。長崎への宿泊研修を事前研修として実施することについては、国際交流事業実行委員会において、令和4年度に3度目の渡航事業の延期を決定した際、研修内容を深め、大使たちのモチベーションを維持するとともに、世代幅のある大使たちのチームワークを高める代替計画として決議をされたものでございます。5月31日の長和町議会全員協議会において御承認をいただきましたことにより実現し、本国際交流の大きな実績に結びつくことができたことに対しまして御礼を申し上げます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 最初に、その学生達に任務があるんだと話ございましたけども、その任務を誰が何というふうに考えているのかそれについては後刻伺いたいというふうに思います。

そして、大金を使っているんですけども、この事業については、基金をつくっているはずだが活用していないのか、また広く募集をする予定はないのか、について伺います。

○議長（森田公明君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） 国際交流基金からは、黒耀石大使の2期生、3期生、4期生の渡航費用の一部を負担をさせていただいております。令和4年度には新たな寄附をいただきましたが、事業の継続に当たりましては、寄附の募集を広くお願いするとともに、さらに企業メセナ協議会の寄附募集ポータルサイトへの登録なども検討しております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 基金は実際、幾らあるのか教えてください。

○議長（森田公明君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） 国際交流事業基金につきましては、令和4年度末残高で294万8,000円でございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 今回、町長もイギリスへ行っていますが、目的とかかった費用は幾らか教

えてください。

○議長（森田公明君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） 町長の渡航費及び滞在費は、引率者の経費でも触れましたが、総額82万5,900円でございます。

今回、渡航事業の団長として参加した一番の理由は、まだ不安定な社会情勢の中で大使たちの安全と、交流事業の円滑な再開を図るためでございますが、特に本交流事業では4つの大きな責任を担っての渡航となりました。

第1は、地域連携を結んでいる明治大学とともに、オランダのナチュラリス生物多様性センター所蔵とされているシーボルトコレクションの黒耀石分析調査の成果を確立することでございます。

第2の責務は、国際交流事業の再開に当たって、平成30年に双子遺跡の協定を結んだグライムズグレイブス遺跡を管轄するイングリッシュヘリテイジの関係者と協定継続についての合意を図ることでございます。

また、第3にはコロナ禍によって中断していた、長和青少年黒耀石大使とエンシェントハウス・ティーンエイジヒストリークラブとの交流再開を見届け、連携の協定を結んでいるブラックランドの実行委員会や、ミュージアム関係者と今後の継続的な交流についての合意を図ることでございます。今回は、その後方支援をいただいている、セットフォードの議会代表であるメイヤーや関係者との面会により、地域間交流のさらなる推進を再確認することができました。

そして、第4の責務は、3年越しに協定関係を更新してきたセインズベリー日本藝術研究所が企画に関わっているストーンヘンジでの縄文企画、サークルオブストーンにおいて、長和青少年黒耀石大使主催のワークショップによる協力を提供し、研究所との今後の協定関係を強固なものにするとともに、長和町の魅力を世界に発信することございました。

ハードな移動スケジュールでの多岐に及ぶ交流事業でしたが、全ての目的を無事遂行することができ、今後の交流事業の継続を支える大きな力になったものと思っております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 先日、令和6年度の大使の募集をして面接まで済んだそうですが、その目的は何なのか、これからも一方的な渡英で交流なのか、について伺います。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 長和町青少年黒耀石大使における英国との国際交流事業につきましては、教育基本法の改定に伴い、国際的な視野から互いの文化や歴史を尊重し、世界の平和を重んじる態度を育成することを目的として始まったわけでございます。

そして、広報活動を中心とした任務を担う大使としての英国渡航につきましては、ふるさとの魅力をグローバルな視点から再認識するとともに、積極的な表現と発信活動を通じて感性を磨き、自分自身の新たな可能性を引き出すという狙いがございます。

また、日常とは異なる異文化に直接触れることによりまして、同世代の子供たちと交流する経験

は、国際交流や英語を学ぶ楽しさを知る契機等になると考えておるところでございます。

研修を経て、1年置きに実施する大使の渡航事業であります。平成28年から始まりました。2期生は2年後の30年に渡航し、3期生と4期生につきましては、昨年の3度目となるコロナ禍による渡航延期を経まして、今年度の合同派遣として渡航が実現いたしました。

令和6年度に渡航する第5期生の公募につきましては、当初計画に基づくもので、先輩である大使の活動を見て公募に備えてきた子供たちも多く、中学生の応募が中心となっております。3月と7月に開催されました国際交流事業実行委員会では、このような子供たちの期待に配慮いたしまして、当初の計画どおりに第5期生を公募し、次年度から、通常スケジュールである募集の翌年に渡航という隔年事業に戻すことといたしたところでございます。

なお、英国との国際交流事業は、町議会からの提案に基づき平成23年度からその実施の検討が始まり、英国との交流を承認いただいたものでございます。相互の往来による交流事業につきましては、平成24年に、英国側の関係者が町を訪れたことから継続的に取り組まれてまいったわけですが、それぞれ7回ずつの訪問があり、子供たちの訪問も英国から2回、長和町からは今期の合同派遣で3回目の訪問となります。

英国の子供たちの来町予定につきましては、さきに申し上げたとおり、大人の関係者の引率対応や資金面での調達を含め、主に英国側の判断を仰ぐことになるわけですが、実現可能となった際につきましては、実行委員会を中心に受入れ体制を整え、広く地域の皆様との交流の場を設定したいと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） それでは今のお話の中で、来年度の募集の人数は何人だったのかということと、今、答弁の中で町議会からの提案というのがあったんですけども、それはどういうことなのか伺います。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 分からないようでしたら後で教えてください。

次の質問に移ります。個人負担金を増やしたほうがいいのかということ、今回円安により費用がかかってしまったそうだが、増えた分を町が全部負担するのはいかがか、今回16人予定していたのが14人になったので予算は足りているんですけども、そうでなかったら予算足りなかったような状況でございます。それについて伺います。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 持続可能な長和町を目指し、そして持続可能な事業とするための財源の確保につきましては、国際交流事業のみならず全ての事業に関していえることとございまして、現在、そして今後に向けても、大きな課題であると考えておるところでございます。

今回実施いたしました事業の際には、確かに計画時より円安のため費用がかかってしまった部分もあったわけでございます。今回の事業における負担金につきましては、国際交流事業実行委員会

において1人当たり7万5,000円と決定されておりましたが、今回は補正対応することなく、当初予算の範囲内で事業を実施することが可能となりましたので、増額となりました分につきまして、町で負担したいと考えているところでございます。

今後につきましては、相場により不透明な部分もあり、確かにしっかりと読むことができないような経費もあるわけでございますけれども、円安によりますサーチャージ料金などの変動がある状況になりましたらば、国際交流事業実行委員会に改めてお諮りを申し上げまして、負担金等を決めていけたらというふうと考えているところでございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 1人当たり80万円相当の費用がかかっての渡航でございますが、今回のイギリスに行ったのには、まず日にちが長かった、1週間、それとオランダ経由で行ったことによります費用と、大勢で行ったので小さなホテルに泊まれなかった、といういろいろな問題があるわけです。

このお金をかけずに効果を上げるような、そういうことをぜひ、交流委員会の中で考えていただきたいというふうに思います。高校の修学旅行だったらもちろん個人負担です。新婚旅行だって、この80万円というような金額での新婚旅行は考えられません。この1,680万円相当、1,750万円ですか、オランダとイギリスに行っただけでございまして、これを単純に計算すると、長和町では5,600人に3,000円ずついきいき券を配っても1,680万円、福祉灯油で1軒8,000円配っても十分間に合う金額でございまして。

この国際交流については、有意義とは思いますが、いかんせん町費を使い過ぎておるのではないかと。この2年間で1,800万円というお金がかかっていることについては、看過できず質問をいたしました。町民が納得できるような事業としていただくように要望をしまして、次の質問に移ります。

先ほど申し上げましたように、(4)の質問に移ります。最低賃金は実行されているのかということで、まず、全国では1,000円超えの最低賃金が、長野県の最低賃金が948円と公表されています。この賃金は町の賃金単価に影響されるのか、その場合、令和6年度からなのか、また、日当に換算すると8時間で7,584円、拘束時間があるんですけども、7.75時間で7,347円、役場で働く職員に適用されるのか、また、委員会等の委員などの報酬額にも適用されるのか、これについて伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 最低賃金とは、使用者が労働者に支払わなければならない賃金の最低額を定めた制度、最低賃金法という法律で決められており、最低賃金額より低い賃金で契約した場合は無効となり、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。また、使用者が最低賃金以上の賃金を支払っていなかった場合、使用者は労働者にその差額を支払う必要があるとともに、罰則が適用されることとなっております。また、地域別最低賃金は、都道府県ごとに定められており、

その都道府県で働く全ての労働者に適用されます。地域別最低賃金は、正規雇用はもとより、パートやアルバイト、臨時、嘱託といった雇用形態や呼称に関係なく、また、外国人労働者も含め、国籍や年齢、性別に関わりなく、全ての労働者に適用され、長野県の最低賃金は時給で948円というようになっております。

御質問の内容については、担当課長から答弁させます。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） それでは、御質問につきまして、私のほうからお答え申し上げます。

①の役場で働く職員に適用されるのかということでございますが、最低賃金についてのこの御質問でございますが、10月1日から長野県の最低賃金が948円に改定されております。日当に換算しますと、原田議員のおっしゃるとおりでございますが、この最低賃金につきましては、役場で働く正規職員、会計年度任用職員、共立ソリューションズからの派遣職員にも適用されるところでございます。

正規職員につきましては、最低賃金を上回っておるところでございます。会計年度任用職員につきましては、時間給の職員に一部最低賃金を下回る職員がおりましたので、10月1日より948円で支給するように勤務条件通知を改定いたしましたところでございます。派遣職員につきましては、共立ソリューションズで対応いただいております。

次に、②となります。委員会の委員などの報酬額にも適用されるのかということでございますけれども、委員報酬につきましては、まず賃金とは労働契約があることを前提に、労働の対償として支払われるものとなっております。それに対しまして、報酬につきましては、雇用契約、委任契約、請負契約と、いろいろな場面で使用されております。町における委員報酬につきましては、委任契約と解されますので、労働契約ではないため、賃金には当たらないと思っております。よりまして、最低賃金の適用外であるため、報酬額には影響なく適用されないと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） （2）としまして、旅費はきちんと支払われているのか、①として、長和町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例には、旅費として実費またはガソリン代キロ30円となっているが、支払っているのか。この30円は適正か、この数字の根拠は何か。②として、職員と議員は、上小管内の出張には日当がつかないが、県内出張も日当がつかないのか、これについて伺います。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） それでは、お答え申し上げます。

①の旅費の関係でございます。旅費についての御質問でございますけれども、支払いにつきましては、委員報酬とともに各担当において事務を行っております。旅費につきましては、実費または1キロメートル当たり30円で計算されまして、適正に支払いが行われておるとこ

ろでございます。また、1キロメートル当たり30円の根拠でございますが、平成29年4月1日に、20円から30円に改定されております。1キロメートル30円とした根拠・理由でございますが、近隣市町村や類似団体なども参考に検討した経過もあるわけでありましたが、確かにばらつきもありましたので、最終的には、県の条例を参考に定めておるところでございます。

②日当につきましては、議員・職員ともに、平成28年4月1日から、上小管内、県内だけでなく県外も含めて、日当の支給はなくなっております。こちらにつきましても、県の条例を参考に改正しておるところでございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 令和4年に、大門地区の自治会の会長としまして、各種委員会に、町の委員会に呼ばれまして、参画しました。また、長和町の代表として、上田広域の斎場の検討委員会にも参加しました。上田広域では、1日幾らというその費用弁償があつて、3回行きましたけれど、1万5,000円を頂戴しました。

それに対して、町では、毎月のように自治会長として呼ばれたんですけども、それ相応のものがなかったというふうに思います。先ほど、適正に支払われておりますというふうにございましたけれども、ぜひその明細を出していただきたいと思いますので、もう時間がないので、後刻出していきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

それでは、あと6分ですので、最後の質問をいたします。

旧農協の長久保店の建物はどうするのかということで伺います。この旧長久保店は町の所有であり、最初は公民館であったり、農協に貸し出したり、山の子に貸し出したりというようなものでございます。取壊しの予定があるのか、取壊しに幾らかかるのか伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 旧農協長久保店に関する御質問でございますが、令和2年度に策定しました長和町公共施設個別施設計画において、旧農協長久保店につきましては、取壊しの計画はさせていただいておりますが、旧農協長久保店等として使用してしました旧長久保公民館は、鉄筋コンクリート3階建ての建物であり、鉄筋コンクリート造りの建物の取壊しは、坪単価が約10万円程度かかるため、取壊し費用の概算は、およそ2,400万円程度と予測されます。

建て替えを伴わないような取壊しのみに係る費用に補助金や地方交付税処置のある有利な起債がないことから、他の事業と比べ優先度が低く、計画段階より遅延している状況となっておりますのでございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 残りの2つ一緒に聞きますけれども、現在保険に入っているのか、また改修して使う見込みがあるのかについて伺います。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） それでは、最初に現在の保険の加入状況についてお答えさせていた

だきたいと思います。旧長門町公民館の保険加入につきましては、山の子学園がこの施設から退去した際に、保険をかけるのを取りやめております。

次の、改修して使う見込みがあるのかという御質問でございますが、この施設につきましては、昭和38年建築の施設で、60年余りが経過しておりますので、長和町公共施設個別施設計画におきまして、取壊しをするという計画とさせていただいております。よって、改修する予定はございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） なかなか難しい物件ですが、取り壊して駐車場にするというのも一つの方法でしょうし、新たな施設が必要になったときには整備するなど考えるしかないのかなというふうに思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（森田公明君） 以上で、7番、原田恵召議員の一般質問を終結いたします。

ここで昼食のため午後1時15分まで休憩といたします。

休 憩 午後 0時12分

再 開 午後 1時15分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

1番、阿部由紀子議員の一般質問を許します。

阿部由紀子議員。

○1番（阿部由紀子君） 議長の許可をいただきましたので、ただいまから私の一般質問を始めたいと思います。

今日の質問事項は、和田保育園と和田小学校の今後についての1つとなります。よろしく願いいたします。

今年6月の一般質問でも、和田小学校と和田保育園の現状と今後についての質問をさせていただきましたのですが、この質問をするに至りましては、今年4月に行われた保育園保護者と議会との懇談会で、保護者から統合への強い希望があったことを基に質問をさせていただきました。

質問では、今現在34人という和田小学校の生徒の人数が、3年後には全部で21名、平均すると3、4名の見込みとなることからの当事者による不安の声があることをお伝えいたしました。懇談を行った保護者からは、その後、町がどう対応してくれるのか、その後の対応を望む声もあり、私としましても一般質問をはじめ、委員会などでも再度現状をお伝えしたり、保護者との懇談会の開催やアンケートを取ってはどうかということ、一般質問や委員会などでもお伝えをしてきました。

そんな中、9月12日付で行政からの通知が保育園保護者に届きました。内容は、長和町観光協会における第2のふるさとプロジェクト事業実施への協力依頼ということで、説明会は約2週間後

となる9月25日に行われました。内容は、都心の子育て家族が1週間から3週間ほど移住体験をし、お子さんは和田保育園で保育園体験や交流をするというものでした。

観光協会の事業として、国の補助金により実証事業として行いたい。実施期間は10月中旬からを予定しているということで、実施は説明会から僅か二、三週間後の話であることや、保育園の使われていない一室、年長さんの部屋になりますが、そちらを観光協会の拠点として使うこと、観光協会では保育士1名を募集し、交流を行うことなどの説明が行われました。

保護者からは、「この話は小学校の統合問題にもつながっていく可能性もある。この事業が始まることで統合がしづらくなるのではないか。」また、「今いる子供たちへのメリットが感じられない。目線が当事者ではない。」といった声のほか、「この話の一番の核となる保育園側が当日説明を受けたことにびっくりしている。」や、「子供たちと密に関わっていく保育士の方々や、子供たちへの配慮を相手の立場に立って、前もって話を進めるべきだ。」との声がありました。

結局、この話には保護者は納得することができず、後日また話合いの機会を設けることとなりました。この流れを踏まえて質問をさせていただきます。どうしてそのような急な話となったのでしょうか。現場の声を聞いてどう思われたのでしょうか。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 信州・長和町観光協会の新規事業に関する御質問でございます。

信州・長和町観光協会におきまして、新たな関係人口の創出が交流人口の増大につながる事業を実証実験したいことから、国、観光庁ですね、の補助事業を活用しまして、今回、第2のふるさとづくり実証事業に取り組むこととし、国の実証事業として採択を受けました。この事業は、和田地域の文化財施設である羽田野を活用し、都会の家族が約2週間程度滞在し、テレワークにて仕事をしながら、子供は地域で都会にはない自然に触れながら、地元の保育園などで過ごす、言わば移住体験につながる実証事業でございます。

急な話であるかどうかは、今回の事業の内定を受け、当然、町関係当局に理解をいただかないと実施はできないことから、事業内定前から関係課への情報共有を実施して取り組んでいると認識をしておるところでございます。詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 信州・長和町観光協会では、先ほど町長からの答弁でもございましたが、事業内定前である令和5年5月から、町担当部局であるこども・健康推進課へ情報共有をさせていただいております。事業内定後、間隔を空けず、現場である和田保育園に事業説明を実施、その後、関係機関が一同に会したミーティングを設置していることから、準備期間は確保できたのではないかと考えます。

また、和田保育園からも保育園交流選任スタッフを観光協会側で準備するなどの要望を聞いており、ハローワークにて9月より保育士募集を開始するなど、説明会以前から現場の声に対応すべく動いておりました。

よって、観光協会としては決して急な話ではないとの認識でございますが、事業の可否に時間を要したこと、また、実施について、保育園に対し、もう少し具体的で丁寧な説明が必要であったと思うところでございます。

○議長（森田公明君） 小林こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（小林義明君） 観光協会より、第2のふるさとプロジェクト事業において、都心の子育て家族が移住体験により長和町を知ってもらおう中で、子供さんを保育園で受け入れてもらえないかとの相談がありました。和田保育園の園児数減少への心配もあることから、保育園の活性化や子供さんの交流にもつながるよい事業と考えましたが、現在のままで受入れが可能か、どのような受入れ体制が必要かなどを検討し、観光協会が子供の託児を行う中で、和田保育園の一室をお貸しし、保育園体験や交流を行う形であれば事業が実施できそうとのことで、すぐに保護者説明会を計画し、開催したところでございます。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 今の答弁について、再質問です。

確認をしますが、今の答弁から、6月に内定を受けて7月に認証、内定後から間隔を空けず保育園に説明をし、保育園側からの要望を聞いて現場の声に対応すべく動いていた、保護者説明会以前である9月からハローワークでの保育士の募集を開始していたということによろしいでしょうか。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 保育園との協議の中で、保育士だけでは対応が難しいとの御意見もあり、9月からハローワークで保育士の募集を始めていたところでございます。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 説明に来ていた観光協会の方、2名いらっしゃったんですが、当日保護者からの意見や反対を受けて、和田保育園の保護者が保育園や小学校の統合を希望しているという現状を知らなかったということで驚いていました。こうした説明会をする前に、事業を実施したいという観光協会側にも、行政からは現状を説明すべきだったのではないのでしょうか。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 議会と保護者の皆様との懇談会が実施され、その内容が10月に町へ要望書が提出されたことにより、町は状況を把握できたところでございまして、観光協会としますと、直接話をお聞きしていないため、把握することが困難であると理解しています。行政からの現状説明につきましては、要望を踏まえ実施するものと理解しております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 再質問をさせていただきます。

今年6月の議会議事録を確認しましたが、冒頭でも説明しましたように、6月の私の一般質問では、和田小学校と保育園の現状と今後についてという題目で、議会と保育園保護者との懇談会を行ったことをはじめ、懇談会に至る経緯から現在の保育園の子供の人数、その人数であるがゆえの当

事者が抱える問題点と、このままの人数で小学校へ行くことによる子供の成長への不安などを保護者からお聞きした具体例も加えて詳しくお伝えした認識であります。

一般質問だけでなく、各種委員会などでも、この問題については保護者との懇談会の開催をしてほしい、との要望やアンケートを取ってほしいと、口頭ではありますが、申し上げてお伝えしてきたと思います。

今いただいた答弁では、10月まで議会から要望書が出ていなかったのではありませんでしたというようにしか聞こえないのですが、口頭で幾らお伝えしてきてもなかなか町民の思いや一般質問での内容が伝わっていないと感じたため、議会から10月に正式に要望書を出したと私は認識しております。

今日傍聴に来ている議会モニターの方や、ゆいねっつを見ている町民の方にも、これまでのやり取りを見たり聞いたりしている方がいるはずだと思います。

質問です。4月に保育園保護者で行った懇談会の内容を、行政側は本当に承知していなかったと言えるのでしょうか。

○議長（森田公明君） 小林こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（小林義明君） 6月議会の阿部議員の一般質問には、町長、教育長より答弁をしており、御質問の内容につきましては承知をしておりますが、4月の議会懇談会でどのような話合いが行われたかの詳細は承知をしておりませんでした。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 4月の懇談会では保育園の保護者全員から統合を望む声がありましたが、10月の懇談会では、統合をする予定はないとの答えでした。どうしてなのでしょう。

○議長（森田公明君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） まず、4月の懇談会は長和町議会が主催をしたものでございまして、10月は観光協会が計画をした保育園留学に係る第2回目の説明会であり、懇談会ではございませんでした。なお、この件につきましては、6月議会で阿部議員の一般質問「和田小学校と和田保育園の現状と今後について」の質問において、学校の適正配置の考えについてで既にお答えをしておりますが、改めて申し上げたいと思います。

和田小学校は昨年度より複式学級が始まり、単級での授業、連学年合同授業、異年齢集団の縦割り活動、ICTの利活用、児童の課題に合った丁寧な指導、一部教科担任制などの取組を進め、少人数ではございますが着実に児童の力をつけられるよう努めており、特色を生かした学校運営をしております。学校の適正配置につきましては、児童の教育条件をよりよくすることはもとより、地域のコミュニティの核としての学校の特性や、地理的要因、地域の事情等についても十分配慮し、慎重に判断していかなければならないと考えていること、その他の質問において、小学校の統合に関するアンケートは実施する予定はないが、小規模特認校就学特例制度について検討する際に、長門、和田両小学校の保護者の御意見を伺っていくことなどを答弁をさせていただいております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 11月16日の信濃毎日新聞に、和田小学校において小規模特認校を検討との記事が出ていましたが、こちらはどのような制度でしょうか。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 小規模特認校就学特例制度とは、文部科学省が平成9年の教育プログラムの中で、児童数が減少し、存続が危ぶまれる小学校において、小規模のよさを生かした学校運営を進める場合に自治体全域から児童を集めることが認められている小規模特認校制度を制定したことから始まりました。内容は主に、全校生徒が100人以下の学校で行われており、長和町においては和田小学校が対象となります。この制度を導入することによりまして、長門小学校の通学区域に関する規則で定められている大門、長久保、古町の児童も、希望すれば和田小学校に通学することができます。なお、和田小学校に就学することを選択した場合には、卒業するまで在籍することになります。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 町民の方から、上田は学区関係なく通学できるようだとの話を聞いていますが、実際にはどうなのでしょう。また、長和町の学区にはどのような決まりがあるのでしょうか。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 上田市におきましても、通学区が決まっております。通学区制度が原則でございます。しかし、上田市に限らず、特例はどの自治体にもございます。例えば、西内小学校におきまして、学年で1人になってしまうため、保護者から違う市内の小学校に通学したいという要望があり、西内小学校長の意見書が教育委員会に提出され、特例として認められたケースがございます。

しかしながら、あくまで特例でございますので、やむを得ない事情が重要になってまいります。なお、長和町は地域によって通学区が定められております。大門、長久保、古町区域は長門小学校、和田区域は和田小学校になります。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 制度を取り入れることにより、人数の多い長門小から和田小学校へ通うことができるということですが、説明会では、学区の決まりで和田の子供は長門小学校へ行くことはできないとの話がありました。保護者からは、小規模特認校制度で大きい学校の人希望した学校で学べるのに、和田の子が学区の決まりで移動できないのは不平等ではないか、との声があります。少ない人数の保護者は黙って我慢しろと言われていたような気がして切ない、との声もあります。学区を決める決定権はどこにあるのでしょうか。

○議長（森田公明君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） 前述と答弁が重なりますが、小規模校のメリットを最大限に生かして学

校を存続させることができるようにすることも考慮した制度であるため、不平等という認識は違うのではないかと考えております。小規模のよさを生かした学校運営を進める場合には、自治体全域から児童を集めることが認められる特例制度で、主に全校生徒が100人以下の学校が対象となっております。長門小学校では160人以上の児童数がありますので、この制度の対象にはなりません。なお、町の通学区の設定、変更は教育委員会が行っております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 和田小学校の高学年の子や保護者は、いまさら転校はしたくない、慣れている場所がいい、と思う人もいるかもしれないけれど、どんどん少なくなっていくこれからの世代を思い、分かってもらいたい、和田は手厚く勉強を見てもらえたり、アットホームな雰囲気がとてもよいのだけれど、少な過ぎるのが問題である。同級生がいないとか、上の学年や下の学年がないという学年も出てくるのは心配である。小学校の学区を撤廃して、どちらの小学校も選択できるという条例に変えてほしいなどの意見があります。条例を変えることはできないのでしょうか。

○議長（森田公明君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） 小規模特認校制度と一緒に考えられているので通学区の撤廃という考えなのかもしれませんが、議員が言われるような通学区の撤廃ということになれば、それこそ児童の取り合いという懸念が生じてまいりますので、現段階では通学区の変更を行う予定はございません。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 町として地域を守りたいとの思いから小学校存続という方針なのかもしれませんが、我が子とその当事者で、貴重な幼少期に犠牲を払わなければならないことが切ないし苦しい気持ちです、という意見もあります。経田小との交流や音楽会、運動会、修学旅行など、人数が多いほうが達成感もある、サッカーや野球など大勢じゃないとできないことを経験させてあげたい、といった声も聞かれます。地域に学校が必要なのは理解できますが、今の状態では当事者の気持ちを最優先に考えるべきなのではないかと思えます。

先ほどもお話にありました第2のふるさと事業のような山村留学や経田小との交流も、長門小と一緒に上で行えばよいのではないかとの声もあります。その際に、和田の校舎を使うなどしてもよいのではないのでしょうか。当事者の問題をとにかく一度解決してから、和田の校舎の利用法やプロジェクトを考えて進めればよいのではないのでしょうか。

○議長（森田公明君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） 教育環境をよりよくすることはもとより、地域のコミュニティの核としての学校の性格や、地理的要因、地域の事情、小学校に通う子供の気持ち等についても十分配慮し、慎重に判断していかなければならないと考えております。

また、和田小学校は文部科学省型のコミュニティ・スクール事業を全国に先駆けて取り入れた地域の人たちが学校運営に深く携わってきた120年以上の歴史を持つ学校でございます。現在でも、農業、スポーツ、学習支援、登下校の見守り、交流など、地域の方々がボランティアで児童の支援

をしていただいております。保護者と子供も、住民の一員でありますので、地域の皆さんと一緒に地域の将来についても考えていただければというふうに思います。どちらを優先するという問題ではないと考えております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 今年度の第2のふるさとプロジェクト事業は延期とのことですが、来年度以降はどのように考えているのでしょうか。当事者の問題に向き合わない限り、この答えは平行線かと思われそうですがいかがでしょうか。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 第2のふるさとプロジェクト事業の実証事業につきましては、交流人口の増大、関係人口の創出に不可欠であると考えており、地域の活性化にも資する事業であると計画されたものでございます。

町といたしましても、信州・長和町観光協会が行う実証事業は実施してまいりたいと考えておりますが、保育園の統合問題とは別に考えていただければと考えております。

保育園の統合につきましては、保護者の皆様の思いを踏まえ、しっかりと検討すべきであると思っておりますが、第2のふるさとプロジェクト事業の保育園留学につきましては、事業を実施することにより、他の地域から来られた園児またその御家族と交流を持つことができ、両者にとって大変意義のあることであると考えてございます。しかしながら、事業を実施するに当たっては、保護者の皆様の初め、関係する皆様に御理解いただきながら今後進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 数年前、住民票を移してまで依田窪南部中学校に行き出した和田中の親御さんの例があったかと思えます。和田中学校と依田窪南部中学校の合併までの例をお聞かせください。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 野球、サッカーなど、和田中学校にない部活を求め、依田窪南部中学校に通いたいということが主な理由であったと聞いております。最初に中学校でどうしても野球をやりたいという児童がおり、教育委員会が特例で認めましたが、その児童が中学校に行ったときにサッカー部に入ってしまったという事象がおきまして、特例の理由がなくなってしまう、特例という制度が無法状態になってしまうことを懸念し、翌年から特例を廃止した経過がございます。それ以降、住所を移して依田窪南部中学校に通学する児童が出始めたと聞いております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 今御説明にあった例は、人数が少ないことによる危機感からの行動だったのではないかと思います。友人関係や部活動の選択肢がある環境を望んだ結果だったのではないかと思います。その後も同じ理由から、和田地域から引っ越してしまった親御さんの例も聞いております。当事者の声に耳を傾け対策を取らない限り、人の流出は避けられないと思います。和田と

長門は合併してからもう10年もたちます。子供たち当事者にとって、これから子育てをしていくための地域とは、もう長和町というくくりでよいのではという意見が多数あります。どう思われますでしょうか。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 依田窪南部中学校の場合、部活が理由ということでございましたが、中学生ぐらいになりますと、本人の意志が強く持てるようになってきますが、保育園児の場合はまだまだ自分の意志を表現するのは難しく、保護者の意志がですね、優先されると思いますので、中学校の統合の例と同様には考えられないというふうに思っております。

また、長和町というくくりでよいのではないかと、こういう御質問でございますが、学校は子供たちが地域と関わり、愛着を育む場であり、地域、ふるさととはつまりいたらいつでも帰ってこられる場所、疲れたら心を休める場所、自分が生まれ育ち、何にも代え難い、大切な存在ではないかというふうに思っております。そんな郷土を、ふるさとをいつまでも大切に思う心を持った大人に育ててほしいと願っておるところでございます。和田、長門、それぞれが育つ身近な地域に強い思いがあって当たり前ですし、それぞれの地域の特性があり、両小学校に歴史と校風があり、合併して年数がたったから全て長和町というくくりで考えるような話ではなく、個々の特性が必要な部分と、そしてまた長和町として一つで考えてよい部分というものがあるというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 今現在、どこの自治体でもあらゆる施設の維持費の削減が課題となっております。使われていない施設の有効活用や、合併により重複している施設や建物の維持費や光熱費、管理費など、人口の減少も含めて今一度見直していかなければならない時期に入ってきていると言われております。統合することにより、学校の維持費や光熱費などを削減することができるのではないかと思います。

また、その分の経費や人件費などは必要とされている場所やサービスを増やすことによって、より子育て政策を充実させることができるのではないかと思います。例えば、以前から私が一般質問や委員会などでも申し上げております病児保育や病後児保育、または早朝保育や休日保育、児童館や子供の居場所の充実に係る人員や雇用の確保、高校通学の交通費の増額や通学バスのルートや台数を増やすことなども可能になるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（森田公明君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） 公共施設の見直しにつきましては、利用状況など把握しながら町としても取り組んでいかなければならない課題の一つでございますが、例えば公民館、体育施設、加工所施設などの公共施設と異なり、子供の教育を司る学校は経費重視で考えるような施設ではございません。不必要な経費は削減しても必要なものは残す、必要な施策には予算を講じていくべきであるものと考えております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 町の生涯学習のスポーツ教室などでも、どうしても子供たちは同じ学校やクラスの子で固まる傾向があります。和田の子は孤立しがちで仲間に入りきれず辞めてしまうケースがあります。統合して同じ学校になれば同じ学校の同級生となるため、そのように孤立してしまう場面も少なくなると思います。なおかつ、同じ長和町の仲間として、その後同じ中学校に行くことができます。和田に住んでいるのが少数だとしても、あらゆる場面で孤立したり寂しいと思う状況を回避できると思います。1人や3人、4人などの人数で修学旅行へ行ったり中学校へ上がっていくことが今から予想される和田の子供たちの気持ちや現状を、町は想像することができていのでしょうか。地域に必要と言われても、今の状況では人数が少な過ぎます。例えばそれが自分の子供や孫だった場合、本当に今のままでいいと思えますか。

○議長（森田公明君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） スポーツ教室などで孤立するという事は、単に小学校の違いだけが問題ではないと考えております。私の子供も小中学校のときにサッカーをしておりました。たしかそのときは同じ学年では長門小の子供が7人、和田小の子供が1人だったと思いますが、よいチームワークで競技をしていましたし、練習や試合の送迎などでは、お母さんと協力をして子供たちの活動を応援することができました。また、私自身も子供の頃、古町小学校卒業後、依田窪南部中学校で、違う小学校を卒業した子供たちと知り合い、高校に進学してからも、より多くのお友達と付き合うことができました。

今後のスポーツ教室につきましては、多くの子供が楽しく活動できるように、社会体育事業の課題として取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 地域に子供が必要なのは理解できますが、子供は地域の持ち物ではありません。人格や性格など一生に関わる基礎となる大事な部分が育つ時期に、子供同士でコミュニケーションを取ったり、勉強も運動も切磋琢磨する最低限の人数は必要だと思います。長和町に学校が一つしかなく、他の町村と統合という話ならまだしも、車で5分か10分も行けば、20人から30人が一クラスという子供たちが同じ町内にいます。その子供たちが数年後、同じ中学校へ通うことになるのですから、そこに、和田の学年で1人、3人、4人といった子供と一緒にあった上で、新たな地域やまちづくり、山村留学の話を考えていけばよいのではないのでしょうか。

○議長（森田公明君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） 地域があって人々の生活が成り立っていると考えておりますが、保護者も子供も地域の住民の一員でございます。地域の将来を地域の皆さんと一緒に考えていかなければとも思っております。前述で答弁していることと重なりますが、山村留学も小規模特認校制度も、まずは、和田小学校を存続させていくための施策として検討をさせていただいております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 学区の決まりがあるから少ない学校から出られない、その状況を変えら

れないまま山村留学の話を進めるのには無理があると思います。当事者の問題を解決した上で、長和町の子供たちとしての山村留学の形や、和田の校舎の利用法などを考えるほうがよいのではないかと思います。そのほうが結果的に観光協会のやろうとしているまちおこしを町民みんなが気持ちよく応援したり、プロジェクトやまちおこしに対してありがたく思えるのではないかと思います。

和田地域に移住者や子供を増やそうと思うのは、とてもいいことだと当事者たちも思っています。ただ、先ほども申し上げましたが、自分の子供の成長過程が犠牲になるのが悲しいとの意見があります。当事者の悩みを理解し、なおかつ地域おこしのプロジェクトが町の活性化につながるようにバックアップするためにも、行政は今この問題にきちんと向き合い、解決すべきであると考えます。

信濃毎日新聞の和田小学校に関する記事で、専門家の方によりますと、小規模特認校の和田小学校への導入については、長門小も全校生徒が160人ほどであることから、同じ町内でこの制度を取り入れるに当たっては、子供の取り合いのようになるとも指摘されておりました。

長和町の学区を決める権限は教育長にあるのでしょうか。制度では、和田小から長門小へ通うことも可能になるのではないのでしょうか。9月の懇談会では、保護者から町長と教育長に話がしたい、ぜひ聞いてもらう機会をつくってほしいとの意見がありました。

改めまして、この問題に関して教育長はどのように考えますか。町長はどのように思われますでしょうか。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） まずですね、4月の保育園保護者と議会の懇談会は、これは議会が独自で行ったもので、行政には相談も報告もございませんでしたが、6月議会定例会におきまして、阿部議員が懇談会で保育園保護者から出された意見を集約した形で一般質問を行われました。その際ですね、町長、教育長から、山村留学あるいは小規模特認校の制度の導入を検討し、存続する方針であること、統合については現時点では考えていないこと、統合に関するアンケートを行う予定はないが、小規模特認校の制度については、両小学校にアンケートを行うことを検討していることなど、阿部議員からの質問にはっきりと答弁をさせていただきました。

6月議会終了後に阿部議員がその結果を保育園保護者に責任を持って報告すべきであったというふうに感じております。保育園保護者に報告していなかったことから、9月に行政が開催した保育園体験交流の説明会において、4月懇談会の要望に何の回答もないという苦情が出たのではないのでしょうか。議会が行った懇談会であるにもかかわらず、なぜ苦情が行政に向いたのか、正直困惑しております。

また、4月に懇談会を行って、10月に半年たってから要望書が出てきたことも遅過ぎるのではないかというふうに感じました。議会が懇談会を行うこと自体は非常にいいことだと思いますが、今回は小学校保護者の意見を聞かなければ不公平だというふうに思います。行政も議会も住民のためにある組織でございますので、今後行政に関係すべきことは、相談や情報共有を行っていただき、共に住民のために連携を図っていただきますようお願いをしたいと存じます。

次にですね、この問題に関して町長の考えという御質問でございますが、私は6月議会一般質問後から、学校統廃合の意見に何か違和感を感じておりました。それは、最も影響を受ける子供の声が聞こえてこないからです。少人数ゆえに多様な教育活動ができないのではという保護者の不安から、一定程度の学校規模における、よりよい教育を求める声ばかりが聞こえてきます。しかし、自分の学校がなくなる、当たり前に通っていた学校が消える経験をする子供たちの声は、この意見の中には聞こえてきません。子供は、統合することになれば、期待と不安が交差する中で、新しい出会い、新しい関係づくりに直面するでしょう。人間関係がうまくいけばいいですが、そうなるとは限りません。また、6年生の1年間だけを統合校で過ごす子供たちの中には、あと1年なのにとという戸惑いや、その気持ちを親に言ったところでという諦めを抱く者もいるでしょう。

学校統廃合は2つ以上の学校が合わさるため、行事や教育内容などの調整、精選が必要になりますので、教員は多忙を極め、子供一人一人に関わるのが難しくなるでしょう。大人が思う以上に、学校統廃合は子供たちに大きな影響を与えます。子供が何を感じ、何を思うのか、大人は子供の意見に耳を傾けなければなりません。

一番最優先されるべき和田小学校に在籍する子供たちのことが後回しにされ、保護者の不安だけが前面に出てきていることに違和感を感じたのです。実際に和田小学校に通う子供たちの考えを聞くことなく、大人が決めた和田小学校の今後の在り方であってはなりませんので、和田小学校児童の気持ちを毎年小学校で行っている学校評価などにおいて、十分に聞き取り、把握をしたいというふうに考えております。

しかし、人口減少、少子化の波は全国的な問題でもあり、いずれは学校の再編についても避けて通れないときが来るかもしれませんが、和田保育園、和田小学校の現状把握、子供・保護者のお考え、住宅政策、様々な選択肢を研究し、誰一人置き去りにすることのないよう、この課題に関しましては継続をして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） 和田小学校の運営につきましては、ただいま町長からの答弁にもございましたとおり、現在少人数ではありますが、それを強みに変えられるよう努力をし、日々子供たちが伸び伸びと楽しく学校生活を送れるように取り組んでいるところでございます。また、和田小学校は早くから文科省型のコミュニティ・スクールを立ち上げ、大勢の皆様が学校の中に入っていただき、児童の学習支援、農林業体験、体力向上、安全安心など、様々な分野で地域の皆様に支えてきていただいております。これらの活動に対しましては改めて感謝を申し上げたいというふうに思います。

保育園、小学校の保護者の皆様につきましては、まず小学校特認校就学特例制度の意向調査に合わせて、今後の学校の在り方についても御意見を伺うこととしております。なお、通学区の変更や統合といった学校の再編につながるような非常に重大な課題につきましては、地域の皆様の御意見を伺いながら、慎重に進めていくべきであるものと考えております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 6月の議会終了後、私はみんなの声を議会で伝えたと、保育園保護者に口頭ではありますが、報告をしてきました。議場で今日と同じような形で行政の皆さんに伝えていたため、私も保護者も何かしら行政が動いてくれると思っていましたが、議会からの要望書が出ていなかったことで、一般質問で質問をしても伝えただけではなっていないということになっているんだなと認識をしました。6月の一般質問の内容は、要望書とほぼ同じ、もしくは要望書よりも人数などの情報や保護者の声を詳しく説明したと思っています。議員や議会は、町民の声を伝えることはできても、実際に政策を考え実行したり、予算を決める権限はないことから、小学校の保護者にも、どうか行政で直接意見を聞いてほしい、懇談会をしてほしいとお伝えをしてきました。

先日配られた小規模特認校制度についてのアンケートを見た長門の保護者の方たちからは、あのアンケートは、和田の子供も長門に来られるようになるためのものだった、だとか、和田が統合したくないから小規模特認校を取り入れたいんだと思ったという意見が多数で、私たち保護者の意見や考えとは逆で伝わっているんだなと思いました。和田のこれから小学校へ入学していく子供を持つ保護者たちは、和田の子も望めば長門へ行けるようになってほしいと思っています。保護者が統合を望むのは、子供自身は今与えられている環境しか知ることができないからです。私が保護者の声を今こうして届けているのは、学年で1人しかいない子や、クラスに3人しかいない自分の子供たちを育てながら、長門小の運動会や音楽会の様子をテレビで見ると羨ましくて切ない気持ちになると聞いたからです。長和町の子育て政策には、子供ファースト、まずは今の、そしてこれからの子供の成長をぜひ一番に考えていただきたいという思いをお伝えしまして、今回の私の一般質問を終わります。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） ただいまですね、6月議会のお話を保護者の皆さんにさせていただいたということでもありますけれども、先ほど来お話ししましたように、6月議会の答弁では、小規模特認校という制度を使いながら、和田小学校を存続していくという答弁をしたわけでございまして、そういったことが保護者の皆さんにお伝えをいただいたかどうか、そこが問題だというふうには私は考えております。

○議長（森田公明君） 以上で、1番、阿部由紀子議員の一般質問を終結いたします。

ここで午後2時20分まで休憩といたします。

休 憩 午後 2時06分

再 開 午後 2時20分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

3番、荻野友一議員の一般質問を許します。

荻野友一議員。

○3番（荻野友一君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。

私は本日、令和元年10月に、当町に甚大な被害をもたらしました台風19号についての検証を通じて、町の防災体制に関連し幾つかの質問をいたします。

台風19号については、長和町が発足以来の甚大な被害を受けた大変な災害でありました。被災後の定例議会におきましても複数の議員から一般質問をされましたが、4年を経過した現在、台風19号被害時の町の対応をもう一度検証することにより、その中にこれからの災害対策に生かしていくべき教訓があると考えています。

まず、4年間の災害復旧を通じ、被害の概要も確定されたことと考え、災害被害額に関して質問したいと考えます。

最初に、道路、河川、橋梁について、国庫補助により復旧された被害箇所と被害額、そのほか、これに係る被害総額は幾らか、また復旧率はどれくらいか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 令和元年10月12、13日の東日本台風19号災害での長和町における災害総額の御質問でございます。

当時は長和町におきまして本当に甚大な被害でございました。長和町建設振興協議会の皆様をはじめ、そのほかにも様々な方の御支援があり、災害復旧に取り組んでいくことができました。おかげさまで農業用施設1か所を残して、全て復旧が完成をしております。

この場をお借りいたしまして、改めて皆様にお礼を申し上げたいと存じます。本当にありがとうございました。

詳細につきましては、この後、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 町で発注した町道16か所、河川5か所、橋梁2か所についての災害復旧工事につきましては、補助率86.8%で23か所の復旧工事を行い、4億8,992万6,470円の被害総額となりました。復旧率につきましては100%です。

また、県で発注した町内の災害復旧工事につきましては、23か所の復旧工事を行い、10億9,575万9,600円の被害総額と聞いております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 次に、農地、農業施設に係る被害総額は幾らか、また、復旧率はどれくらいか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 農地につきましては、21か所の復旧工事を行い、補助率94.2%で4,140万6,000円の被害総額となりました。農業用施設につきましては56か所の復旧工事を行い、補助率98.5%で9億3,587万2,300円の被害総額となりました。

残り1か所が2月末までの工期となっており、復旧率は98%です。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 細かく質問を重ねてすみませんが、次に上下水道に係る被害総額は幾らか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 上下水道に係る被害ですが、綿屋工業さんの前が依田川の氾濫により国道152号線が崩落した際に1か所被災し、下水道災害復旧工事を行いました。被害総額は281万2,700円で、補助率は86.8%でございます。復旧率は100%です。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 次に産業振興課に係りますが、林道について国庫補助により復旧された被害箇所と被災復旧額、そのほかこれに係る被害総額は幾らか、また復旧率はどれくらいであるか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 林道の国庫補助による復旧箇所は、8路線21か所になります。事業費総額は1億4,513万4,000円で、国庫補助額は1億3,802万2,000円、補助率は92.3%でございます。

大沢と本沢は奥地となりまして、補助率97.3%となります。復旧工事は最後の箇所、本沢3号、4号で工事自体は終了しておりまして、受注業者の書類整備中の状況でありますので、ほぼ100%といった状況でございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 今、答弁をいただきまして、台風19号による被害の大きさを改めて感じているところであります。自然災害は時に、人間の考えも及ばない被害を生み出す大きな脅威を持っています。この地域でも、災害が起こったときに被害を最小限に抑えるため、防災に対する施策を講じていかなければならないと考えています。

台風19号を経験し、町では消防団、自主防災組織、各自治会等の団体と台風災害に対しての検証を行ってきていると考えていますが、検証により明らかにされた問題点をどう解決したのか、また、解決に向けどのようなアプローチをしているのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 台風19号時におきましては、関係各所から様々な問題点や御意見をいただきました。大きく分けまして、備蓄の関係、情報伝達の関係、高齢者避難等が挙げられたところでございます。

備蓄につきましては特別なものを用意するのではなくて、できるだけ普段の生活の中で利用されているものを備えるよう心がけ、水またはお湯ですぐ食べられるマジックライス各種や保存水500ミリリットルペットボトルを中心として配備を行い、有事に備えているところでございます。

情報伝達の関係につきましては、伝達不足が挙げられたわけでございますが、町の防災無線をは

じめ、告知端末放送や町ホームページ、CATV文字放送やFMとうみ、フェイスブックなど、SNSで情報発信を実施しているわけですが、来年2月に実装予定のお知らせアプリの「N一ナビ」にも最新情報を掲載する予定でございますので、あらゆる手段の充実に加えまして登録促進を促してまいりたいと考えているところでございます。

また、高齢者の避難につきましては、災害時に自ら避難することが難しいひとり暮らしの高齢者、要介護者、障がい者などがどのような避難行動を取ればよいのか、現在、一人一人の状況に合わせての、いわゆる避難行動要支援者を対象に、有事の際にどのような避難行動を取ればよいのか、あらかじめ本人、家族と確認し、作成いたします行動計画、個別避難計画の作成に、福祉施設に従事する皆様などの絶大な協力を得まして、事業として取り組んでいるところでございます。

令和5年より優先度の高い方から順に作成し、状況の把握等につきまして活用する予定でございます。

災害時におきまして、犠牲者のうち高齢者が高い割合を占めている中で、誰一人取り残さないためにも、今後も鋭意努力してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 今の答弁に含まれることも、これからちょっと細かく質問していきたいと思いますが、災害時の町の対応についてお尋ねいたします。

最初に、避難指示の発令の根拠についてお尋ねします。避難指示につきましては、災害の種類によっても違いがあると思いますので、それぞれの災害につき、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 避難指示の発令根拠につきましては、現在策定されております長和町の地域防災計画となります。この計画による避難指示につきましては、風水害として5つの体制があり、降雨の状況、依田川の水位計によるデータが判断基準となります。

また、地震による震災発生時におきましても、この計画による定めがありまして、震度の数値に応じてそれぞれの対応が異なっております。

その他といたしまして、航空災害、林野火災、原子力災害などによる避難や避難誘導にもございますけれども、今年度、地域防災計画の改定を予定しております。発令基準につきましても、気象庁からの危険度分布キキクルなどを活用いたしまして、集中豪雨などにも対応する予定で、その作業に現在、取り組んでいるところでございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 長和町内における避難場所の特定は、ハザードマップとの整合性に問題はないのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） ハザードマップでは、長和町におきましては、中山間部に位置するため、斜度や距離、構造におきまして、国の基準より警戒区域等が示されております。避難場所に指

定されておりますのは集会施設など、多くの近隣公設の場所となっておりますけれども、マップの区域外の避難所とするならば数か所しかなく、有事の際には実際に避難することはできないと考えております。

この整合性に問題があるのかないかと聞かれますと、正直ないとは言い切れないことが実情でございます。したがって、避難所につきましては、現状どおりとするしかすべはないというふうに考えているところでございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 19号台風では夜間、二次避難も行われましたが、一次避難場所の開設は適当であったのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 該当箇所でございますけれども、広域避難施設といたしまして、当時、大門基幹集落センターを開設いたしました。その後、大茂沢等の増水によります雨量の状況などを勘案し、有事の発生も予測されることもございまして、事前に町民センターを開設し移動、大門基幹集落センターにつきましては避難所の閉鎖をいたしました。その中で、宮ノ上地区、四泊・落合地区の皆さんにつきましては、避難指示を発令した経過がございました。

その都度、雨量の状況等が刻々と変わる中での事前判断ではございましたけれども、大門基幹集落センターの開設は適当であったと考えておりますけれども、その後の状況に鑑み、夜間等の移動となってしまいました。当時の判断とすれば適切な判断であったと考えております。

また、状況によりまして、避難所の移設も想定して、避難者の利便性なども考慮し、準備することも大切であると感じておるところでございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 令和元年12月の田福議員の、河川の河床整備についての質問について、2年3月の渡辺議員の改良復旧工事の質問について、信濃川流域内の関係者による千曲川緊急治水対策プロジェクトを取りまとめるとの回答がありましたが、このプロジェクトによる成果、または進行中であれば、現在の状況はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 令和元年東日本台風により甚大な被害が発生した信濃川水系において、国・県・市町村が連携し、信濃川本川及び千曲川本川の堤防で被災した区間での災害復旧や越水防止を目指すため、信濃川水系緊急治水対策プロジェクトが進められています。

全体事業費は約1,866億円、事業期間は令和元年から令和9年度までとし、令和5年9月末時点での進捗率は、被災箇所の原型復旧工事に関しては100%となっており、今後は改良工事を施工していくところであります。町内では、このプロジェクトで24か所被災復旧工事が行われ、全て完了しています。

また、今後の工事等要望箇所につきましても、引き続き県へ要望してまいります。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 現在の備蓄食料の品目と数量はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 現在の備蓄食料につきましては、アルファ米各種が1,890食、雑炊各種が600食、乾パン類288食、保存水が500ミリリットル、3,552本の備蓄でございます。今後につきましても有事の際に備えまして、毎年度更新を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 現在の備蓄品の内容はどのようなものになっていて、備蓄場所はどちらか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 現在の備蓄品につきましては、主にマット、毛布、救急セット、コードリール、ガソリン携行缶、投光器、ハンドメガホン、マンホールトイレ、ランタンライト、カセットコンロ、カセットガス、炊き出し缶セット、対流式ストーブ、使い捨てカイロ、ブルーシート、可搬式トイレ、モバイルバッテリー、プライベートルーム、ファミリールーム、多目的簡易ベッド、生理ナプキン、成人おむつ、粉ミルク、ペーパー歯磨き等がございます。

備蓄場所につきましては、役場の庁舎の倉庫、古町コミュニティセンター、長久保老人福祉センター、和田コミュニティセンター、和田支所、大門支所、姫木コミュニティセンター、入大門センターでございますが、場所によっては内容数量等異なっているところでございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 備蓄品につきましては、毎年1回でも自治会、PTA、社会福祉関係団体と協議し、見直しを図ってほしいと思っております。

次に、令和元年12月の渡辺議員の情報伝達の質問について、町内全域に情報を的確に発信するためには、設備的にも停電時などの対応にも不備があることが判明しましたが、現在、対策はどのように取られているのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 上野情報広報課長。

○情報広報課長（上野公一君） 令和元年12月議会の渡辺議員の一般質問にありました、停電時に告知放送が聞こえないことに対する対応ですが、停電時際には、現在の告知端末をラジオとして、エフエムとうみの防災チャンネルをお聞きいただくなどの活用方法を、当時答弁させていただきました。

また、災害時の情報提供については、1つの手段で全てをカバーするのは難しく、今後、様々な手段を検討していきたいとも答弁させていただいております。

これ以降、現在までの停電時の災害情報伝達といたしましては、先ほど申し上げましたFMとう

みとの連携による「はれラジ」というスマートフォンアプリによる町の災害情報の発信、ソーシャルネットワーキングサービス、いわゆるSNSに分類されるツイッターやフェイスブックを活用した情報発信などを行っております。

加えて、今年度、国のデジタル田園都市国家構想交付金事業を活用した長和町独自の地域アプリ、仮称「Nーナビ」の導入を進めております。これは、先ほど申し上げた、現在運用している様々な情報発信媒体に加え、Jアラートを含めた防災無線や消防署の緊急放送なども一元化し、このアプリで一括管理、一括配信するものです。

これにより、停電などが発生してもスマートフォンやタブレットで災害情報を受け取っていただくことが可能になります。もちろん、告知放送で流れる音声もこのアプリで聞くことができます。

現在、運用開始に向けた作業が進んでおりますが、このアプリは災害情報だけでなく、広報紙の閲覧、当番医、イベント通知、ごみカレンダー、道路情報、気象情報、ライブカメラ、防災マップ、バスの時刻表、子育て、交通機関の連絡先、公式サイトへのリンク、その他のお知らせなど、町の情報やお知らせを簡単に取得できるメニューも実装する予定でおります。

このアプリに限らず今後も様々な手段を活用して、住民の皆さんへの情報提供に努めてまいります。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 実装予定の「Nーナビ」がうまく機能してくれることを願っております。

一般質問の答弁の中で、避難所について、長和町全体で多くの人を受け入れることのできる施設が限られているため、19号台風の災害を検証し、町の施設計画と防災計画との調整を図りながら、避難所の指定、施設の改修、整備を図っていくとの考えを示されましたが、現在、それらはどう進められているのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 避難所につきましては、町の個別施設計画を勘案いたしまして、指定しているところでございます。その中で、一時避難所の公民館等につきましては、必要に応じて改修等を実施しているところでございますが、多くの集会所などにつきましては現状維持となっております。

また、近隣住民の皆様と協議をいたしまして、新規で古町コミュニティセンターを広域避難施設として、昨年指定したところでございます。

また、現在2つの小学校につきましては、災害時要援護者施設として指定しておりますが、大規模に収容できることから、今後、避難場所として、関係機関と協議を実施してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 19号台風の避難指示が出された後の避難誘導と住民の安否確認はどのようにされたのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 避難指示発令後の避難誘導につきましては、消防団員において見回り、併せて広報を行ったところでございます。

また、住民の安全確認につきましては、避難行動要支援者を対象に個別で架電し、状況把握を実施し、安全確保をいたしたところでございました。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 台風19号の避難指示が出された後、自宅で待機していた町民も多くいました。各自治会で役員中心に連絡網を確立し、お互いの安否確認を済ませていたとの覚えがあります。ただ、役員のほうにも被災状況の説明等が行き届かないなど、連絡内容について、自治会によって情報の質の差が見受けられたことも聞いております。

先ほどの情報伝達の質問と重なりますが、正確な情報を確実に届ける努力を、いろいろな手段を考え、情報網を整備するよう提案いたします。

次に、令和3年の災害対策基本法の一部改正により、避難行動要支援者について、要支援者一人一人の避難計画が市町村の努力義務となっていますが、現在の長和町の状況はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 先ほどの答弁でも申し上げたところでございますが、町では、避難行動要支援者を対象に個別避難計画作成を事業化しております。その中で、令和6年1月より福祉事業者の皆さんの協力の下、優先度の高い方から順に作成していく予定となっております。対象者全員の作成を目指して推進してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 令和3年より既に2年が経過しており、自然災害に対してはいつ起きるか分からない状況ですので、一日も早い避難計画の作成をお願いいたします。

次に、避難行動要支援者の状況は毎年変化するものと考えられますが、長和町は、その情報と避難計画は毎年いつ更新されているのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 避難行動要支援者名簿につきましては、変更等があればその都度、見直しを図っているところでございます。

個別避難計画につきましては今後作成されるわけですが、ランクや支援者等の変更になった場合について作成していただく福祉事業者などの方から、変更計画の提出を基に、更新を実施する予定となっております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 変更の都度、見直しを図るとの答弁をいただきました。見直した後の情報の共有を消防団、福祉関連の団体等と速やかに交わせるようなシステムを構築していただきたいと

考えます。

次に、長和町の自主防災組織の組織率はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 自主防災組織につきましては、11月末現在で86区中50区となっております。設置率につきましては58.14%となっておりますのでございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 自主防災組織が町に定着しない原因は何が考えられるのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 自主防災組織が定着しない原因でございしますが、1つに地域の防災リーダーの不足が挙げられると考えております。

その中で一例といたしまして、元消防団幹部の方などに防災士の取得等を推進して、地域の防災リーダーを1人でも多く組織の中心として活躍できるよう、努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、少子高齢化によるものとも考えられ、若者の参加・参画や構成員の高齢化、防災意識、役員任期なども挙げられると考えているところでございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 自主防災組織につきましては、その構成員数や平均年齢、地理的な条件などを勘案して、幾つかの区を統合するなどの工夫をして提示していかなければ、なかなか組織化しない現状であると考えられます。また、各地域の防災意識の差も大きいと思いますので、いま一度、行政からの積極的な働きかけが必要かと思われまます。

次に、19号台風被災後の防災に関する町民との話し合いはどのように開催されてきたのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 防災に関する町民との話し合いでございしますが、宮ノ上自治会と被災後懇談会を実施した経過がございします。その他といたしまして、文書にて、各自主防災組織への意見や反省の振り返り等を実施したところでございます。

今年度におきましても、地区防災会議の総会や協議などへの参加し、研修を実施させていただきましたので、今後につきましても連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 町の的確な防災のためには全町を挙げ、実践的な防災訓練は必要だと考えますが、町の方針はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 今年度につきまして、地区防災組織や自主防災組織が主体となり、避

難訓練等を実施した経過がございます。過去には、地区を選定して避難訓練後、空撮ドローン見学会や備蓄食試食会などを実施した訓練もございました。また、依田窪南部消防署の協力なども必要であると感じているところでございます。

避難訓練後の催しなども含めまして、開催できる規模や効果等、今後関係する諸機関の皆様と協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 19号台風の発生時、消防団の団員の減少、町職員の減少により、大災害時のマンパワーが足りないことが明白になりましたが、町としてどのような対策を立てたのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 荻野議員のおっしゃるとおり、団員の減少、町職員の現役団員の減少により災害時のマンパワーは否めず、今後に向けて深刻な問題であると認識しておりますので、憂慮に堪えないところでございます。

団員の確保につきましては、現在、鋭意推進しているわけでございますけれども、人口減少に伴いまして、限りある中での勧誘活動となっている現状がございます。その中で、消防団OBの方を対象に、機能別消防団なども視野に入れて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、マンパワー不足の中、重要となるのが自主防災組織でもありますので、今後の災害に備え、自助・共助そして公助の連携が取れますよう、各団体の強化と連携に努めてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 台風19号被災後、幸い当町では災害ボランティアを受け入れるような事態には陥らずに済みました。大災害事後の災害ボランティアの受入れ体制を当町ではどのように整えているのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 災害ボランティアにつきましては、長和町社会福祉協議会が事務局として受入れ、登録を行っております。現在の登録者数は27名ということでございますが、実績がないため、災害など有事の際には実際のボランティアセンターを立ち上げ、運営については長野県社会福祉協議会に依頼、協力の下、運営に当たる予定でございます。

今後につきましてもスムーズに運営が行えるよう、関係各所と連携を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 大災害時、町民・消防・行政が一体となって困難に立ち向かわなくてはなりません、一体感を醸成する方法をどう考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 大きな災害が起きたような場合、その規模にもよるものとは思いますが、誰でも経験したことのないような対応もしていかなければならないと認識しているところでございます。災害時において、一体となり連携して困難に立ち向かうことは大変重要であると感じております。

その中で、まず、地域防災計画に関する情報を共有することが重要であると考えておりますし、何よりも災害の軽減を図るためには、自助・共助・公助が不可欠であると考えております。この3つの連携が円滑であればあるほど、災害による被害は軽減できると考えますし、一人一人が無事であれば、地域や身近にいる人同士で助け合う共助は成り立たないと考えます。

したがって、3つの重要事項への取組をさらに強化していくことが、一体感の醸成につながるのではないかと考えているところでございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 19号台風を被災しまして、町内の小学校ではどのような防災教育がなされてきたのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 台風19号の前から行っていることではございますが、煙体験、避難訓練、消防署の見学、講話などを行っております。特に避難訓練におきましては、山に避難した後に土砂崩れのおそれがあることを想定して、山から平地の別の場所に再避難するなどを行っております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 各家庭内での防災時の決め事などの確認は取れているのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 学級通信、校長講話などにおきまして、家族で災害の際の集合場所、避難場所をあらかじめ決めておくように指導を行っております。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 今年度、全戸に配布いたしましたハザードマップ内に避難の心得を記載させていただいております。避難時の注意事項をはじめ食料などの備蓄例、避難時の持ち出しチェック項目などがございますので、自助の部分といたしまして御活用いただければと思いますし、積極的な周知にも取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 各小学校、保育園において災害時の避難について指針もしくは計画はあるのか、また、行政関係部署はどのような連携を取っているのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 毎年、小学校で作成しております学校運営計画におきまして、安全指

導の項目で防災に関する内容といたしまして、避難確保計画を作成するとともに、避難訓練、小学校災害時引渡しマニュアル、防災組織と係分担及び活動内容、緊急時避難誘導分担、児童捜索分担、火災・地震発生時の対応、事故・事象の発生時などの対応など、事細かに計画を策定しております。

教育委員会との連携でございますが、大雨、コロナ感染など急な対応は教育課と校長が連絡を密にして協議を行いまして、下校時間の繰上げ、学級・学年閉鎖、こういうことを決めております。

○議長（森田公明君） 小林こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（小林義明君） 保育園につきましては保育所安全計画において、地震・火事・土砂災害などの避難、対応マニュアルを策定し、避難訓練や子供さんの引渡し訓練を行っております。

また、消防計画を作成し、消火・通報・避難などの消防訓練も実施しております。

行政関係部署とは情報を共有しながら、それぞれの場面で必要が生じた際に連携を図ってまいります。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 台風19号の罹災により4年の歳月が経過し、災害復旧についてもほぼ復旧されたところであります。過ぎてしまえば、そのときの状況や心情は忘れてしまいがちなものです。しかし、昨今の異常気象を考えれば、局地的な豪雨や豪雪、地震などの災害とは常に隣り合わせの生活を営んでいかなければなりません。

今回の私の質問の答弁にもありましたが、災害時に人的被害を出さないためにも、自助・共助・公助の連携が必要不可欠であると思います。町はそのために先頭に立って、防災に対し各団体の強化と連携に邁進していただきたいと思います。

このことを願い、私の一般質問を終わります。

○議長（森田公明君） 以上で、3番、荻野友一議員の一般質問を終結いたします。

ここで午後3時12分まで休憩といたします。

休 憩 午後 3時01分

再 開 午後 3時12分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

2番、龍野一幸議員の一般質問を許します。

龍野一幸議員。

○2番（龍野一幸君） 議長の許可をいただきましたので、私、森林の保全についてという質問を、本日最後の質問をさせていただきます。

我が国は日本全土のおよそ3分の2を森林が占め、世界有数の森林国と言われております。戦後、空襲で焼け野原になった山肌に植林がされ、戦後から昭和48年代までが木材需要拡大期と記録されております。昭和35年をピークに残存していた樹木の多くが住宅用建築材として伐採され、そ

の後、杉やヒノキ、カラマツなどの植樹がされ人工林として増え続けており、現在の山林を形成しております。

森林の持つ機能は、水源の確保、土砂災害の防止、生物多様性の保全、地球温暖化防止、国土の保全や水源の涵養等、住民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林整備を進めていくことは、国土や住民の生命を守ることにつながっています。また、気候や騒音の緩和など生活環境の保全や観光、教育、林業経営など多岐にわたり、その恩恵を将来にわたりつないでいく必要があります、今後もしっかりと寄り添っていかなければならない大切な資源です。

当町では86%を森林が占める自然豊かな町です。先人たちは、いにしえよりこの自然と寄り添い、守り、農耕とともに林産業を担ってきました。当町の森林は約52%は国有林、19%が公有林、残りの29%が私有林となっており、現状、森林の管理保全はその森林所有者の責任で行うものとなっており、原則所有者の方が管理されております。

近年では高齢化と少子化に伴い、離農、耕作放棄など荒廃地が拡大の一途をたどり、山林においても所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足など手がかけられず山林の野生化が大きな課題となっています。山林を相続するも林業を営むことは難しく、相続税や固定資産税、間伐費用など所有しているだけでの費用負担も生じております。土地を手放したくても林業経営に適した場所でなければ林業者には売れず、寄附でさえ受け取ってもらえない状況は全国的にあります。現実的にはゴルフ場やスキー場、廃棄物処理場、メガソーラーにするというように、森林の伐採につながる事業者には売れないという状況であります。

林野庁ではこのような状況に対し、2018年に森林経営管理法を制定し、手入れの行き届かない森林について、市町村が森林所有者から経営管理を委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託をし、また、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理できる制度を打ち出しております。

まず、その森林経営管理制度（法）について当町の取組について伺ってまいります。

林野庁では令和5年10月、今年ですが、森林経営管理制度の取組状況についてと報告書が公開され、ここには令和4年度末までに私有林人工林があり、制度が必要な市町村のほぼ全てで森林経営管理制度に関わる取組を実施、制度の活用が必要な市町村の約8割で森林経営管理制度に基づく意向調査を実施したと掲示しております。探索に取り組んだ市町村は、全国で僅か133市町村とのことでした。

1番目の質問です。まず、当町では意向調査を和田地区では実施したが、全町での実施はしなかったと聞いております。なぜ、できなかったのか伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長和町で意向調査を行ったいきさつでございますが、森林経営管理制度の導入に向け、市町村で実施するには人材が不足していることから、上田地域振興局林務課が中心となり、上田地域林務行政広域連携検討会議が開催され、上田地域広域連合での共同処理などが検

討をされました。その具体的な共同処理内容の検討課題の一つとして、各市町村モデル事業を実施し、長和町においては、主に森林組合さんにより意向調査を実施をいたしました。

実施に当たりましては、この制度の創設された目的である森林経営計画が立てられていない私有林で、なおかつ、人工林で整備がされていないというものがありますが、長和町の山林の状況を見ますと、対象となる山林がほとんど見当たらず、森林組合、林務課と検討した結果、森林経営管理制度を念頭においた意識調査ではなく、現在の森林所有者の森林に関する意識を調査する内容のものとなりました。

そうした各市町村モデル事業を実施した結果、上小地域での森林経営管理制度は山林の状況に合わず、上田地域広域連合での共同処理の検討から、現在では森林環境譲与税を活用した各市町村の実態に合った森林整備の推進といった方向になってきております。

森林経営管理制度を念頭とした事業から、実態に合った森林整備としたために、意向調査に関して必要度が下がり、次の意向調査の必要性を検討している最中ですので、現在は休止をしている状況でございます。

なお、長和町の状況では町独自のGISが非常に便利によく整備されており、写真、それから公図、林班図、森林簿がまとめて検索できることから、もし、森林整備の意向を調査する必要がある場合は、意向調査を実施するよりも対象森林所有者へ直接整備の提案をしたほうが効率よい状況であります。また、意向調査を再開する場合は、長野県林業公社などの外部に委託する考えでございます。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 今回のその一部の調査でも、国の条件に合い森林所有者から経営管理の依頼を受けた事例はどのぐらいあったのか。また、そのとき所有者の費用はどうなったのか、把握されていれば回答をお願いします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 今回の意向調査は、森林管理制度を念頭に置いたものではなく、あくまで森林に関する意識調査でありましたので、経営管理の依頼はございません。そのため所有者の費用は発生しておりません。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 当町において、再委託に関しては森林組合が主たる委託先になるかと思われませんが、他の林産業者に委託した事例はあったか伺います。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 他の林産業者に委託した事例はございません。現在の町内事業者の状況から判断すると再委託の状況になった場合には、森林組合に委託することになるかと思われまます。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 当町では国が示す条件に合わない環境がほとんどで、実質対応が困難であると聞いております。手をかけず放置されたままにしている所有者は全国的に見ても相当な数になっていると思います。当町住民の方からも、譲渡したいんだけど町や森林組合でもよい回答が得られない、と複数声が上がっております。

そんな中、法務省は今年2023年の4月27日から相続土地国庫帰属制度をスタートさせてしております。その内容は、相続した土地について遠くに住んでいて利用する予定がない、周りの土地に迷惑がかかるから管理が必要だけど負担が大きい、といった理由により土地を手放したいというニーズの高まりへの対応、また、このような土地が管理できないまま放置されることで、将来所有者不明土地が発生することを予防するために、相続または遺言によって特定の相続人に財産の一部または全部を譲ることによって、土地の所有権を取得した相続人が一定の条件を満たした場合に、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする内容になっております。

次の質問。当町のホームページは、この案内はアップされておきませんが、ここにも建物があつたら駄目とか、境界が明らかでない土地は駄目とか、数々のハードルがあるようです。森林の保全だけでなく土地放棄を要望する所有者にとって、非常にありがたい制度であると思います。町として積極的な案内を入れてもよいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 相続土地国庫帰属制度でございますが、これは土地全般の制度でございます。山林、農地、宅地など山林以外も対象となるものでございます。

相談・申請窓口は法務局であり、国へ直接申請する制度でございます。現在、町として積極的な周知は行ってございませんが、他市町村の動向も踏まえ検討してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 先日私用で、固定資産税を納めているが、どの土地か確認に伺いました。すぐに航空写真で紹介していただきましたが、そのときに感じたことは、私有山林のそれぞれの所有者の意向調査を実施し、それを図面化し、色分けしたものがあれば全貌が読めるのではないかと感じました。改めて所有者の意向調査を実施し、今後、町としてまとめ、この制度の活用促進が図れるのではないかと感じます。見解を伺います。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 町独自のGIS、県のGISを活用いたしまして森林経営計画が立てられていない人工林は把握をしており、意向調査前の森林の状況調査でもそれを基に、数か所調査を行いました。そうした調査によりまして、長和町の山林の状況において、森林経営計画が立てられていない私有林で、山林整備がされていないに該当する山林が見当たらなかったのが現況でございます。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 森林所有者以外に森林そのものの実態把握はされているのでしょうか。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 森林簿というものがございまして、樹種、林齢が把握できるようになってございます。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） この制度の実施が困難と思われる自治体が多数あるとしたら、それらの自治体や県などと共同で国に制度の見直しを図っていく必要性はあると思います。将来を見据えて見解を伺います。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 制度が必要な自治体がございますので、直ちに見直しが必要であるとは現状考えてございません。しかし、森林の適正管理についてどういった制度がよいか関係機関、団体とも協議し、制度の見直し、提案が行えればと考えてございます。

一方で、山林所有者は山林という個人財産を持ち、自ら経営管理する責務があることを自覚していただきたいとも考えているところでございます。

町といたしましては、森林整備事業に関するかさ上げ補助を持続し、森林整備に関する森林所有者の負担軽減を図り、森林整備をしやすい状況を維持することが重要であると考えております。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 答弁の中にGISという言葉がありました。GISとは複数のデータを地図上で重ね合わせ、分かりやすくするシステムということのようです。

今回の質問の意図は、山林を手放したい所有者への意向調査をぜひ実施していただき、全町で一体、どの程度の山林が放棄したい土地なのか実態を把握しておくべきと感じたものです。町民にとってそもそも森林経営計画、そのものは知らない人がほとんどではないかと思います。山菜やキノコを取ることが主で、管理に対しては、なすがままが実情ではないかと思います。相続土地国庫帰属制度の相談・申請窓口は法務局とのことですが、まずは、町が所有者に分かりやすく説明できる案内窓口を設ける必要もあると思います。今後、ぜひ御検討いただきたいと感じます。

次に、一部関連して森林環境税と森林環境譲与税に関しての質問になります。この法律は平成31年4月に施行され、5月には令和元年になって年号が変わっておりますが、都道府県及び市町村に森林環境譲与が開始されました。法令ではこの使い道の公表が定められており、当町は令和元年599万7,000円、令和2年1,274万4,000円、令和3年1,275万9,000円が交付されたとあり、用途は、使い道は、今後の森林に関する森林経営管理制度及び町独自の課題解決に向けた財源とするため、基金への積立て、これは他の市町村もほとんど基金へ積み立てておりましたが、そのほか当町では19号台風の復旧に多く使われております。この中で令和2年度に218万円を森林所有者への意向調査を実施したとされておりますが、このときの意向調査はどのようなものであったか伺います。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 意向調査の内容でございますが、所有する山林の場所を把握しているか、管理をしたことがあるか、自分の山林の状況を把握しているかなど、山林についての意識調査に重点を置いたものでございます。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） アンケートを見た記憶はないんですけども、実施されたということです。

令和6年、来年度になります。森林環境税は国税として個人住民均等割の枠組みを用いて、国税として1人年間1,000円を市町村が賦課徴収するものとなっております。増税かと思っておりましたが、これは既に令和元年から住民税、県民税に半々500円500円に分かれて徴収されており、令和6年度は県民税、町民税からの徴収はなくなり、国税に切り替わるというものと理解しました。

災害復旧事業も令和5年でおおむね終了、先ほどの話にもありました。

令和6年度に国税となりますが、この譲与額の見込額はどの程度になるか伺います。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 見込みでございますけれども、2,024万7,000円でございます。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 立科町とは森林面積の相違はありますが、約5倍ぐらい当町は多く頂きます。今後、森林の保全においては貴重な財源になると思います。では、どのような用途を計画されているか伺います。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 現在の状況では、老朽化した林道内橋梁の改修、皆伐などの計画がある林道の優先整備、同じく作業道の整備、公道へ枝等がせり出している山林のライフライン保全のための伐採、森林整備事業へのかさ上げ補助など、交付額で賄える範囲での計画をしております。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 担い手不足に対する考えはいかがでしょう。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 現状考えられることは広域で連携し、森林組合の新人研修に関わる費用などの補助、森林組合や林業事業者より独立した事業者へ安定した仕事の確保などが考えられます。

また、県と連携し林業事業者から直接お話を伺い、何を求めているかなど調査を実施し、実態の把握に努め検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 人手不足は、今後、さらに拡大の一途をたどると思います。ぜひ県と連携

は重要と考えております。

次の質問は、当町は特定間伐等促進計画、長野県長和町令和3年12月に出されております。1番目として、特定間伐等促進計画の目標を、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条に定められた県の基本方針や、当地域の間伐実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの間伐の実施目標面積を、間伐の目標面積10年間で1,450ヘクタール、年145ヘクタール、伐採後の確実な再生林を含めた造林の実施を促進するとなっております。計画エリアは長和町内民有林全域となっており、私有林も含んでおります。この計画は林業事業者、当町でいえば森林組合の申請によるものと解釈しましたが、令和4年度森林組合による町内の間伐の実施はありませんでした。

質問として、令和12年度までに年平均145ヘクタールの間伐目標に対して、森林組合や他の事業者からの計画書の提出がなければやらない事業なのか、今後の展開はどうか伺います。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 間伐につきましては、林業事業者が森林経営計画により実施しておりますので、計画がなければ実施はされません。全体的に間伐が必要な箇所は少なくなっており、大部分が伐期を迎えておりますので、しばらくは皆伐と再生林が主となります。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 間伐だけでなく倒木なんかもたくさん見られてきております。その辺にも目を向けていただきたいと思います。

令和4年度の森林組合では当町の山にカラマツ6万本、松くい虫被害地に広葉樹を7,000本植樹されたそうです。当町は昭和33年、34年と連続して大きな台風災害に遭い、災害復旧、災害復旧と、当時の公民館報は苦渋な様子を記述しておりました。被害が大きくなったのは戦後好景気になった木材需要で、樹木が伐採され山林の地肌が弱くなったこともその要因であったと伝え聞いた方もいらっしゃいます。裏づけとしては、昭和32年の4月に長久保大沢地籍にカラマツ15万7,000本、アカマツ3万3,000本、杉2,500本を南部中学校生徒500名が参加して加わって植樹祭を行ったと記録がありました。当町全体の山林が広範囲にはげ山に近い状態であったことが想像できます。一方、当時は和田、長門地区においても人口も多く、各地区の森林組合を中心に山の手入れもされておりました。

次に、林野庁は森林の水源涵養機能の重要性をうたっております。水資源の貯流、洪水の緩和、水質の浄化等に役立つ多面的機能です。葉っぱが持つ保水力です。木の保水力は自然界のダムであると述べる専門家もあり、特にブナは1時間に260ミリから400ミリの雨を吸収するほど保水力を備えた能力があるそうです。

次の質問です。河川の上流に位置する町として、水害防止の観点からも水源涵養機能の高い広葉樹の植栽推進を考えられないか伺います。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 町内の水源涵養林は保安林となっておりまして、機能はしっかりと果たしていると認識をしているところでございます。ブナの保水力は有名でございますが、県内だけでも4系統あると言われており、植栽しても地域に合わなければ成長が著しく落ちるなど難しい木でもあります。元来、地域にない木を植えるのは難しいことがありますので、現状の山林を維持することが大切ではないかと考えているところでございます。

上流の町としてきちんと山林を管理、伐採、植える、育てるを持続させることが保水にもつながることだと考えているところでございます。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 林産業の発展、町の特産品、子供たちにとっての遊び場、先ほど阿部議員と町長の答弁で、町長がいつでも帰ってきたい、これる、ふるさとでありたいとおっしゃいました。現風景の復活の観点からも広葉樹の活躍は期待できると思います。林産業面では現在はカラマツが中心ですが、もともと約30年で製材になるセンダンという広葉樹があります。まだ、九州・中国地方に分布ですが温暖化の理由で北上中だということです。また、クルミやそもそもある子供たちが楽しめるクヌギなど、ブナのほかにも桜やイチョウなど産業面・観光面にもつながる植物が多々あります。ただここで一つ訂正です。イチョウは、広葉樹と解釈しておりましたが針葉樹でした。ここは広葉樹の範囲で書きましたけど、訂正させていただきます。

所有者の意識調査をした上で、放棄地、荒廃地などの活用もできるのではないかと、また、計画的に植栽することで管理もしやすくするのではないかと。先ほどの相続土地国庫帰属制度の取組にも連動できるのではないかと。広域や県と連携して推進すれば、コスト面でも抑制できるのではないかと。町はどうお考えか伺います。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 現在、古町地区で行われている樹種転換地では、民有林はコナラが植えられております。成長すればシイタケの原木、薪など長期にわたっての需要が見込まれ、山林所有者が管理を心配しなくても時期が来れば、業者から伐採させてほしいということになり、自動的に山のサイクルが生まれます。広葉樹林のこうした流れができることが、山が荒れず山林所有者の負担も軽く理想と考えるので、需要のあるナラ、クヌギが最適であるのではないかと考えてございます。

相続土地国庫帰属制度は町、県を通さず国へ申請する制度でございますので、連動して考えるためには調整等が必要になるのではないかとと思われるところでございます。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 災害復旧や間伐や植栽で切り開いた林道の今後を、森林組合としては危惧しておりました。先ほどの答弁で森林環境譲与税の使い方は、林道にも手を入れていくと伺いまして、その辺は一安心というところですが、放置すれば野生化してしまい林道としての機能消失になるということです。草刈り作業での保全もありますが、トレッキングコースや森林ガイドやマウン

テンバイクなどスポーツや観光面にも活用できるよう、これも図面に表すことで活用の幅が広がるのではないかと思います。林道の今後をどう考えるか伺います。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 長和町の林道47路線、総延長90キロメートルでございますが、森林環境譲与税を活用いたしまして、森林組合からも実際に意見をお聞きし、森林整備の計画のある路線を優先に実際に整備をしてございます。

林道でありますので林業のための道として、林業に支障が出ないように整備を続けていく考えでございますが、財源の問題もあり全ての路線整備はできない状況でございます。今後も引き続き、森林組合等と連絡を取り合い必要な路線を優先に整備を継続してまいりたいと考えてございます。

また、トレッキングコースなどの林道の活用につきましては可能かどうかも含め、関係部署と連携し検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 林道は狩猟等にも重要な役割を果たしております。現状、森林組合なくして森林の保全は保てないことも明確でありますし、林道は森林整備においては必要不可欠であり計画的な環境づくりを要望して、最後の質問に移ります。

当町もゼロカーボンを宣言し、温暖化対策に向けて従来よりも森林の保全に力を注ぐべき時期にあるかと思われます。山はあるが手がかけられない、放棄したい、所有者不明地、放置すれば樹木が弱り光合成が著しく減少する。森林保全の観点からゼロカーボン実現への具体策をどう考えているのか伺います。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 個人の山林につきましては、個人の財産であり山林の所有者の責務として、森林を管理するよう法律でも定められているところでございます。各種補助金、町のかさ上げ補助など充実した補助金を活用し、整備を進めていただければと考えてございます。個人の山林経営の相談は町の業務でありますので、適切な相談に努めてまいりたいと考えております。なお、町有林、財産区有林はSGECという持続可能な森林管理の促進に取り組んでいる国際認証を取っております。持続可能な森林管理はゼロカーボンにも寄与していることから、ゼロカーボンの具体策の一つと考えてまいります。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 個人の山は個人の責任でということですが、先ほども申し上げましたが、そもそもどこに自分の山があるのか分からない、分かっているてもどういように手をつけてよいのか分からない。そして手放したい、という現状を改めて把握していただき、所有者個人個人の要望を、そのGISにまとめてもらいたいと思います。

次の世代では、さらに放棄地も増えることも予想され、ゼロカーボンに向けても含め個人林の整備のためにも相談窓口の精度向上を要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（森田公明君） 以上で、2番、龍野一幸議員の一般質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（森田公明君） 本日予定した会議は終了いたしました。

明日6日も一般質問を予定しておりますが、会議時刻は午前9時からと決定しておりますので、時間までに御参集願います。

会議を閉じ、散会といたします。

散 会 午後 3時51分

第 3 号

(1 2 月 6 日)

議 事 日 程

令和 5 年 1 2 月 6 日
午前 9 時 0 0 分 開議
長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 一 般 質 問
散 会

令和5年長和町議会12月定例会（第3号）

令和5年12月6日 午前 9時00分開議

出席議員（9名）

1番	阿部由紀子	議員	2番	龍野一幸	議員
3番	荻野友一	議員	4番	佐藤恵一	議員
5番	田福光規	議員	6番	羽田公夫	議員
7番	原田恵召	議員	9番	渡辺久人	議員
10番	森田公明	議員			

欠席議員（1名）

8番 小川純夫 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田健一郎	君	副町長	高見沢高明	君
教育長	藤田仁史	君	総務課長	藤田健司	君
企画財政課長	宮阪和幸	君	建設水道課長	龍野正広	君
こども・健康推進課長	小林義明	君	町民福祉課長	藤田孝	君
情報広報課長兼会計管理者	上野公一	君	産業振興課長	中原良雄	君
教育課長	笹井佳彦	君	地球温暖化・景観対策担当課長	西田裕康	君
総務課長補佐	遠藤剛	君			

議会事務局出席者

事務局長	米沢正	君	議会事務局書記	齊藤照恵	君
------	-----	---	---------	------	---

◎開議の宣告

- 議長（森田公明君） 長和町議会第4回定例会を再開いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
-

◎日程第1 一般質問

- 議長（森田公明君） 日程第1 一般質問を行います。

通告順により、本日2名の一般質問を行います。

6番、羽田公夫議員の一般質問を許します。

羽田公夫議員。

- 6番（羽田公夫君） 議長の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

始める前にちょっとお願いがありますが、私の質問要旨についてですが、私として読みやすいような形に字句を多少修正してあります。文中の趣旨は変わりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日の質問内容は、町有財産の処分について、学校給食の再度の値上げについて、和田宿ステーション「道の駅」の経済的効果について、長和町の獣害対策についての4点であります。よろしくお願ひいたします。

旧和田中学校の校舎は昭和26年に建てられ、70年以上の歴史のある木造校舎です。昭和の雰囲気の色濃く残している点などが評価して、登録有形文化財として指定を受け、長く保存していく話もありましたが、その後、その問題については、現在どうなっているのかお尋ねいたします。

- 議長（森田公明君） 羽田町長。

- 町長（羽田健一郎君） 皆さん、おはようございます。

羽田公夫議員の御質問にお答えをいたします。

旧和田中学校校舎の国の登録有形文化財申請に関する御質問でございます。

旧和田中学校校舎につきましては、跡地、跡利用検討委員会の答申書の中でも、登録有形文化財制度を利用した「建物の保護とその付加価値を活用したPRを望む。」とした付帯意見がなされ、また、「信州らしい山間（やまあい）の風情ある学校建築」として文化庁の調査官の現地指導を受けまして、令和4年度に専門家による建物の現地調査を行い、申請書である意見具申書を作成をしましてまいりました。

その後、町のスポーツコミッションによるボルダリング施設整備に伴い、校舎の、建物ですね、一部を改修しており、そのため意見具申書も修正中で、完了次第、提出をする予定にしておりますのでございます。

- 議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 2番目の質問に移ります。

現在、町内における大小合わせて町所有の建築物は280か所と聞いております。

現在使われていない不要と思われる建物等は、個別施設計画の中でも取壊しの判定を受けている建物が40か所に上っていると聞いております。それらは不要建物として処分していく計画が立てられていますが、その進捗状況についてはどのような現状なのか、もし、進んでいないとしたら、どこにその問題があるのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） 現在使われていない建物の処分に関する進捗状況などの御質問でございます。

令和2年度に策定しました長和町公共施設個別施設計画におきまして、将来的に施設の老朽化などを理由として取壊しを計画している施設は、議員のおっしゃるとおり40施設ございますが、現在のところそのほとんどは利用している状況となっておりますので、完全に空き家状態となっている施設は数える程度しかございません。

また、取壊しの計画につきましては、建て替えを伴わないような単純な取壊しは有利な起債や補助金がないことから、財政状況を鑑みると後回しになってしまっているのが現状でございます。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 長和町では合併の歴史を持っているので施設の重複はある程度はやむを得ない面もあるかと思えます。負の遺産としていつまでも先送りができないものと考えます。火災保険や、建物によっては光熱水費等として経費もかかっております。町としてはこの大きな問題をこれからどのように対処しようと考えているのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） 老朽化した施設や重複施設などの整理につきましては、議員のおっしゃるように町の大きな課題となっております。優先順位をつけ、施設の整理や利活用の選択肢について計画し、場合によっては売却なども含め早期に検討してまいりたいと思っております。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 旧和田中学校の校舎は貸与、体育館の建物は売却、土地は貸与として共に任意団体、一般企業に賃貸や売却という形をとり対応しています。

契約の内容や売却等の算定基準など、その内容についてお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） 旧和田中学校校舎及び和田体育館の貸与・売却に関する御質問でございます。

昨年度開催いたしました、旧和田中学校施設跡利用候補者選定委員会におきまして、委員の皆様は跡利用者を選定していただき、旧和田中学校施設は長和町スポーツコミッションに、和田体育館は株式会社日本ウォルナットに跡利用をいただいております。

旧和田中学校、和田体育館ともに税務係から評価額を提示していただき、賃借料や譲渡価格を算定しておりまして、旧和田中学校は当面の間、敷地、建物とも賃貸借で、和田体育館の敷地は賃貸借、建物につきましては10月に売却させていただいております。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 旧和田中学校の体育館は、私にとっても思い出の深い建物でした。

11月中旬に一般質問の取材にウオルナットの社長さんの案内で現場を見学させていただきました。外観はほとんど変わりませんが、中は倉庫として使うために相当の費用をかけて改造したとのこと。自分たちが――社長さんですけれども、中学時代に活躍した体育館なので思い出を大事にしながら使わせてもらっているとのことでした。

次の質問に移ります。

私は、旧和田中学校の跡地利用検討委員会に参加させていただき、経過を見届けることができました。当初の思惑では現状の姿をできるだけ残し、できれば教育関係者の組織で借りてもらってと考えましたが、現在の結果を町民の立場より見れば、売却益や固定資産税等の増収にもつながり、好結果と受け取れます。他に選択肢がない中、担当はよくやった、と前向きに捉えますが、町長はどのように評価されているのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 旧和田中学校の跡利用に関してどのように受け止めているということですが、昭和26年建築の大変趣のある旧和田中学校につきましては、平成28年度をもって閉校となり、その後、跡利用について様々な検討を行ってまいりました。

これまで具体的な利用方法を決めかねていたところですが、昨年度開催された旧和田中学校施設跡利用候補者選定委員会において選定をされました長和町スポーツコミッションと株式会社日本ウオルナットには、今後末永く施設を活用を頂きたいというふうに考えております。

長和町スポーツコミッションはスポーツと住民との交流を柱とした利用計画でございますので、今後、町民の皆様にも広く利活用される施設へと生まれ変わることを期待をしておるところでございます。

和田体育館は、製造した製品のですね、ウオルナットのその製品を保管施設として整備していただきました。リニューアルされた体育館は町民の皆さんが利用できる施設ではございませんが、町としては、活用されていなかった施設を有効活用していただけるということでございますので、感謝をしているところでございます。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 町有財産の処分の方法として、それぞれの条件は違うが、可能性のある物件から、旧和田中学校のケースを参考に町内外へ公募をかけ、双方の思惑が一致した物件から貸与なり、売却のテーブルに上げ、処分を進めたらどうか、町の考えをお尋ねします。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） 町有財産の貸与、売却に関する御質問でございます。

先ほどの議員の質問の中でも触れられていましたが、現在、町には約280の施設があります。公共施設個別施設計画では、それらの施設につきましては、今後の方向性としてそれぞれ、継続、改築、取壊しなどの方向性が示されています。今後、利用する計画がない施設につきましては、取壊しのほかにも賃貸、売却などの可能性を模索しながら、財産の整理を目途に計画していきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 町独自の解体処分等に補助金等はない現状を考えれば、民間の力を借りるのは有効な手段と考えられます。賃貸は無理でも売却であれば希望者があるかもしれません。

よい結果を期待しながら次の質問に移ります。

学校給食の値上げについての質問であります。

近年、食品の値上がりは、原材料や輸送費、人件費の高騰が重なって生じているようです。他にもウクライナやパレスチナ情勢の悪化を背景に、原油や小麦などの価格が高騰、さらに円安も重なり、輸入の割合が高い原材料を中心に値上げが続いている状況です。これらの値上がりが昨年の長和町の小中学校の一律20円の給食費の値上がりということになりました。

今年度も値上げのニュースが続き、給食費の再度の値上げが避けられない状況と考えられます。これらの値上げの現実を考えると、教育委員会はどのように受け止め、考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 給食費におきましては、私の公約に関連し、平成30年より児童生徒の給食費の無償化を行ってまいりました。子育て支援として先駆けて行ってきたこの子育て支援事業でございますが、議員おっしゃるとおり、近年、食品食材に――給食の食材においても、紛争、感染症などに起因する原材料の価格高騰の影響を受けまして、昨年度、1食当たり一律20円の値上げを行いました。長和町におきましては給食費の無償化をしておりますので保護者の皆さんへの御負担はございませんが、今年度もですね、食材原材料の価格高騰は収まらず、給食の食材の予算が不足するおそれがございます。学校の栄養教員が中心となって、原価を考慮しながら栄養バランスを保つ献立づくりに取り組んでいただいております。

給食費予算の現状、見込みについては担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 給食費の値上げに関する御質問でございます。

今年の11月に入りまして、学校長より、もしかすると食材費が足りなくなる可能性があるとの相談を受けています。金額、いつ頃足りなくなりそうかというような見込みを出すように指示をしたところでございます。

今後見込みが固まったところで予算が足りなくなるようであれば、補正を行う予定でございます。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 昨年度の値上げの手續では、P T Aの働きかけで校長先生が動き、教育委員会が動いて値上げが実現するという長和町のパターンが示されました。教育委員会が最後に出てくるという位置づけですが、教育委員会は教育現場の指導監督するという立場を考えれば、もっと早い段階で表面に出て、物価状況をしっかり判断し、リーダーシップを取ってもよいのではないかと考えます。日々値上がりの報道が流れる中、給食を楽しみにしている子供たちのためにも素早い対応が求められます。

P T A、学校、教育委員会の3者が一同に集まり、話合いの場を通して結論を出し、指導していく立場が欲しいと考えます。現場では栄養士さんが毎日、物価高の原価と、子供たちが食べる栄養価の計算表を基に献立を考え、バランスをとるため悪戦苦闘の毎日を過ごしています。

教育委員会が前面に出て、現実を見て皆を引っ張っていくスタイルに変えてはどうでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 本来、給食費は保護者が負担するものでございますので、P T Aが決める事項となっております。そのため、長和町給食運営規程におきましては、学校給食費の決定として1食当たりの金額を給食運営委員会に諮り、P T Aの賛同を受けた後、校長が決定する定めとなっております。

ちなみに給食運営委員会の組織でございますが、校長、教頭、教務主任、給食主任、保健主事、養護教諭、栄養教職員並びに教育長、教育課職員、P T Aの正副会長の中から構成をいたしまして、委員長は校長、副委員長は教頭となっております。

教育委員会の立ち位置といたしましては、現在給食費は無償化を行っている関係から予算について関わっているということになります。

無償化がなくなるようなことがあれば、P T Aが給食費を集め支払うこととなりますので、現在も従来どおりP T Aと学校で給食費を決めるという本来の方法をとっております。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 給食費は保護者が、という本来の姿から、長和町では小中学校の児童生徒の給食費は近隣町村では先頭を切って無償化を実施しています。この面からもリーダーシップはとれるのではないのでしょうか。栄養士さんが十分に腕を振るえる環境づくりを要望して、次の質問に移ります。

和田宿ステーションの道の駅の経済効果についてであります。

農林水産省管轄の和田宿ステーションから、国土交通省管轄の和田宿ステーション道の駅に衣替えをした結果、新和田トンネルの通行料の無料化で交通量が増えているところへ来て、トイレの改修と道の駅の看板が功を奏し、立ち寄る人数が大幅に増え、大変な盛り上がりを見せているとの評判をお聞きしています。

11月3日の新そば祭り際には、私もお手伝いさせていただきましたが、天候にも恵まれ大盛況でした。利用者の増加による集客数と売上げの実態をお尋ねいたします。

また、現在のところ委託料が121万円ほど出ていますが、利益が上がれば減額になるのか、その件も併せてお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 道の駅和田宿ステーションにつきましては、お話しございましたように国土交通省から令和5年2月28日付に道の駅として登録をされ、9月23日に道の駅登録証の伝達式及びオープニングセレモニーを開催をさせていただきました。

式典には国会議員、県会議員をはじめ関係機関の皆様、また町議会議員の皆様にも御出席を頂き、盛大に開催できましたことを改めて感謝を申し上げる次第であります。

また、御質問にありますとおり、新そば祭りは町内外より多くのお客様に来ていただくとともに、大変おいしいと好評でございました。

羽田議員をはじめ、新そば祭り開催に御尽力を頂きました皆様にも感謝を申し上げます。

さて、道の駅和田宿ステーションが、農業をはじめとした地域産業の活性化、豊富な観光資源を生かした都市農村交流の活性化に加え、道路利用者への安全で快適な道路環境の提供に当たって機能性や利便性の向上につながり、大勢の人々が集い、交流する拠点となるよう、町としても努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、利用者の増加による集客数の売上げ、また、指定管理料につきましては、担当課長より答弁をさせていただきますのでよろしくお願い致します。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 和田宿青空市場組合に確認をした状況によりますと、令和4年度のお客さんの数は、年間で4万7,370人でありましたが、令和5年度の4月から10月までで、4万1,286人となっているとのことでございます。

令和4年度と令和5年度の4月から8月までを比較しますと、令和4年度が2万2,314人、令和5年度が2万4,756人となっております。令和4年度と令和5年度の9月を比較しますと、令和4年度が5,470人、令和5年度が6,678人、令和4年度と令和5年度の10月を比較しますと、令和4年度が6,624人、令和5年度が9,852人となっております。

これらの数値から、上半期の主な増加の要因は、コロナウイルス感染症の影響により抑制されていた人流が持ち直し、経済活動の正常化の進展によるものと推測されますが、翌月の10月につきましては、道の駅化による効果も含まれていると思われま。

9月23日の供用開始以降のデータが少ない状況もありますので、引き続き動向に注視をしてまいりたいと考えております。

売上げにつきましても、令和4年度と令和5年度の9月23日から10月23日分を比較しますと、令和4年度分が1,566万5,563円、令和5年度分が1,518万7,666円となっ

ておりまして、令和4年度と令和5年度の10月分を比較しますと、令和4年度が1,308万6,563円、令和5年度が1,497万8,225円となっております。

売上げにつきましては、松茸の生育・出荷状況により影響が大きく異なり、令和4年度は比較的豊作でありましたが、令和5年度は記録的な不作であるにもかかわらず、前年度を上回る売上げが記録に現れる結果となっておりますので、道の駅化によるものではないかと推測されるところでございます。

また、指定管理料といたしまして、和田宿観光農林業振興組合に指定管理料として121万2,000円を支出しており、施設使用料として33万2,000円を納入いただいておりますが、令和2年度から令和4年度はコロナウイルス感染症の影響により大幅な減収となったことから施設使用料は減免としていた状況でございます。

今後につきましても、利益が上がれば指定管理料は減らし、使用料を多く徴収するというのではなく、社会情勢や経営意欲の低減とならぬよう総合的な状況を勘案しながら、適正な指定管理料の算定、使用料の設定に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 道の駅登録が令和5年2月28日となっておりますが、実際にお披露目されたのが登録証伝達式・オープニングセレモニーの9月23日と半年以上の期間がありました。町民や利用者にとって道の駅になったということと、そのための改修工事がアピールできて宣伝にもなります。

オープニングセレモニーをもっと早くできなかつたかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 令和5年2月28日付で登録されて以降、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所、長野県道路維持課、上田建設事務所と合同で複数回、打合せの場を設け、供用開始の時期や手続について協議を実施してまいりました。

その中で、供用開始に当たっては、第1としまして、道路管理者であります長野県上田建設事務所において、発注の国道142号線沿いに設置される道の駅の案内標識や予告標識の設置工事の完了が8月末でありまして、工事完了後でなければならないこと、第2としまして、標識の設置完了の時期と整合を図りながら施設を供用する1か月以上前に供用届を提出する必要があること、第3としまして、登録証伝達式・オープニングセレモニーに国会議員の皆様を御来賓として御招待したため、事前に国と町の連名でプレスリリースを行う必要性も生じたことから、これらの条件をクリアした上で関係者のスケジュール等を勘案し9月23日となったものでございます。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 出足好調の和田宿ステーション道の駅ですが、地域の活性化の核としてさらに努力を重ね、特色ある施設に育ててほしいと思いますが、産業振興課ではこれからどのような道の駅にしていきたいのか、ビジョンがあったら、目指すところの姿を教えてください。

木橋の下から北側で、自動車修理工場の間にある緑の小公園的な空き地の有効活用として、普通自動車の駐車場に改装としてはどうですか。しっかりした開発目標を持つことで、利用者がまた寄ってみたいと思える施設になることを期待して、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 町といたしましては、開駅、道の駅化を契機としまして、開設当初から御利用いただいている皆様、道の駅として新たに訪れる皆様にも末永く愛され、輝き続ける施設となるよう積極的に情報発信やPR等を行い、元気のある道の駅としてさらなる魅力の向上に努めてまいりたいと考えております。

道の駅として供用開始に合わせてテレビ取材、新聞折り込み広告や地元の観光フリーペーパーの季刊情報誌に取り上げていただいたことや、全国、関東、長野県のそれぞれの道の駅連絡会のホームページへリンク掲載等をしていただきまして、知名度も飛躍的に向上し、大勢の皆様が訪れ、にぎわいの創出につながっているものと考えます。

また、木橋北側にあります緑地の活用につきましては、議員からの御意見を頂戴しました駐車スペースのほかにも、多目的のイベントスペース、ドッグラン、バーベキュー等多様な目的や用途への活用が見込まれますが、町が置かれている厳しい財政状況や管理体制の在り方なども考慮しながら、関係者の意向も踏まえまして、慎重に協議検討が必要なものと考えますので、御意見として賜りたいと存じます。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 近くにありましたコンビニ、セブンイレブンが閉店して、近所の皆様は不便を感じています。旅行客のお土産ばかりでなく、地元民の日常の買物ができる品ぞろえも要望して次の質問に移ります。

長和町の獣害対策についてであります。

令和5年度は、天候不順の異常気象が全国に及び、特に北海道や東北地方を中心にクマの餌になるドングリが不作で、餌を求めて人里に頻繁に出没するようになり、今は全国でクマによる被害が180人以上の方々に上り5人が亡くなっています。うち1人は長野県の方です。長和町も、現在のところクマの目撃情報などは聞こえてきませんが、いつ、どこで起こってもおかしくない問題であると考えます。

我が長和町では自然災害の避難マニュアルの存在は確認できますが、野生動物からの人間に危害を及ぼす対策については特になかったのではないかと思います。

実際に危険な野生動物が住宅地に地内を徘徊する姿が現実のものになった場合の住民への対処方法のマニュアルや、それに代わるものがあるかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 今年、東北地方を中心に、お話ございましたように、クマに襲われる被害が連日のように報道されておりまして、国が統計を取り始めて以降、3年前の158人を既に

大きく上回り、過去最悪の被害となっております。

長和町におきましても、議員の御指摘のとおり、いつ、どこで起こってもおかしくない状況と考えられます。

野生動物の対策でございますが、長和町鳥獣被害防止計画が策定されており、こうした計画は、上小各市町村においても策定をされております。

計画の内容でございますが、シカ、イノシシの農作物の被害防止の対策から、対象鳥獣による住民の生命、身体、または財産に係る被害が生じ、または生じるおそれがある場合の対処に関する事項が盛り込まれております。

関係団体として、上田警察署をはじめ、上田地域振興局、猟友会、また、クマ対策員としてNPO法人のピッキオがそれぞれの役割をもって対処し、緊急時の連絡体制などが定められておりますので、これに基づき対処してまいる計画というふうになっておるところでございます。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 長和町では、山と人里が一体となり、山に囲まれている現状を考えれば、いつ動物が出現してもおかしくない状況だと思います。もし、野生動物の出現があった場合は、状況に応じて町民の対処方法を指示することや、害獣に対する地元の警察や猟友会等の方々に頼らざるを得ないと思いますが、その方々との連携マニュアルはあるのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、長和町においては、国の鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律の規定に基づきまして、長和町鳥獣被害防止計画を策定してございます。

また、鳥獣被害防止施策を適切に実施するため、長和町鳥獣被害対策実施隊も設置してございます。

農作物の被害が大きいシカやイノシシの駆除につきましても、長和町鳥獣被害防止計画に基づき対策を実施しているものでございます。

計画において、先ほど答弁させていただいた関係団体と連携して対応することとなっておりますので、状況に応じ適切な対応に努めてまいりたいと考えてございます。

なお、住宅地や農地にツキノワグマが出没した場合には、長和町鳥獣被害防止計画とは別に、県のツキノワグマ出没対応のマニュアルがございます。クマの出没場所など、その状況により捕獲の権限や対応は変わりますが、この県のマニュアルに沿って対応をしております。

住民の方への周知のほか、見回り、また農作物に執着するようであれば県の許可を受け捕獲するなどの対応をしております。

また、捕獲された場合には県の方針に従い、民家や農地から離れた場所へ放獣を行う、つまり殺さないことを前提に対応することとなっております。

なお、集落内などの住宅の敷地内に出没し、人的被害のおそれのある場合には、警察と猟友会と

の連携が必要になりますが、猟銃を使用した対応をとることとなっております。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 最後の質問ですが、耕作者組合を設置してある地区では、多面的支払事業で獣害柵の設置が進んでいますが、耕作者組合の中に、新たに柵の見回り、点検、補修を主な任務とする指導員を設けることを提案します。

指導員には、活動時間に応じての時給の支払いと、資材の補填を行い、修復作業が必要であれば必要人数で素早く作業に当たることもできます。作業中や日常的に野生動物等の情報も行政が把握できる等のメリットが考えられます。

指導員の設置についてその可能性をお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 獣害防止柵の設置につきましては、御質問にありますとおり、耕作者組合での設置、また、自治会や区など様々な団体の皆様に設置をしていただいております。獣害防止柵の保全管理につきましては、設置者が主体となって責任を持って管理を行っていただくことが原則になりますので、引き続き御理解、御協力をお願いいたします。

今年9月の定例会の一般質問でも答弁させていただきましたが、獣害防止柵の点検補修につきましては、多面的機能支払交付金あるいは中山間直接支払事業にて共同活動の取組として行うことができます。

ある自治会では、自治会が設置した獣害防止柵について、当番制で獣害防止柵担当者を設け、日頃の点検見回り、また、補修作業を実施しており、その日当や経費については多面的機能支払を活用している事例がありますので、指導員についてはそれぞれの設置団体において検討していただければと思います。

しかし、設置団体構成員の高齢化や人口減少など、課題もあるかと思っておりますので、状況を把握しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 予定しました私の質問、以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（森田公明君） 以上で、6番、羽田公夫君議員の一般質問を終結いたします。

ここで9時55分まで休憩いたします。

休 憩 午前 9時43分

再 開 午前 9時55分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

4番、佐藤議員の一般質問を許します。

佐藤恵一議員。

○4番（佐藤恵一君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問を行いたいと思います。

第1の質問は、羽田町長5期目の公約の進捗説明についてです。

羽田町長の5期目がスタートして2年が過ぎました。令和3年の長和町長選挙の際に公約された「幸せ長和町」を創出するための8つの大枠と101の項目をどのように実現されているのか。公約をマニフェストと言い換えれば、当選した場合予算を編成して実現すると約束した政策のことです。数値目標や財源、期限などにも言及し、事後の検証を可能にした約束ですが、公約の101の項目についてホームページ等には抜粋項目しか掲載されていません。

今回の一般質問では、公約の進捗等を答弁いただくのではなく、任期の半分を過ぎた時点で、町民に対して公約の実現に向けての進捗を説明する予定はあるのか、また、進捗説明を行うとすれば、101の公約事業について細部にわたり分かりやすく進捗説明を行うために、どのような形式で町民へ説明を行うのか質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 私の公約に関しての御質問でございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

甚大化する気象災害や新型コロナウイルス感染症という非常事態の渦中、町民の命と暮らしを守ることを第一に掲げ、多くの町民、皆様の支持を受けまして、令和3年11月13日に5期目の町政の舵取りをスタートをさせていただいてから、早2年が経過いたしました。

この間、令和元年10月に発生しました東日本台風や、令和3年8月の豪雨災害による甚大な影響を受けた被害箇所の復旧や、令和2年1月に日本で初めて感染症が確認された、新型コロナウイルス感染症による感染症の拡大防止対策など、町民の皆様を守ることをはじめとして、町民の皆様をはじめとする、職員の理解と協力により、私が掲げました8つの公約と101のマニフェストの実現に取り組んでいるところでございます。

御質問の、町民に対しての公約の実現に向けての進捗を説明する予定はあるのか、また、101の公約事業について、細部にわたって分かりやすく進捗状況を行うために、どのような形で町民の説明を行うのかという御質問についてお答えを申し上げます。

本12月定例議会開会日におきまして、提案理由の説明の際にも触れさせていただきましたが、公約は5期目の在任期間の中でできる限り実現を果たしていこうとするものでございます。私の5期目の任期も折り返し点を過ぎたところでございますが、事業の予算・決算は毎年によるものでございますので、令和5年度の決算状況を踏まえ、8つの公約並びに101の項目の状況を、広報やホームページにより分かりやすく公表してまいりたいというふうに考えております。

その公表時期でございますが、決算議会となります来年の9月定例議会終了後に、公表する準備を進めてまいりたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、全てのまちづくりの原点は、心を込め、尽くすことでございます。このことを念頭に、今後も職員とともに公約を実現していかなくはなりません。そして、その実現を図るためには議会の皆様の御理解、御協力が必要不可欠でございますので、今後の取組にも絶大なる御支援をよろしくお願いを申し上げたいと存

じます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 冒頭から要望になりますが、5期目の半分の公約の進捗状況が、1年後でないと公表されないとのことですので、以下の2点の対応を要望いたします。

まず、101項目の細部にわたり、町民へホームページなどに早急に掲載していただくことを要望いたします。それをもって、町民の皆様とともに町民側から進捗状況を考えていきたいと思えます。

②に来年の公表時は任期あと1年となるわけですので、公約未達成の項目事業について残りの任期の中でどのように達成していくのか、具体的な方策・施策を明示していただき、行政の柔軟性をも合わせて町民へ進捗状況を公表いただくこと、以上2点を要望いたします。

今回は質問項目が多いため、質問2に移りたいと思えます。

第2の質問は、町長公約事業にある奨学金返還支援制度の創設についてです。昨日、田福議員より奨学金に関する質問がございましたが、再度、奨学金返還支援制度について質問させていただきます。

奨学金返還支援制度は、学校卒業後の奨学金返還の際支援を行う制度ですが、2022年11月の時点で、36都府県615市町村で奨学金返還支援制度が実施されているとの資料がありますが、町長の公約事業でもある奨学金返還支援制度の創設についての質問と創設の早期実施を要望いたします。

貸与型奨学金利用の負担軽減や、地元に戻り就職する地方への若者移住促進、地域産業への人手不足解消につながる奨学金返還支援制度ですが、例えば、箕輪町ではUターン・Iターン応援奨学金支援補助金制度は、補助金額は申請年度内に返還した額の2分の1、上限15万3,600円。補助期間は基本5年間、対象が女性またはUターンの場合は、各1年補助期間を延長されるものです。

対象となる就労等は上伊那区域内の企業への就労、上伊那区での起業、町内の青色申告個人事業主の事業従事者と町に住むこと等の条件で卒業後奨学金の返還に対する支援が受けられます。

また、他の町村では、農業への就労も対象としている市町村もあり、学校卒業後の地元へのUターン・Iターンによる就職先・居住先の決定に非常に効果があると考えられます。

奨学金返還支援制度を、次年度、令和6年度からの導入はできないのか質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 奨学金制度の御質問でございますが、今、お話しございましたように、昨日の田福議員と同等の質問でございますので、答弁も重なってしまいますけれども御了承をいただきたいと思えます。

私の公約長和ネクストビジョンVで「心満たされる学びの環境づくりをすすめます」の一つとして、奨学金返還支援制度の創設の検討を掲げております。

近年、急激に進む物価高騰は家計に大きな影響を与えておりますが、子供の教育資金の確保に苦勞している家庭は多く、そうした場合、奨学金制度の利用が選択肢となります。奨学金には、貸与型と給付型があり、給付型は制度が充実しつつありますが、依然としてハードルが高いのが現状でございます。

県内で給付型奨学金を行っている状況を見ますと、今、例がございましたけれども、多くは地元出身者による育英基金などによるものが多く、自治体で取り上げている場合は非課税世帯、所得制限基準が厳しいのが現状でございます。日本学生支援機構の調査によりますと、何らかの奨学金を利用している学生の割合は大学生が49.6%、短大が56.9%となっているということでございます。約半数の学生が奨学金を利用している状況になりますが、当町におきましては、現在、貸与型の奨学金制度となっております。このような学生を取り巻く環境を考えれば、当然給付型の奨学金制度が望ましいわけでございますが、様々な子育て支援等をさせていただいておりますので、非常に財政的な課題もあり、給付型の導入は厳しいのが現状でございます。

私といたしましては、給付でなく、償還の部分で支援制度を創設できないか検討をしておるところでございます。例えば、卒業後地元に戻った場合、地元企業に就職した場合などは、奨学金の減額・免除を行えないかというものであります。ただし、長和町に居住した場合、途中で転出したらどうするのか、地元企業に就職した場合、途中で町外に転職した場合などの経過措置の基準設定、地元企業の範囲などの検討もしなければならない課題が多くございます。

このことにつきましては、長和町奨学金貸付運営委員会にも協議に加わっていただき、奨学金返還支援制度の創設を行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。詳細につきましては課長より答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 奨学金返還支援制度についての御質問でございますが、2022年6月の時点で36都道府県615市町村が独自に実施している状況でございます。

長野県でも取組が行われておりまして、学生時に奨学金を貸与していた学生が、地元企業に就職した場合に、奨学金の返還の一部について支援をする制度となっております。奨学金の返金額により異なりますが、返還した額の2分の1で年額10万円の範囲で5年間補助が受けられます。

また、県内の市町村で、同様の奨学金返還支援制度の補助を行っている近隣市町村にお話をお聞きしましたところ、財源の確保に苦勞しているとお聞きをしております。長和町といたしましても、奨学金の返還支援制度につきまして、研究を進めているところでございますが、次年度からの導入は難しいのが現状でございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 教育課長へ質問いたします。

年明けには次の年ですね、令和7年の4月の入社就職活動が始まります。奨学金返還支援制度があれば、長和町に戻り地元か通勤できる地域で就職先を探そうとする、考える学生さんもいるか

もしれません。そういった学生さんや御家庭の中には、町長公約事業の奨学金返還支援制度に期待して票を投じた方がいらっしゃる可能性もあります。答弁いただいた支援制度の研究はいつまで行うのか質問いたします。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 検討についての時期についての再質問ということでございますけれども、支援の内容にも異なりますが、ある程度は令和6年度中に整備をして、制度の創設をしていきたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 財源に関しては自治体によりまちまちであるようですが、全国市町村数1,718の中で615市町村で実施されているということは、若者のUターン、Iターンが、将来の人口構成に与える影響がいかに大きいかを、各自治体が考えていることだと思います。継続的な施策ではなくてはならない制度ですが、過疎債などの検討はできないのか質問いたします。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 奨学金返還支援制度の財源についての御質問でございますが、過疎債の利用につきましては、まず過疎計画に位置づけられている必要がございます。また、現段階では過疎債の対象にならない可能性が高い状況が伺えます。

なお、市町村が奨学金返還の全部または一部を負担した場合に、特別交付税措置される制度もございますので、安定的な財源として活用ができるかどうかを含めまして研究をしてみたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 特別交付税措置の制度が利用できるのであれば、返還支援制度の創設の実現性は極めて高いと思われれます。質問項目（2）は割愛いたしますが、奨学金支援制度、返還支援制度を利用して、農業就業や起業、町内の青色申告事業主の事業従事者にでも制度を利用可能としたり、過疎地域持続的発展計画を改定して、過疎債をできるようにするなど、将来の人口構成の中で若者の人口を増やそうとIターン、Uターンに積極的な市町村が既に615あります。町長の公約事業でもある、奨学金返還支援制度の早期創設を要望して次の質問に入ります。

質問項目の3でございますが、空き家対策についての質問に移ります。なお、質問項目が非常に多く、時間の都合で次回に持ち越す質問があるかもしれませんので、あらかじめ御了承ください。

増加する空き家等に対して、町民の安全で安心な居住環境の形成のために、今回の質問では長和町空き家等対策計画を基にして、先行している特定空き家等の対策、空き家バンク制度の項目について質問を行いながら、取組が遅れている、先行自治体に取り組んでいる空き家にしないための予防保全活動を、当町でも取り組んでいくことを要望していききたいと思います。

長和町空き家等対策計画によれば、令和4年度の調査で本町の空き家数は538棟、そのうち特定空き家等の候補となる危険家屋は208棟、その中でも、空き家の老朽化及び近隣する居住や道路に

影響を及ぼすおそれがある危険家屋は3棟あるため、協議会による特定空家等の指定を行い、所有者に対して、助言指導等の必要な手続を進める必要があると記載されていますが、令和5年現時点における特定空家等への行政及び協議会の対応状況をたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 令和5年度における特定空家等に対する町の状況について答弁をさせていただきます。

空き家問題は、全国的な人口減少や高齢化、あるいは人口の都市部への集中などによって引き起こされ、余剰な住宅の発生と管理不全に関する問題、それに加えて、空き家が多くなると町の活気がなくなるほか、放置された空き家が地域の景観や安全面等に悪影響を及ぼすことは確認しております。また、これらの問題を解決するために、全国で空き家の流通や再利用を促す施策が模索されておりますが、空き家は年々増えており、対応が追いついていないということも課題であることは認識しております。

特に、保安上、衛生上のリスクが高いとされる空き家は特定空家に指定される場合があります。特定空家に指定されると固定資産税減税の特例措置が解除されたり、場合によっては代執行により取り壊されたりする可能性があるため、空き家所有者は空き家の適正管理について求められておるところでございます。

居住目的のない空き家は、この20年で約1.9倍に増加をし、今後さらに増加する見込みであること、また、現行の特定空家になってからの対応にも限界があることから、国は空き家の活用拡大、そしてまた、管理の確保、特定空家の除去等の3本柱で対応を強化するため、空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律を6月14日に公布し、今月13日に施行することといたしております。

この後、当町の協議会等につきましては、担当課長から答弁をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、私から現時点での長和町空家等対策協議会等の状況について答弁をさせていただきます。

協議会につきましては、6月26日第5回、9月29日第6回の2回を開催し、特定空家等候補3棟について、実際に現場にて候補空き家を確認していただき、特定空家等に該当する旨の判断をいただきました。その判断を受け、町として特定空家に認定し、所有者へ空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、助言・指導等の事務処理を進めております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 住民等から管理不全な空き家等があるとの情報提供があった場合は、町は速やかに現状調査を行うとされていますが、令和4年、令和5年、年間住民からの情報提供数、空き家に対する苦情数、また相談の件数はあるのか質問いたします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 住民等からの管理不全な空き家等の情報提供の状況についての御御問ですが、令和4年度におきましては11件、令和5年度におきましては、今のところ1件の相談等がございます。

内容としましては、令和4年度は庭木の草木における手入れに関わる問題、建物の損傷問題などであり、令和5年度は大きな立ち木による日照不足の問題や、生垣が隣地まで越境し境界を冒しているなどの問題がございました。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 計画には、所有者等の確認に関する確認手法が記載されていますが、空き家数全体に関して所有者等の確認や、連絡先が明確になった状態でデータベース化されているのか、また、空き家の問題は長期にわたると想定されるため、所有者等のやり取りが継続的に記録され、担当が変わっても適切な対応ができるデータベースなのか質問いたします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 空き家等の所有者等の特定方法と、空き家ごとの対応等の記録（データ）の管理についての御質問ですが、空き家等の所有者等の特定方法といたしましては、従来より不動産登記簿情報による登記名義人の確認、住民票や戸籍謄本等による、登記名義人や相続人の存否及び住所の確認等を合わせ、地域住民への聞き取り等により行われているところでございます。

これに加え、法律第10条により市町村長は固定資産税の課税、その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって、氏名その他の空き家等の所有等に関するものについては、法の施行のために必要な限度において内部利用できるほか、関係する地方公共団体の長等に対して、空き家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求められることができるとされており、令和4年度にはシステムを構築するにあたり、固定資産税担当部局より関連情報を入手しデータベース化をしています。

また、データベースは時点記録ができるものとなっていることから、空き家ごとの対応状況等、人事異動により担当が変わっても過去の記録等を参照したり、編集等が可能となっております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 1つ飛ばしまして次に行きます。

固定資産税情報で所有資産等を確認できない場合は、過失なく所有者等を確認できない所有者不明の空き家等と判断するとの記載がありますが、判断した事例はございますか。質問いたします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 所有者不明の空き家等を判断した事例の有無についてでございますが、現在のところございません。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 今後高齢化等の進展により、町外に転出した空き家所有者が亡くなり、相続人の相続放棄等の事案が起こると思われませんが、現時点で、法定相続人全員の相続放棄が確認された所有者不存在の事案はあるのか質問いたします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 現時点で、法定相続人全員が相続放棄を確認した空き家事案につきましては、1件ございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） その確認された所有者不存在の場合の町の対応についてお聞きします。町はどのように対処するのか、特定空家対象とされない場合はそのまま放置されるのか、敷地内の樹木管理等も町は関与しないのか質問いたします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 所有者不存在の空き家等の対応についての御質問ですが、民法では、土地・建物等の所有者が不在不明である場合等に、利害関係人の請求により裁判所が選任した財産管理人が管理や処分を行うことができる財産管理制度が定められております。

空き家等の対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が6月14日に公布され、この12月13日に施行されることになっていますが、その一つに財産管理人の選任請求権は民法上は利害関係人に限定されていますが、空き家等の適切な管理のために特に必要と認めるときは、市区町村長も選任請求が可能となります。よって、市区町村長が裁判所に対し選任請求をし、選任された財産管理人が、相続放棄や所有者不明等の空き家について今後の修繕や処分を行っていきことになりますが、そのための対応として改正をされる法律を確認しながら、町としての対応方法、事務処理等を検討しなければならないというふうに現在思っております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 今後、裁判所に相続財産管理人の選任申立てをする際は、およそ50万から100万程度のお金を事前に用意する必要があると言われております。あると言われる予納金制度や事務、手続事務等の行政側の人的負担、費用がどんどん増大していくと思われまので、12月13日施行の、空き家等対策の推進に関する特別措置法の改正を踏まえた町の対応方法の検討を要望して、次の質問に入ります。

放置すれば特定空家になるおそれがある管理不全の空き家に対する取組について質問いたします。

特定空家判定（空き家法第14条）にいたる前に空き家の管理は第一義的に所有者等の責務であり、管理不全による改善措置を推進することが重要であるとして、各自治体では空き家法12条に基づく状況対応に向けた何らかの対応を行っています。

今年度、特定空家判定前に特定空家候補となる危険家屋208棟及び危険家屋3棟に対する当町の具体的な対応はどのように行われたのか質問いたします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 放置をすれば危険家屋・特定空家になるおそれのある空き家に対する対応についての御質問ですが、ただいまの御質問にある208棟につきましては、隣接する道路・建物に影響がある空き家数となります。しかしながら、そのうち185棟については倒壊の危険性が低いAランクであるため、この185棟も含めたAランク477棟の所有者等へは空き家バンクの利活用が期待できることから、担当部局と協力・連携し、空き家の適正管理を含めて空き家バンクの情報等を今後お知らせしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、Aランク以外の倒壊の危険性が中度のBランク20件につきましては、法律第12条に基づき9月8日付にて「空き家等の適正管理について」のお願いの通知を出させていただきました。

特定空家等候補の倒壊危険性重度Cランクの3件につきましては、7月7日付にて空き家等の状況も踏まえ、今後の空き家の管理方法等についての御回答をいただくよう空き家の適正管理についてお願いの通知を出させていただいたところでございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 税務課から固定資産税の令和5年度の通知に空き家バンクの紹介と登録を案内するチラシを送られたとのことですが、実際は特定空家候補全戸への送付ではないようです。どのような選定で何件送付されたのか、また、今後送付先の選定の基準と次年度からの案内内容、送付先についての改善案はあるのか質問いたします。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） 空き家バンクへの登録を案内するチラシに関する御質問でございます。

この登録の案内のチラシにつきましては、税務係で毎年お知らせしています固定資産税の通知と一緒に同封しているものであります。同封させていただいている対象者につきましては、空き家を所有される方の多くは町外に住所がある方がほとんどであるため、長和町外に住所がある方を抽出しております。なお、法人が所有する物件、別荘地にある物件、既に登録済みとなっている物件は除外しております。送付件数は約400件ほどであります。

町内に家屋を所有している方で町外に住んでいる方の物件は、空き家の可能性が高いと考えられることと、固定資産税の通知に同封することで所有者の目に留まり、空き家バンクへの登録につながっていくのではないかと考えられることから、この方法でチラシをお送りさせていただいているところです。

実際に、令和4年度中の登録物件は12件と多くの方に御登録いただきましたが、そのほとんどが町外に住所がある方の物件であり、登録に至った経緯をお聞きしますと、固定資産税へ同封したチラシがきっかけであるという方が多く見られました。

今後につきましては、このような成果が出ていることから、これまで同様の選定基準により案内をさせていただく方針です。なおチラシの内容はさらに効果的な内容となるよう検討していきたいと考えております。

また、町の広報紙にも掲載することで、空き家を所有する町内に住所がある方への周知を図り、空き家バンク制度の広報を充実していくよう取り組んでいきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 空き家数538棟のうち、約400件は連絡の取りにくい町外という現状は重く受け止めないといけないと思われまます。各自治体は、初年度のビギナーズラック的な反応で安心しないで、空き家所有者に総合的な空き家管理を含め、町外空き家所有者とのコミュニケーション施策を講じているようですので、今後の一般質問では当町の対応策を継続してただしていきたいと思ひます。

次の質問ですが、空き家法第14条により特定空家等の所有者に対して助言・指導、勧告、命令、行政代執行の措置が規定されていますが、当町の現状を質問いたします。

また、長和町空き家対策等適正管理に関する条例施行規則第6条の補助金の交付に関する施行状況について、どの段階で交付されるのか併せて質問いたします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 先ほどの答弁と一部重複する点もございますが、令和4年度の実態調査において、倒壊の危険性が重度でかつ隣接する道路建物に影響があるとされた時点で、長和町空家等対策協議会にて諮り、その後、町が特定空家等に認定することも可能でしたが、一番の所有者等の当事者としては、行政から事前通知等もないまま特定空家候補として一方的に捉えられ、そのことで行政に対する不信にも陥ることが懸念されましたので、まずは現状を把握し、空き家等の適正な管理の推進をしていただくため、所有等をしている空き家の今後の対策について、回答期限を8月18日と設け、7月7日付にて通知をお出しをしたところでございます。

その後9月29日に開催した第6回協議会において回答書等に基づき協議をしたところ、特定空家等に該当すると判断されたことから、10月10日付にて町は特定空家等に認定し、10月13日付で3棟の所有者等に対し法律第14条第1項及び長和町空き家等の適正管理に関する条例第9条に基づきまして、助言及び指導の通知をさせていただいたところであります。

また、長和町空き家等の適正管理に関する条例施行規則第7条の補助金を交付するタイミングですが、同条の記載のとおり「助言もしくは指導または勧告に従って措置を講ずるものに補助金を交付する」とあることから今回の3棟につきましては、交付条件に合致することになりますので、今後の空き家等の解体が適正に行われれば補助金を交付することになるかと思われまます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 3棟の危険空き家の進捗状況が今把握できました。

他自治体の中には「代執行を実施することで、最終的には自治体が対応してくれるという道義的に無責任である的な意味いわゆるモラルハザードを懸念する」、「自主的に改修や除去を実施した所有者等との不公平感を懸念する」として代執行の実施に慎重であるとの内容の記載がありました。が、当町の代執行等の実施に対する見解を質問いたします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 当町の代執行等に対する考えの御質問ですが、空き家はあくまでも私財であることから、町民皆様方からいただいた税金の一部を用いて、行政が主体となる代執行には慎重にならざるを得ず、また、どこの市区町村においても慎重さは同じと考えております。よって、行政代執行に至る前に所有者等には適正な管理を今後もお願いしていきたいというふうに思っております。また結果的に行政代執行になったとしても、関係法令等に基づきこちらも適正な事務処理を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 長和町空家等対策計画には基本目標として、住民協働による管理不全な空き家等の抑制、現存する空き家について対策を講じることと並行して、新たな空き家の発生を未然に防ぐことが必要となり、そのために地域住民との連携と取組の実施が計画されています。

住民や地域との協働で空き家等に関する情報を積極的に収集し、所有者調査を積極的に行いますとありますが、リアルタイムの空き家情報（新規空き家、危険家屋の状況、空き家の解体情報等）の把握のため、住民との協働体制をどのように構築しているのか。

また、所有者調査を行い、他の自治体によってはアンケート方式により、空き家の所有者の空き家に対する意識調査を行っていますが、当町はどのように対応しているのか質問いたします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） リアルタイムといたしましては、近隣住民等からいただく電話や来庁による情報提供や、そのほかに地区担当職員からいただく情報、また町が個別にBランクやCランクの所有者等に対し通知をした後、所有者等から解体が終了した旨や、空き家の管理状況等の連絡により情報を把握しております。

また、空き家の所有者等へのアンケートの実施につきましては、空き家の所有者皆様を対象としたアンケートは実施をしておりませんが、先ほど答弁をさせていただきましたが、Aランク以外の倒壊の危険性が中度のBランク20件、特定空家等候補の倒壊の危険性が重度のCランク3件につきましては、所有者等に対し、空き家の適正管理についてのお願いの通知を出させていただいたときに、空き家に対する今後の対応等のお考えをお聞きしておりますので、必要に応じて所有者の皆様と連携を図りながら適正な空き家の管理に努めておるところでございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 空き家508棟中、アンケート実施23件の現状に申し上げたいことはございますが、私の要望はアンケートそのものではなく、所有者とのコミュニケーション・相談等を通じ空き家問題の解決を図ることですので、その一般質問の趣旨に従って質問を継続いたします。

町は、広報紙及び町ホームページ等を通じて、空き家等の管理について所有者等の啓発に努めるとありますが、広報紙・ホームページへの掲載計画を質問いたします。併せて町外の所有者に対する啓発はどのように行うのか質問いたします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 空き家等の管理についての啓発に関する御質問ですが、ホームページには今年の4月に現行の長和町空家等対策計画に、令和4年度中に行った調査等の成果等を記載し、改定版として公表をしたところでございます。

町外の所有者等につきましては、今までに通知を出し、倒壊の危険度Bランク及びCランクとも9割以上の方が町外に住所を有する親族となっていることから、個別に啓発できているものと考えております。Aランクにつきましては先ほど答弁をさせていただいたとおりですが、空き家バンク等の利活用が期待できることから、担当部局と協力をさせていただきながら、今後、お知らせをしていきたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 計画には「空家等の適正管理のため、空家等の管理代行体制など強化」とありますが、具体的にどのようなものなのか。

例えば、他の自治体では、空き家管理をシルバー人材センター等と協定を結んで、草刈り、剪定、見回り等を行っている事例がありますが、管理代行制度について具体的計画の有無を質問いたします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 法律第3条に「空家等の所有者又は管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適正な管理に努めるものとする」と規定が定められていることから、所有者等がその責任において適正な維持管理に努めるものとなっております。

しかしながら、空き家等の所有者等は、先ほどの答弁でも触れさせていただきましたが、県外に住所を有する方が多く、適正な維持管理ができていない場合も多く見受けられるのが実情でございます。

管理代行とは、自主的な維持管理が困難な人や遠方に居住をしている所有者等を支援するため、所有者等が費用の負担をし、民間事業者が空き家等の管理、建物の外観、屋根、窓等の破損確認や通気、除草、郵便物の転送などを代行するサービスでございます。

町としましては、公益社団法人シルバー人材センターに確認したところ、空き家等の維持管理については、所有者等が個別に依頼をし、作業を実施していることが通例であることから、協定等については現時点では考えておりませんが、今後も公益社団法人シルバー人材センター等による空き家の管理代行についても情報提供できるよう考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 周知・啓発として相続生前対策、相続登記の促進等の記載がありますが、町の広報とかパンフレットの周知・啓発活動について質問いたします。

例えば、安曇野市の「住まいの終活のススメ」ハンドブックには、空き家対策、相続登記、成年後見について、総合的にまとめられたパンフレットがありますが、町の周知・啓発計画は、具体的

にどのように行われているのか質問いたします。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） 空き家に関する周知・啓発に係る御質問でございます。

空き家に関する住民の皆様への周知・啓発につきましては、さきの答弁にもありましたように、空き家の適正管理に関する長和町空家等対策計画の町ホームページでのお知らせや空き家バンクの活用に関するお知らせなどを行っております。

これらのお知らせにつきましては、空き家が発生した後に関わるお知らせであり、議員御質問の相続生前対策、相続登記に関するお知らせにつきましては、特に行っていないという現状となっております。

議員の御質問にありました安曇野市の「住まいの終活のススメ」ハンドブックにつきましては、空き家を所有している方、空き家の売却、賃貸などの利活用を考えている方、これから空き家を所有しそうで、早めに空き家の活用を考えておきたい方などへ、空き家になりそうときに事前に考えておきたいこと、空き家を所有したら考えておきたいことなどについて、分かりやすく記載されています。

町の空き家に関連する担当部署としましては、空き家となった危険家屋の対応につきましては、町民福祉課生活環境係、空き家バンクにつきましては、企画財政課まちづくり政策係が担当していますが、その他の空き家に関わることを担当する部署がない状況となっております。

空き家対策について、総合的に担当できる部署の設置について検討し、当該担当部署が空き家対策全般に関するハンドブック作成などの周知・啓発を行っていくことも併せて検討していきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） ただいまの質問の中に、今回の一般質問の私の質問の重点要諦の一つである空き家対策について総合的に担当できる部署の設置がありますが、具体的にいつまでに検討されるのか質問いたします。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） 空き家対策の総合的担当部署の設置時期に関する御質問でございますが、現在のところ、令和6年度中に設置の検討を行っていきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 危険家屋の対策と空き家バンクの対策ができました。

次は、町民が不安に思っている、これから私の家をどうしようとか、いろいろな相続問題とか、そういったことに関して考えていけるような施策をお願いします。

次の質問です。

空き家の自主的な取組を推進するために、専門家団体連携や相談窓口を設置している自治体が多いのですが、例えば、長野県解体工事協会など、町内にない事業者団体との連携はどうなっている

のか。

今後は、町外、遠方の所有者なども含めた町内外からの空き家に対する様々なニーズに対応するため、各団体との連携協定、問合せ先、相談先の設置は必要だと考えますが、見解を伺います。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） 空き家に関する関係団体との連携や相談窓口などの設置に関する御質問でございます。

町の空き家に関する対応としましては、空き家となった危険家屋の対応と空き家バンクに係る対応となっております。空き家全般に係る相談窓口としての対応は、先ほど答弁させていただきましたとおり、行っていないという状況となっております。

今後、空き家につきましては、増加傾向にあるものと考えます。これに伴い、住民の皆様の空き家に関する問合せや相談事も増え、その内容についても多岐にわたることが考えられます。町だけで空き家に対する対応を全て行うことは困難ですので、空き家の対応につきましては、関係団体との連携が必要になると思われまます。

現在は、空き家バンクの関係で、町内の不動産業者と連携して取り組んでおります。可能な限り、町内の団体などと連携していきたいと考えていますが、空き家対策全般を考えた場合、町内で対応が難しい場合もありますので、議員の御質問の中にもありました空き家解体に係る長野県解体工事協会などとの連携も必要になるものと思われまます。

空き家関係の問合せや相談窓口を設置するとともに、問合せや相談事項に対応するために、関係機関との連携について検討し、必要であれば協定の締結も視野に入れながら、空き家対策を推進していくことができると考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 空き家の適正管理による安全安心の住環境について質問いたします。

地域連携による情報把握、見守り体制の構築、空き家の状況や所有者等に関する情報の把握、その他、空き家の活用等の推進に積極的な役割を果たす見守り体制の構築が必要です。

そのために、各地域の実情に即した体制の整備が必要とありますが、具体的にはどのようなことか、また、当町の実情をどのように捉え、地域連携を進めていくのか質問いたします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 見守り体制の構築についての御質問ですが、適正な管理が行われていない空き家は、防災・衛生・景観等の面から地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしかねないと考えまます。

したがって、魅力ある地域づくり、地域の活性化においては、空き家対策が不可欠な要素になっており、地域の視点で空き家対策に取り組む必要性が高まっています。したがって、空き家管理を空き家の活用と空き家の除去と並ぶ地域の空き家対策の3本柱の一つと位置づけることが重要と考えまます。

体制整備として、地域における空き家見守り管理の仕組みを構築することが必要であることから、地域に空き家管理の正しい知識と的確な仕組みを備えた空き家管理や見守りのための仕組みを構築することによって、空き家の除去や利活用が行われるまでの間、地域が空き家所有者等に対して、空き家の管理を提供できるような環境づくりを目指すことが重要だと考えております。今後、そのための体制づくりの検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 今回は、これで最後の質問になると思います。

計画では、コミュニティによる空き家の維持管理体制の構築を目標に掲げていますが、住民の方から自治会からの情報提供への町、所有者からの対応に対する情報のフィードバックはないのか、隣の空き家の所有者が都市部に住んでいたり、世代が変わり連絡がつかない状況で、長年、空き家になっているが、連絡をどうつけたらいいかなどの近隣に住む住民の不安をどのように解消し、安心して住める町をつくるのか、町の見解を伺います。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 空き家問題に対する住民の不安をどのように解消し、安心して住める町をつくるのか、町の見解についての御質問ですが、現在、住民の皆様からいただいた情報については、進捗状況を見ながら、所有者等の方の了解を得ながら、御連絡等をいただいた方に随時フィードバックをしているところでございます。

また、7月から始めた空き家等の適正管理についての町から通知等に基づき、取り壊し等を行った方につきましては、電話等により終了した旨の連絡をいただいておりますし、固定資産税担当部局が現地調査をした際、取壊ししたことも判明することから、横断的に情報連携を密にして情報収集に努めているところであり、このことは、長和町空家等対策計画に基づき、そして、協議会の委員さんの御協力により、少しずつではありますが、空家の適正管理が進んでいるものと思っております。

よって、今後も長和町空家等対策計画に基づいて実施した危険家屋の取壊しや空き家が適正に管理されていることが、町民の皆様が確認できたり、今後、対応しなければならない対策も含めて実施することが町民の不安解消、そして、心地よい生活を守り、住みやすいまちづくりにつながるものと思っております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 今回のまとめです。

長和町空家等対策計画の具体的施策は、各目標を具体的に実施していくに当たり、多くの課題があります。増加していく空き家に対して、危険家屋の対応は、町民福祉課、空き家バンクは企画財政課まちづくり政策が担当、その他の課題に係る担当部署がないため、住民の要望に答えられていないのが現状です。

長期の危険家屋の対応、空き家バンクと空き家に対する様々な問題を包括的に対応する担当部署

を明確にすることを要望いたします。

空き家を何とかしないといけないが先立つものがとか、空き家バンクの登録も考えたが面倒などの声も住民からいただいております。課題解決のために、まず行政と住民との協働のため、直接対話が有効な手段だったと考えます。

高齢化が進む中で、当町のホームページや広報のみだけではなく、課題解決のために、話し合い等の直接の対話を求め、今回の質問を終わらせていただきます。

○議長（森田公明君） 以上で、4番、佐藤恵一議員の一般質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（森田公明君） 一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日予定した会議は終了いたしました。

会議を閉じ、散会といたします。

散 会 午前10時55分

第 4 号

(1 2 月 1 4 日)

議 事 日 程

令和5年12月14日

午前 9時30分 開議

長和町議会議長

- 日程第 1 報告第27号 長和町教育委員会の点検・評価報告
- 日程第 2 報告第28号 株式会社長和町振興公社第25期決算について
- 日程第 3 報告第29号 株式会社長和町振興公社第26期事業計画について
- 日程第 4 議案第70号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 5 議案第71号 令和5年度長和町一般会計補正予算(第8号)について
(町長提出)
- 日程第 6 議案第72号 令和5年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算
(第3号)について
(町長提出)
- 日程第 7 議案第73号 令和5年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
について
(町長提出)
- 日程第 8 議案第74号 令和5年度長和町介護保険特別会計補正予算(第2号)につい
て
(町長提出)
- 日程第 9 議案第75号 令和5年度長和町観光施設事業特別会計補正予算(第3号)に
ついて
(町長提出)

追 加 議 事 日 程 (第 4 号の追加 1)

令和 5 年 1 2 月 1 4 日

長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 議案第 7 8 号 長和町教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて

(町長提出)

令和5年長和町議会12月定例会（第4号）

令和5年12月14日 午前 9時30分開議

出席議員（10名）

1番	阿部由紀子	議員	2番	龍野一幸	議員
3番	荻野友一	議員	4番	佐藤恵一	議員
5番	田福光規	議員	6番	羽田公夫	議員
7番	原田恵召	議員	8番	小川純夫	議員
9番	渡辺久人	議員	10番	森田公明	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田健一郎	君	副町長	高見沢高明	君
教育長	藤田仁史	君	総務課長	藤田健司	君
企画財政課長	宮阪和幸	君	建設水道課長	龍野正広	君
こども・健康推進課長	小林義明	君	町民福祉課長	藤田孝	君
情報広報課長兼会計管理者	上野公一	君	産業振興課長	中原良雄	君
教育課長	笹井佳彦	君	地球温暖化・景観対策担当課長	西田裕康	君
総務課長補佐	遠藤剛	君	代表監査委員	丸山淳子	君

議会事務局出席者

事務局長	米沢正	君	議会事務局書記	齊藤照恵	君
------	-----	---	---------	------	---

◎開議の宣告

○議長（森田公明君） おはようございます。

令和5年長和町議会第4回定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 報告第27号 長和町教育委員会の点検・評価報告

○議長（森田公明君） 日程第1 報告第27号 長和町教育委員会の点検・評価報告について、担当課長より報告を求めます。

笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） それでは、お手元の議案書第4号の2ページを御覧いただきたいと申します。

報告第27号 長和町教育委員会の点検・評価報告でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、報告させていただくものでございます。

それでは、報告書の4ページを御覧いただきたいと思っております。

教育委員会の開催状況でございますが、定例教育委員会は毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時教育委員会を開催しております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

教育委員会の会議内容でございます。

教育委員会の開催期日、主な会議事項につきましては、5ページから7ページに記載させていただいたとおりでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

点検・評価でございます。

（1）番、対象事業でございますが、評価対象事業は、令和4年度主要施策の成果報告書、町政白書でございます。町政白書に掲載された教育課関係の事業より抜粋し、点検・評価の対象といたしました。

（2）番、評価の判断基準でございますが、評価に当たっては、対象事業ごと各担当係において、表にありますとおり、4段階で自己評価を行ったものでございます。

9ページから11ページにかけては、評価を掲載させていただいておりますので、御覧いただければと思います。

次に、12ページからでございますが、評価した事業の成果及び今後の対策でございます。

内容につきましては、白書より抜粋し要約したものになっております。

最後に、23ページをお願いいたします。

23ページでございますが、外部評価の関係でございます。

点検・評価を行うに当たっては、「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。」とありますので、学識経験者の方より御意見を頂いたものでございます。

学識経験者の方の御意見は、23ページから24ページに掲載させていただきましたので、御覧いただければと思います。

点検・評価の結果を基に、学識経験者の方の御意見も踏まえ、今後の教育行政に当たってまいりたいと考えております。

報告は、以上でございます。

○議長（森田公明君） 報告を終わります。

◎日程第2 報告第28号 株式会社長和町振興公社第25期決算について

◎日程第3 報告第29号 株式会社長和町振興公社第26期事業計画について

○議長（森田公明君） 次に、日程第2 報告第28号 株式会社長和町振興公社第25期決算について及び日程第3 報告第29号 株式会社長和町振興公社第26期事業計画について報告を求めます。

中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） おはようございます。

それでは、報告第28号 株式会社長和町振興公社第25期決算と報告第29号 株式会社長和町振興公社第26期事業計画につきまして、地方自治法の規定により御報告をさせていただきます。

長和町振興公社第25期決算につきましては議案書の25ページから、第26期事業計画につきましては35ページからとなっておりますので、よろしくをお願いいたします。

最初に、第25期決算の関係でございます。

長和町振興公社におきまして、第25期は大きな変化の年でございます。長和町振興公社は、温泉部門を中心とした法人に生まれ変わり、利用者の皆様から喜んでいただけるような温泉を目指し、新たなスタートから2年目を経過したところでございます。

しかし、会社として事業規模が縮小したことに伴い、構造改革、組織改革をせざるを得ない状況となる中、振興公社の在り方検討委員会を開催するなど、協議検討を行ってまいりました。

まず、長和町振興公社の資本金は1億円でございましたが、株主及び関係する皆様の御理解を頂き、資本金を300万円とする無償原資を実施いたしました。このことにより累積欠損の大幅な解消につながりました。

また、経営健全化を目指すため、今期第25期当初から温泉料金を値上げさせていただきました。しかし、前期第24期より売上げは増収となりましたが、エネルギー価格等の高騰により一般管理

費が増大し最終的には減益となりました。

また、組織改革にも取り組んでおり、組織運営を円滑に効率よく、さらにスキルアップを図り、お客様に喜んでいただける温泉を目指し取り組んでいるところでございます。

第25期の決算の詳細につきましては、28ページ以降、貸借対照表、損益計算書などに記載されておりますので後ほど御覧いただければと思います。

次に、第26期の事業計画について説明させていただきます。

議案書の35ページからになりますので、よろしくお願いたします。

長和町振興公社の第26期事業計画につきましては、昨年に引き続きお客様を第一に長和町の温泉施設として、住民の皆様の健康増進維持に貢献してまいりたいと考えております。

温泉部門を中心とし、町民の福祉の向上に努めるとともに、町民皆様の憩いの場となるよう努めてまいります。

また、26期の取組といたしまして、持続可能な取組SDGsのスタートの年としてまいります。

具体的な取組といたしまして、組織改革においてはチーフ・サブチーフ制を導入することにより、職務の分担を明確にし、特に女性が活躍できる組織体制にするるとともに、固定観念にとらわれることなく活気のある職場をつくってまいります。

また、カスタマー、ビジター、ゲストといった客層別の取組を強化してまいりたいと考えているところでございます。

以上で、株式会社長和町振興公社第25期の決算報告及び第26期の事業計画に関する報告とさせていただきます。

○議長（森田公明君） 報告を終わります。

◎日程第4 議案第70号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
(町長提出)

○議長（森田公明君） 次に、日程第4 議案第70号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員長報告を求めます。

田福社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（田福光規君） 社会文教常任委員会では、12月8日に委員会を開催し、今定例会に提案され、委員会付託となりました案件について審査を行いました。

議長の指示に従い、順次、結果を御報告いたします。なお、報告書には、全ての質疑応答の内容を記載しておりますが、本日は丸印をつけた部分を報告させていただきます。

議案第70号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべき

ものと決定いたしました。

質疑応答の内容は、以下のとおりです。

国保税の納期は9期かの問いに対して、そのとおりですとの回答でした。

納付期日が設けられていない4月から6月の間に、産前産後期間が重なった場合の免除方法はその問いに対して、年間の国保税の算定総額から4か月分、多胎の場合は6か月分の保険税を月割りで減額します。年間の国保税から産前産後期間の国保税免除額を差し引いた上で9期に分けて付加されますとの答えでした。

報告は、以上であります。

○議長（森田公明君） 委員長報告を終わります。

議案第70号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第70号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第70号は可決されました。

◎日程第5 議案第71号 令和5年度長和町一般会計補正予算（第8号）について
（町長提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第5 議案第71号 令和5年度長和町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

まず、総務経済常任委員会に付託された議会事務局、総務課、企画財政課、情報広報課、産業振興課及び建設水道課の所管する補正予算について委員長の報告を求めます。

佐藤総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（佐藤恵一君） それでは、私から、総務経済常任委員会は12月7日に委員会を開催し、今定例会に提案された委員会付託となりました案件について審査をいたしました。

議長の指示に従い、順次、結果を報告いたします。なお報告書には、全ての質疑応答の内容を記載しておりますが、本日は丸をつけた部分を報告させていただきます。

議案第71号 令和5年度長和町一般会計補正予算（第8号）について、令和5年度長和町一般会計補正予算（第8号）についてのうち、議会事務局、総務課、企画財政課、情報広報課、産業振興課、建設水道課が所管する議会費、総務費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、災害復旧

費及び関係歳入について審査結果を御報告いたします。

担当の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

質疑の内容は、以下のとおりです。

議会事務局。質疑なし。

総務課総務係。議員より、報酬費面接官謝礼について、外部面接官の依頼回数と誰にお願いしているのか。

担当より、回数は2回で、当初1回の予定でしたので1回追加です。お願いしている方は、オルガン針の総務部長さんです。

議員より、民間の方が面接官となっているのはなぜか。

担当より、民間の採用担当者の方に同席いただき、行政とは違う視点で対応していただいています。

議員より、民間の面接官が合否を決めているのか。

担当より、面接は、町長、副町長、教育長、総務課長、外部面接官の5名で行い、合否については5名の総意で判断しています。

次に、地域公共交通計画策定業務の業務委託料等について。

議員より、デマンド交通のシステム導入費でJRが行うと思うが、導入するシステムの内容についてか。

担当より、AIの導入、初期データの作成、コールセンターのパソコンなどです。

議員より、JRはどこかへ委託するのか。

担当より、そのとおりです。

議員より、地域公共交通計画の委託先は決まっているのか。

担当より、委託先は町へ指定参加願が出ている業者の中から近隣市町村の実績を踏まえて、見積入札で行う予定です。

議員より、地域公共交通計画作成委託料で、補助金をもらうために必要な計画だと思うが、補助金はどのくらいもらえるのか。

担当より、車両の購入やデマンドに移行するための費用などが対象となっていると聞いています。

議員より、計画策定業務委託料800万は安い金額ではないが補助金とのバランスはどうなのか。800万円以上の効果はあるのか。

担当より、巡回バスからデマンド交通へ移行し実施する補助金なので、1回のみではなく継続していただけたらと考えています。車両の購入等も対象となるので800万円以上の効果があると思われます。

議員からの要望、補助金がもらえるような事業を検討し、行ってもらいたい。

次に、デマンド交通について。

議員より、デマンド交通ありきで話が進んでいる感じがするが、住民が置き去りにされている印象があるが。

担当より、令和2年度から大型バスからワゴン車に変更したが、利用者が増えないため同じ経費ならデマンド交通がよいのではないかという結論になりました。公共交通審議会でも数年かけて検討した結果で進んでいます。

議員より要望、デマンド交通もいい面と悪い面があるので、しっかり検討してもらいたい。以前のように地域への説明会を行ってほしい。

担当より、地域への説明会は、コロナで行えずいきましたが、大事な事業は地域へも話をしていきたいと思っています。デマンド交通は、令和6年4月より実証運行していくので、その中で再度検討を行っていく予定です。

次に、巡回バス運行委託料について。

JRと和田バスの配分はどうなっているのか。

担当より、今の巡回バスはJRのみで対応しています。車両が5台あるので、今後JRと和田バスで分けていければと考えています。

次に、総務系の消防費、個別避難計画策定業務委託料について。

個別避難計画が1件7,000円で500件あるが、いつまでに作成するのか。

担当より、1月から3月で50件計画しており、来年度以降も順次作成していく予定です。

議員より、個別避難計画をなぜ総務課で行うのか。データを持っているのは町民福祉課のはず。作成はどこの業者に依頼して行っているのか。

担当より、福祉部署で実施している自治体が多いのは確かですが、協議により総務係で実施することとなり、取組を始めております。データはありませんが、連携を密に推進しています。作成につきましては、7事業所に協力してもらっております。

フォーマットの様式は決まっているのか。各事業所が同じ目線で作成できることが大事。自主防災や地域防災への情報提供はあるのか。

担当より、様式は統一したものがありますので、後ほど資料をお配りします。情報の提供については、本人の同意をもらうので、自主防災や地域防災への情報提供は可能です。

議員より、更新はどのように行っていくのか。その調査も事業者が行うのか。

担当より、更新については、変更書類をその都度役場へ提出するようお願いしております。また、変更に関わる計画書は無償で行っていただく予定です。

次に、出火場所の放送について。

議員より要望、火災放送で発生場所の位置が曖昧で分かりづらい。今ない施設名が放送されているので、正確な情報をお願いしたい。

担当より、以前、取り壊した施設が放送されていたことがあり消防署に伝えたが、再度、要望として消防署をお願いしていきます。

次に、長久保支所係、総務費について。

議員より、支所の鍵の開閉について、回数ほどのくらい増えたのか。

担当より、大山獅子の練習や少年野球教室の子ども食堂、その他のサークル活動なども増えており、利用人数では昨年度比の1.5倍ほどに増えております。

議員より、施設一般管理料・委託料について、時間単価と勤務時間の実績と補正額の算定基準を提示していただきたい。

担当より、長野県シルバー人材センター連合会から最低賃金の改定に伴う単価の増額の通知があり、時間単価で「1,092円」から「1,140円」になりましたので、今後、半年間の増額分として約2万2,000円の増額を見込んでおります。

また、上田地域シルバー人材センターの賃金の変更はありませんが、時間単価は日中が1,001円、夜間が1,112円であり、実績としまして勤務時間は850.25時間、支払いは94万4,104円となっております。10月以降も同程度の利用があると見込むため、年間見込額を上半期の2倍、188万8,000円とし、当初予算の129万7,000円との差額の59万1,000円の増額補正をお願いするものであります。

議員より、予約なく施設を使用しているという話もあるが、把握しているか。

担当より、事実であれば教育委員会に管理を徹底していただきます。

議員より要望、サッカーの団体が暗い中で電気もつけずに練習しているという風景を見かけた。教育委員会には、実態を把握しておいてもらいたい。

議員より要望、長門町民センター集会所ホールの音響が最近特に悪いと感じる。何を言っているのか分からないので、一度点検をしてみてもらいたい。

税務係。質疑なし。

企画財政課まちづくり政策係及び財政係。質疑なし。

情報広報課情報広報係。

議員より、情報セキュリティー関係業務の委託の説明について、なぜ減額になったのか。

担当より、情報セキュリティー関係業務については、職員のセキュリティー研修やセキュリティーに関する監査での委託費となっております。減額については、本業務委託は総務課で行うため減となりました。

議員より、保守料の増額の理由は何ですか。

担当より、本来であればシステム切替えは、今年度予算も認められていたところであり、12月に切替えの予定としていましたが、諸事情により事務が遅れています。12月にシステム切替えをする予定でしたので、ライセンスが12月までの期限でしたので、ライセンスは1年分、その他の委託料は3月まで継続させるための補正です。

議員より、12月の切替え予定であった庁内ネットワーク構築はなぜ遅れているのか。

担当より、職員の休職により業務量が増えたため、仕様書作成等時間がかかり、切替え予定が遅

れています。また、ウクライナ情勢もあり、機材の確保も不明であることから、諸般の事情を勘案して本事業を進めていきたいと思えます。

次に、産業振興課農政係、農林水産業費について。

議員より、鳥獣被害防止総合対策交付金について、全額国庫補助ということであるが、全ての長門牧場の獣害柵に使われているのか、また、在庫はあるのか。

担当より、設置箇所は長門牧場の草地の部分に該当し、全て国庫補助で対応しております。また、来年度以降は、牧場の北側のエリアで利用権設定をされているほうの部分も含まれていきます。国庫補助とは別に、町単事業という形で補修用資材として本年度55万円、獣害柵約200メートル分の資材を購入させていただいております。資材が少なくなってきましたので、令和6年度予算で購入し、対応していきたいと考えております。

議員より、単年度の中で10キロメートル近く資材が入っていると思うが、全て設置はできているのか、また、年度は令和4年度で合っているのか。

担当より、令和4年度の予算で計上し、冬場に交付決定がされるため、令和5年度に繰り越し対応している状況です。そのため今回も令和5年度の予算計上をし、令和6年度に繰り越す形になると見込んでいます。

また、設置延長については、工期が1月末となっており、牧場にて順次対応しており、設置済みの延長については、おおむね3キロメートル近く終えられていると報告を受けております。

議員より、牧場の獣害柵について、計画ではどのくらい距離を設置する予定ですか。

担当より、牧場の獣害柵については、3年計画で予定しており現在2年目です。計画では、まず1年、2年目でレストハウスと牛舎一帯の草地、最終年で残りの部分と雨境の下にダッタンそばや丸山製菓の圃場があり、そちらの北側のエリアで総延長15キロメートルとなります。

議員より、マルシェ黒耀のレジシステムの補正についてですが、管理は誰が行っているのか。

担当より、マルメロエイトで使用している既存のレジシステムであるため、引き続きマルシェ黒耀のほうで管理のほうをしていただきます。今回、インボイスの関係で法令の変更によるプログラムの改正になりますので、事業者そのものに変更はございません。

次に、林務係、農林水産業費及び災害復旧費について。

議員より、松くい虫被害が増えている状況の中で、委託料が減額となっているが、当初では多く計上してあったのか、また処理は間に合っているのか。

担当より、多く発生したことを想定し、多めに計上をしておりました。実際に多く発生いたしましたので追加の要望をいたしました。今年度は追加の要望が認められませんでしたので、内示額にあわせ減額をいたしました。また、処理につきましては、伐倒薫蒸処理では間に合わない地域が出始めております。そういった地区は、今後自主転換に切り替えるとともに、標高の高い地域から優先的に伐倒薫蒸処理を進めてまいります。

議員より、有害鳥獣駆除対策協議会補助金に定住自立圏とあるが、こういった補助金で交付額は

どれくらいになるのか。

担当より、定住自立圏に関する事業の一つに、有害鳥獣駆除に関する経費の特別交付税があり、その特別交付税を財源としております。交付額につきましては、今年度事業が終わった後に精算し、金額が決定いたしますので、現段階では金額はお示しができない交付金です。

議員より、有害鳥獣駆除に関する増額補正があるが、今年度の実績と生育数の状況はどうか。

担当より、現在確認済みの頭数は650頭ですが、令和5年度末では896頭を見込んでいます。生息数については、有害鳥獣駆除従事者から聞いた状況や樹木の被害状況から減っていると推測しています。

議員より、松くい虫もそうだが、長和町だけで頑張っても他市町村から流入しては意味がない。他市町村との状況や組織はどうなっているのか。

担当より、近隣市町村でも各協議会等があり、協議会等が中心となり駆除等を行っております。上小管内だけでなく、立科、茅野等との情報共有もしていきたいと考えております。

次に、商工観光係、商工費について。

耐震改修事業について、実施者の詳細を教えてください。

担当、令和3年度の耐震診断を行い、今年度改修要望した長久保地区の個人1件です。

次に、建設水道課建設耕地係、農林水産費。質疑なし。

建設耕地係、土木費について。

議員より、和田中学校体育館裏の委託料150万円の内容を説明してください。

担当より、奥に交換した人の土地があり、そこに行くための道路を分筆するための測量費です。

議員より、今後、登記費用や買収費用等発生するのか。

担当より、分筆するのは町の土地になります。

議員より、松尾橋の工事の発注時期と契約方法を教えてください。

担当より、年末までにどうしても補修する必要があったため、今ある予算の中で一部先行して工事を行っております。契約方法は、随意契約です。

建設耕地係、災害復旧費。質疑なし。

以上が、質疑応答の内容です。

○議長（森田公明君） 次に、社会文教常任委員会に付託された町民福祉課、こども・健康推進課及び教育課の所管する補正予算について、委員長の報告を求めます。

田福社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（田福光規君） 議案第71号 令和5年度長和町一般会計補正予算（第8号）についてのうち、町民福祉課、こども・健康推進課、教育課が所管する総務費、民生費、衛生費、農林水産費、教育費及び関係歳入について審査を行った結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は、以下のとおりであります。

まず、町民福祉課です。

通所通園等推進事業の対象人数と通所頻度はどうかとの問いに対して、今年度の補助対象者は1名であり、週5回の通所となっていますとの回答でした。

障がい児通所支援について、サービス利用者は何名程度かの問いに対して、毎月16から17名ほどの利用実績となっていますとの回答でした。

次に、生活環境係です。

防犯灯の修繕費に関わる費用について、支柱の交換となると費用はどの程度かかるのかとの問いに対して、1基当たり9万9,000円が経費として必要となりますとの答えでした。

同じような形状のものが町内には多くあるが、全ての箇所でも1基当たり、その金額が必要かというところで、そのとおりですとの回答でした。

反射鏡の修繕について、破損の程度がそれぞれ違うと思うが、どのように破損しているのかお伺いしたいとの問いに対して、2基のうち鏡面交換のみ行う反射鏡については、鏡面が白く濁ってしまい反射鏡としての機能を果たせなくなっていることから修繕を行います。

立て直しを行うものについては、鏡面の曇りが主な修繕内容ですが、この反射鏡は建物の壁面に強化されており、建物自体が老朽化しているために、そこに新たに反射鏡を強化するのは落下等の危険が高くなることから、鏡面の交換だけでなく隣接する場所に立て直しを行いますとの回答でした。

どちらも鏡面が白く濁ったため利用できないという状況だと思うが、設置されてからどの程度の期間で利用が難しくなるのか。また利用不可となるまでに手を加えることがあったのかとの問いに対して、反射鏡の耐用年数は10年前後であるが、設置されている場所や車両の交通量によっても劣化の程度は変わってきます。

また、鏡面の交換を行う前に、鏡面の曇りが人の手で落ちるのかどうかの確認は行っています。なお、白く濁ってしまうと、利用可能なまでに復旧させることは、人の手では難しいため、基本的には鏡面の交換を行うよう判断していますとの回答でした。

職員としても定期的に町内の巡回をしていただき、要望として上げられていなくても済むように対応を行ってほしいとの要望に対して、この件については、町では郵便局と連携を行い、道路の陥没や交通安全に関わることに異常があれば、配達員さんから町側に御報告を頂いています。今後も他機関と連携し、地域の見守りを行っていきたいと思いますとの回答でした。

次に、生活環境係です。

汚泥再生処理センター制御機器交換工事資料について説明をお願いしたいということに対して説明がございました。

修繕が2つあるということだが、それぞれの金額の内訳を教えてくださいとの問いに対して、機器代における費用としては、インバーターはおよそ7万円となり、シーケンサについては25万

円という内訳です。あとは作業費、諸経費を含めた金額で、今回補正をお願いする金額となりますとの回答でした。

こういった修繕を行う場合は、複数の業者から見積もりを取るのか、それとも入札を行うのかとの問いに対して、本来は金額的に入札扱いとなりますが、本施設は設計から管理まで全て共和化工株式会社で行っており、特殊な機材を扱っているため、同会社の随意契約でお願いしたいと考えていますとの回答でした。

生ごみ処理機の購入費補助について、今年度の受付数と、これまでの累計受付数を教えてほしいとの問いに対して、今年度は当初予算で4件、9月補正で3件の増、今回の補正で2件の増となり、合計9件の受付を行いました。累計受付数については、200名以上の方からの申請を受け付けていますとの回答でした。

次に、こども・健康推進課です。

子育て支援係、ながと保育園は電気料を増額計上しているが、和田保育園はどのような見通しかとの問いに対して、年度末までに試算をしたところ増額の必要はない見込みです。夏に一部屋に集まってエアコンの利用をするなどしていたため電気料は抑えられていますとの回答でした。

電気料が高くなることは、予想していたと思うが、ながと保育園において和田保育園のような努力をしたのかとの問いに対して、今年の夏は例年に比べ暑かったため、エアコンの使用頻度が高かったことも原因の一つと考えます。

また、昨年度と比較すると1か月分の電気料金が1.2から1.3倍近い支払いとなっています。節電に努めているが、子供たちの健康を重視し、エアコンを使用させていたため不足となる見込みです、との回答でした。

次に、健康づくり係です。

産前産後子育てサポーター養成講座の参加希望者がいなかったということだが、どのような人を対象にしているか、子育ての経験者等に呼びかける方法はどうか、何人集まれば講座が成立するかとの問いに対して、誰でも応募することができるが、民生児童委員、健康づくり推進委員や子育てを経験した方等に積極的に声をかけ、周知をし、来年度講座を開催していきたい。

費用対効果を考え、5人以上は必要と考えている。今までも開催したことがあるが、助産所と東御の助産師、長野大学の先生等を講師としています。来年度も同様に講座を開設していきたいと考えていますとの回答でした。

人件費については、総務課で把握しているということだが、こども・健康推進課で状況を把握すべきではないかとの問いに対して、総務課総務係が人件費を把握しています。データについては委員会だと分かれてしまうので、今後担当課で説明できるよう情報共有を図り回答できるようにしていきたいとの回答でした。

次に、教育課です。文化財係です。

永代人馬施行所の屋根修理工事について、今後も維持管理費が相当かかると思われるが、国、県

の補助はとの問いに対して、国の史跡に指定されており、大規模な修理には国が50%、県が上限50万円で3%の補助があるとの回答でした。

半分は町の負担となるが、今後の維持管理について、どのように考えているかとの問いに対して、旧和田村で歴史の道保存整備補助事業により中山道とともに当時の姿に復元整備して、国史跡指定を受けており、屋根を鉄板びきにすることは難しいものであると考えます。ボランティア団体の和田塾おてんまの会の協力を得ながら、日頃の清掃や手入れ、いろり火をたくなどして建物が長持ちするよう維持管理に努めていきますとの回答でした。

次に、人権男女共同参画係です。

隣保館費の建物修繕費の内容についての問いに対して、ふれあい館施設における修繕費として、非常ドアの部品一部交換、誘導灯のバッテリー交換、ファクス回線ルーターの交換、集会室倉庫の天井部分の漏水修繕の4か所の費用ですとの回答でした。

報告は、以上であります。

○議長（森田公明君） 委員長報告を終わります。

議案第71号 令和5年度長和町一般会計補正予算（第8号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第71号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第71号は可決されました。

◎日程第6 議案第72号 令和5年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）について

（町長提出）

◎日程第7 議案第73号 令和5年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

（町長提出）

◎日程第8 議案第74号 令和5年度長和町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

（町長提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第6 議案第72号 令和5年度長和町松国民健康保険特別会

計（事業勘定）補正予算（第3号）についてから、日程第8 議案第74号 令和5年度長和町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてまでを一括して議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

田福社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（田福光規君） 議案第72号 令和5年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は、以下のとおりです。

保険者努力支援制度とは、どのようなものかとの問いに対して、平成27年の国民健康保険法等の改正により、都道府県及び市町村における医療費適正化に向けた取組に対する支援として、各保険者の取組状況に応じて交付金を交付する制度です。保険者における医療費適正化の取組評価指標が毎年設定され、その達成状況に応じて交付金が決定されますとの回答でした。

次に、議案第73号 令和5年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第74号 令和5年度長和町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は、以下のとおりです。

歳出の保険給付費について、特定財源その他において特定財源が減額になったのはなぜかとの問いに対して、国、県からの実績額を基に減額を行っており、当初の見込みより人数が減少していますとの回答でした。

報告は、以上です。

○議長（森田公明君） 委員長報告を終わります。

最初に、議案第72号 令和5年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第72号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長

報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第72号は可決されました。

次に、議案第73号 令和5年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第73号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第73号は可決されました。

次に、議案第74号 令和5年度長和町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第74号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第74号は可決されました。

◎日程第9 議案第75号 令和5年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第3号）について

(町長提出)

○議長（森田公明君） 次に、日程第9 議案第75号 令和5年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

佐藤総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（佐藤恵一君） 議案第75号 令和5年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第3号）について、担当者から説明の後、質疑を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は、以下のとおりです。

議員より、財産区繰入金の詳細を教えてくださいとの問いに対して、学者村「風の庭」建設繰入金古町財産区200万円、長久保財産区100万円、合計300万円及び学者村別荘地景観整備繰入金は、区画単価が「2,000円」から「1,400円」に減額になりました。減額となる財産区繰入金は、古町・長久保財産区で、合計マイナス36万7,200円、よって、合計で263万2,000円の増額補正をお願いするものでありますとの回答でした。

議員より、4年ぶりに関東方面に滞納整理を実施するとのことだが、何名で実施する予定かとの問いに対して、建設水道課長と担当係員の2名で実施する予定です。滞納者の生活実態を確認してまいりますとの回答でした。

以上が、質疑応答の内容です。

○議長（森田公明君） 委員長報告を終わります。

議案第75号 令和5年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第3号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第75号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第75号は可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時20分

再 開 午前10時35分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここでお諮りいたします。お手元に配付のとおり、町長から追加案件が提出されております。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ただいま追加した議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本日審議し、即決といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、追加した案件は本日審議することに決定いたしました。

◎日程第1 議案第78号 長和町教育委員会の教育長の任命につき同意を求めること
について

○議長（森田公明君） 追加議事日程第1 議案第78号 長和町教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについてを上程いたします。

議案第78号 長和町教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで、藤田仁史教育長の退席を求めます。

しばらくお待ちください。

（藤田教育長退席）

○議長（森田公明君） 町長より提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 先ほどは、本定例会に上程いたしました全ての議案につきまして、賛成・可決いただきましてありがとうございます。

それでは、本議会に追加議案として提案させていただきました議案でございます。

教育長の任命案件、議案第78号 長和町教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

前教育長であります藤田仁史氏は、令和5年12月21日付をもちまして任期満了となりますが、引き続き藤田仁史氏を教育長として任命をしたいので、議会の同意をお願いするものでございます。

藤田教育長は、任期中、コロナ禍における学校運営や社会教育活動に腐心し、生活や社会活動が停滞する中で、ICT環境を整備し、GIGAスクール構想の実現を図るなど学校運営に意欲的に取り組みました。

児童数が減少している和田小学校の運営問題において、中心的な役割を担い、複式学級の導入を進め、実施までまとめ上げられました。

さらに今後、小学校の運営はもとより、「子どもを育てるなら長和町」という私の施政方針に基づき、手厚い子育て支援のまちづくりを実現するためにも、引き続き教育長として町の充実した教育行政の発展のため御尽力を頂きたいと考えております。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願いを申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

以上、議案第78号について提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（森田公明君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案は、質疑、討論を省略したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、これより議案第78号を採決いたします。議案第78号について、同意することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第78号は同意されました。

藤田仁史教育長の除斥を解きます。

しばらくお待ちください。

（藤田教育長着席）

○議長（森田公明君） それでは、ただいま同意されました藤田仁史教育長から挨拶をお願いします。

○教育長（藤田仁史君） ただいま教育長の任命につきまして御同意を賜りました藤田仁史でございます。

3年前にも申し上げましたが、改めて教育長という職務の重責を考えますと、大変身の引き締まる思いでございます。

この間、和田小学校では、児童数の減少により令和4年度から複式学級が導入されましたが、その前年から学校長を中心に、いかに児童のために教育環境を整えるか、1年をかけて研究し、万全の体制で新入生を迎え入れることができました。

現在も1年生から6年生の子供たちが、一緒に楽しく学校生活を送れるよう、地域の大勢の皆様方のお力添えを頂きながら、少人数の強みをしっかりと生かした学校運営を行っているところでございます。

新たに3年の任期で御同意を賜りましたが、もとより微力でございますので、関係する皆様方のお力添えを賜りながら、長和町教育の充実・発展のために努めてまいり所存でございますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、現在の少子高齢化、国際化、情報化などの急速に変化をする社会情勢に加え、ロシアによるウクライナへの侵攻やハマスのイスラエル襲撃から始まったガザ地区での戦闘では、多くの尊い命が失われています。亡くなられた方々へお悔やみを申し上げますとともに、一刻も早く停戦となることを強く望んでおります。

今の世の中は、様々な形で世界中の人々がつながっており、よいことも悪いことも何かのきっかけで世界が大きく変わる時代です。

子供たちには、幅広い知識と教養を身につけるとともに、心豊かで健やかに、個人の価値を尊重し、自然を大切にし、伝統と文化を尊重して、それらを育んできたふるさとを愛するとともに、他の国を尊重し、自ら考え、変化の激しい社会の中でたくましく生き抜いていく力を養うことがとても重要でございます。

このような中で、学校教育では学力の向上と定着、ICTの有効活用、充実した外国語教育、心に悩みを持つ子供への支援、児童数減少に対応した全学年での学習、教科担任制、各小学校間の連

携や交流、合同授業など、より教育効果を高められるような取組を進めてまいりたいと考えております。

児童数の減少につきましては、現在、保護者の皆様に小規模特認校・就学特例制度及び学校の在り方について御意見を伺っているところでございます。

人口減少・少子化の波は、全国的な問題でもあり、今後、国の動向や町の施策などを踏まえるとともに、地域の皆様のお考えをお聞きしながら、慎重に対応してまいりたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

また、社会教育の面では、新型コロナウイルス感染症により人々が集まって活動することが困難な状況となり、各種講座やグループやサークルでの小集団活動への参加者が減少している様子が見られますが、アフターコロナを見据えて、余暇の時間の増加や趣味の多様化に対応しながら、生きがいづくりや心豊かな生活を支えるために、生涯を通して学べる学習の場を提供し、健康長寿のまちづくりの一翼を担えればと思っております。

子供から高齢者まで幅広く学習できる環境づくり、地域主導の公民館活動など、町民の皆様の学びの支援、人と人とが尊重され、男女が平等に相互の人権や多様性を認めながら、共に生きる社会を実現するための人権教育を進めるとともに、青少年健全育成では、家庭・学校・地域の皆様と相互に連携をしながら取り組んでまいります。

さらに地域文化の伝承、日本遺産に認定された黒耀石鉱山や中山道といった歴史遺産を教育面だけでなく、地域振興の核として積極的に活用していかれるよう関係部署とも連携を図っていかねればと思っております。

最後に、町民の皆様、議員各位、教育関係者、団体等の皆様方の御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

◎閉会の宣告

○議長（森田公明君） 以上で、本定例会に提出された案件は、全て終了いたしました。

よって、令和5年12月長和町議会第4回定例会を閉会といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、令和5年12月長和町議会第4回定例会を閉会といたします。

閉 会 午前10時45分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

長和町議会議長 森 田 公 明

長和町議会議員 佐 藤 恵 一

長和町議会議員 羽 田 公 夫

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

長和町議会議長

長和町議会議員

長和町議会議員